

# 目 次

## ○第1号（3月1日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	3
開会・開議	4
町長挨拶	4
諸般の報告	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定	5
日程第 3 委員会議案審査報告(総合計画特別委員長報告)(継続審査中の令和 3年議案第63号)	6
日程第 4 令和3年 議案第63号 第6次吉岡町総合計画基本構想について	7
日程第 5 議案第 4号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部 を改正する条例	8
日程第 6 議案第 5号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正 する条例	11
日程第 7 議案第 6号 吉岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例	12
日程第 8 議案第 7号 群馬県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議 について	13
日程第 9 議案第 8号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団 体の数の増加及び同委員会規約の変更に関する協議 について	15
日程第10 議案第 9号 行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理 に関する条例	16
日程第11 議案第10号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	18
日程第12 議案第32号 吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一 部を改正する条例	19
日程第13 議案第11号 吉岡町障害者特別年金支給条例の一部を改正する条	

	例	20
日程第14	議案第12号 渋川地域介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について	22
日程第15	議案第13号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例	23
日程第16	議案第14号 吉岡町農産加工販売施設の設置及び管理に関する条例及び道の駅よしおか温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	24
日程第17	議案第15号 町道路線の認定・廃止について	30
日程第18	議案第16号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算(第11号)	32
日程第19	議案第17号 令和3年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第2号)	38
日程第20	議案第18号 令和3年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	40
日程第21	議案第19号 令和3年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)	41
日程第22	議案第20号 令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	42
日程第23	議案第21号 令和3年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)	44
日程第24	議案第22号 令和3年度吉岡町水道事業会計補正予算(第3号)	45
日程第25	議案第23号 令和3年度吉岡町下水道事業会計補正予算(第3号)	46
日程第26	諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について	48
日程第27	請願第1号 「育児休業の保育要件」の緩和に関する請願	49
日程第28	町長施政方針	49
散会		55

## ○第2号(3月2日)

議事日程	第2号	57
本日の会議に付した事件		57
出席議員		58
欠席議員		58
説明のため出席した者		58
事務局職員出席者		58

開 議	5 9
日程第 1 町長施政方針に対する質問	5 9
日程第 2 議案第 2 4 号 令和 4 年度吉岡町一般会計予算	6 6
日程第 3 議案第 2 5 号 令和 4 年度吉岡町学校給食事業特別会計予算	8 6
日程第 4 議案第 2 6 号 令和 4 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算	8 7
日程第 5 議案第 2 7 号 令和 4 年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計 予算	8 9
日程第 6 議案第 2 8 号 令和 4 年度吉岡町介護保険事業特別会計予算	9 0
日程第 7 議案第 2 9 号 令和 4 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算	9 3
日程第 8 議案第 3 0 号 令和 4 年度吉岡町水道事業会計予算	9 5
日程第 9 議案第 3 1 号 令和 4 年度吉岡町下水道事業会計予算	9 8
散 会	1 0 1

### ○第 3 号（3 月 3 日）

議事日程 第 3 号	1 0 3
本日の会議に付した事件	1 0 3
出席議員	1 0 4
欠席議員	1 0 4
説明のため出席した者	1 0 4
事務局職員出席者	1 0 4
開 議	1 0 5
日程第 1 一般質問	1 0 5
◇富岡大志君	1 0 5
◇廣嶋 隆君	1 2 4
◇富岡栄一君	1 4 3
散 会	1 5 8

### ○第 4 号（3 月 4 日）

議事日程 第 4 号	1 5 9
本日の会議に付した事件	1 5 9
出席議員	1 6 0
欠席議員	1 6 0
説明のため出席した者	1 6 0

事務局職員出席者	160
開 議	161
日程第 1 一般質問	161
◇小池春雄君	161
◇飯島 衛君	178
散 会	195

○第5号（3月16日）

議事日程 第5号	197
本日の会議に付した事件	199
出席議員	200
欠席議員	200
説明のため出席した者	200
事務局職員出席者	200
開 議	201
日程第 1 委員会議案審査報告（総務産業・文教厚生 各常任委員長及び予算 決算特別委員長報告）	201
日程第 2 議案第 4号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部 を改正する条例	205
日程第 3 議案第 5号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正 する条例	206
日程第 4 議案第 6号 吉岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例	206
日程第 5 議案第 7号 群馬県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議 について	206
日程第 6 議案第 8号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団 体の数の増加及び同委員会規約の変更に関する協議 について	207
日程第 7 議案第 9号 行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理 に関する条例	207
日程第 8 議案第10号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	208
日程第 9 議案第32号 吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一 部を改正する条例	208
日程第10 議案第11号 吉岡町障害者特別年金支給条例の一部を改正する条	

	例	209
日程第11	議案第12号 渋川地域介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について	209
日程第12	議案第13号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例	210
日程第13	議案第14号 吉岡町農産加工販売施設の設置及び管理に関する条例及び道の駅よしおか温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	210
日程第14	議案第15号 町道路線の認定・廃止について	211
日程第15	議案第16号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算(第11号)	211
日程第16	議案第17号 令和3年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第2号)	211
日程第17	議案第18号 令和3年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	212
日程第18	議案第19号 令和3年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)	212
日程第19	議案第20号 令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	213
日程第20	議案第21号 令和3年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)	213
日程第21	議案第22号 令和3年度吉岡町水道事業会計補正予算(第3号)	214
日程第22	議案第23号 令和3年度吉岡町下水道事業会計補正予算(第3号)	214
日程第23	委員会議案審査報告(予算決算特別委員長報告)	215
日程第24	議案第24号 令和4年度吉岡町一般会計予算	216
日程第25	委員会議案審査報告(総務産業・文教厚生 各常任委員長報告)	218
日程第26	議案第25号 令和4年度吉岡町学校給食事業特別会計予算	220
日程第27	議案第26号 令和4年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算	221
日程第28	議案第27号 令和4年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	221
日程第29	議案第28号 令和4年度吉岡町介護保険事業特別会計予算	221
日程第30	議案第29号 令和4年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算	222
日程第31	議案第30号 令和4年度吉岡町水道事業会計予算	222
日程第32	議案第31号 令和4年度吉岡町下水道事業会計予算	223
日程第33	請願の付託案件審査報告(文教厚生常任委員長報告)	223

日程第34	請願第 1号 「育児休業の保育要件」の緩和に関する請願	224
日程第35	発委第 1号 ロシアによるウクライナ軍事侵攻に対する非難決議	225
日程第36	議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について	226
日程第37	総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	226
日程第38	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	226
日程第39	議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	226
日程第40	予算決算特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について	226
日程第41	議会議員の派遣について	227
町長挨拶		228
閉 会		228

# 令和4年第1回吉岡町議会定例会会議録第1号

令和4年3月1日（火曜日）

## 議事日程 第1号

令和4年3月1日（火曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 委員会議案審査報告（総合計画特別委員長報告）（継続審査中の令和3年議案第63号）  
（委員長報告に対する質疑）
- 日程第 4 令和3年 議案第63号 第6次吉岡町総合計画基本構想について  
（討論・表決）
- 日程第 5 議案第 4号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
（提案・質疑・付託）
- 日程第 6 議案第 5号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
（提案・質疑・付託）
- 日程第 7 議案第 6号 吉岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例  
（提案・質疑・付託）
- 日程第 8 議案第 7号 群馬県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について  
（提案・質疑・付託）
- 日程第 9 議案第 8号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び同  
委員会規約の変更に関する協議について  
（提案・質疑・付託）
- 日程第10 議案第 9号 行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例  
（提案・質疑・付託）
- 日程第11 議案第10号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
（提案・質疑・付託）
- 日程第12 議案第32号 吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
（提案・質疑・付託）
- 日程第13 議案第11号 吉岡町障害者特別年金支給条例の一部を改正する条例  
（提案・質疑・付託）
- 日程第14 議案第12号 渋川地域介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について  
（提案・質疑・付託）

- 日程第15 議案第13号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第16 議案第14号 吉岡町農産加工販売施設の設置及び管理に関する条例及び道の駅よしおか温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第17 議案第15号 町道路線の認定・廃止について  
(提案・質疑・付託)
- 日程第18 議案第16号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算(第11号)  
(提案・質疑・付託)
- 日程第19 議案第17号 令和3年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第2号)  
(提案・質疑・付託)
- 日程第20 議案第18号 令和3年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)  
(提案・質疑・付託)
- 日程第21 議案第19号 令和3年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)  
(提案・質疑・付託)
- 日程第22 議案第20号 令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)  
(提案・質疑・付託)
- 日程第23 議案第21号 令和3年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)  
(提案・質疑・付託)
- 日程第24 議案第22号 令和3年度吉岡町水道事業会計補正予算(第3号)  
(提案・質疑・付託)
- 日程第25 議案第23号 令和3年度吉岡町下水道事業会計補正予算(第3号)  
(提案・質疑・付託)
- 日程第26 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について  
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第27 請願第1号 「育児休業の保育要件」の緩和に関する請願  
(提案・質疑・付託)
- 日程第28 町長施政方針  
(演述)

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ



## 出席議員（13人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
8番	村越 哲 夫 君	9番	坂田 一 広 君
10番	飯島 衛 君	11番	平形 薫 君
12番	山畑 祐 男 君	13番	小池 春 雄 君
14番	岩崎 信 幸 君		

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総 務 課 長	高田 栄 二 君
企画財政課長	高橋 淳 巳 君	住 民 課 長	中島 繁 君
健康子育て課長	米沢 弘 幸 君	介護福祉課長	永井 勇一郎 君
産業観光課長	岸 一 憲 君	建 設 課 長	大澤 正 弘 君
税務会計課長	中澤 礼 子 君	上下水道課長	笹沢 邦 男 君
教育委員会事務局長	小林 康 弘 君		

---

## 事務局職員出席者

事 務 局 長 福 島 良 一 主 事 岸 美 穂

## 開会・開議

午前9時30分開会・開議

議長（岩崎信幸君） 皆さん、おはようございます。

第1回定例会を開会する前に一言申し上げます。本定例会において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために、本会議及び各委員会において、必ず手指消毒、マスクの着用を徹底し、質疑・回答等はなるべく簡潔にさせていただき、また会議中、適切な時間にて休憩を取り、室内の空気の入替えを行います。休憩時間等においても、必要最低限の会話にとどめていただくようお願いいたします。

2月21日の議会運営委員会において、感染拡大防止の対応として協議・決定されたものですので、そのように対応していただくようお願いいたします。

ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達していますので、令和4年第1回吉岡町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

---

## 町長挨拶

議長（岩崎信幸君） 町長より発言の申入れがありましたので、これを許可します。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） おはようございます。令和4年第1回吉岡町議会定例会の開会に当たりますて、ご挨拶を申し上げます。

例年より少し寒く、積雪も何度かありました2月が終わり、いよいよ春の気配が感じられてきました。

そんな中、突如起こった世界を震撼させる出来事が、去る2月24日、ロシア軍がウクライナに軍事侵攻を開始し、民間人にも死者が出る状況となっております。国際的な紛争解決の手段として直接軍事行動に出ることは、あってはならないことでもあります。この軍事侵攻が早期に停戦するよう、また平和的な解決に向けた協議が進展するよう願ってやみません。No war please.

さて、本日、令和4年第1回定例議会が、議員各位の出席の下、開会できますことに感謝と御礼を申し上げます。

令和4年度は、これからの10年間の吉岡町を見据えた吉岡町第6次総合計画に基づく施策運営に取りかかる初年度にさせていただきたいと思っております。本定例会では、令和4年度の一般会計並びに特別会計当初予算をはじめとする議案30件を上程させていただきました。何とぞ慎重審議の上、いずれも原案どおり可決、承認くださいますよう、よ

ろしくお願い申し上げます。

皆様方におかれましては、大変お忙しい中ではございますが、どうかよろしくお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

---

## 諸般の報告

議長（岩崎信幸君） 次に、諸般の報告をいたします。

お手元に配付してある書面のとおりです。それをもって諸般の報告といたします。

それでは、お手元に配付してあります議事日程（第1号）により会議を進めます。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岩崎信幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、吉岡町議会会議規則第119条の規定により、議長において、3番飯塚憲治議員、4番廣嶋 隆議員を指名します。

---

## 日程第2 会期の決定

議長（岩崎信幸君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

会期の決定については、議会運営委員会に付託してありますので、山畑委員長より委員長報告を求めます。山畑委員長。

〔議会運営委員長 山畑祐男君登壇〕

議会運営委員長（山畑祐男君） 12番山畑です。議会運営委員会からの報告を行います。

2月21日月曜日、午前9時半から全員協議会室において、委員全員、議長、副議長、執行側からは町長、副町長、教育長、関係課長、局長の出席の下、議会運営委員会を開催し、令和4年第1回定例会の会期及び会期日程について協議をいたしました。

本定例会の会期は、本日3月1日火曜日から3月16日水曜日までの16日間と決まりました。

町長施政方針に対する質問は3月2日水曜日、一般質問は3月3日木曜日と3月4日金曜日の2日間と決まりました。

なお、会期日程の詳細につきましては、お手元に配付したとおりであります。

また、当委員会において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために、先ほど議長が述べた内容や、陽性者等が出た場合の本定例会での対応について協議・決定されたことを併せてご報告いたします。

以上、報告といたします。

議長（岩崎信幸君） 委員長報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの委員長報告のとおり、会期を3月1日から3月16日までの16日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

山畑委員長、自席にお戻りください。

よって、会期は3月1日から3月16日までの16日間と決定しました。

なお、日程はお手元に配付したとおりであります。

---

### 日程第3 委員会議案審査報告（総合計画特別委員長報告）（継続審査中の令和3年議案第63号）

議長（岩崎信幸君） 日程第3、委員会議案審査報告を議題とします。

この案件は、令和3年第4回定例会において、総合計画特別委員会に付託され継続審査に付されていた令和3年議案第63号 第6次吉岡町総合計画基本構想についてであります。

それでは、総合計画特別委員会、平形委員長、委員長報告をお願いします。平形委員長。

〔総合計画特別委員会委員長 平形 薫君登壇〕

総合計画特別委員長（平形 薫君） 11番平形です。総合計画特別委員会の審査報告を行います。

総合計画特別委員会では、昨年12月1日の本会議において、議長より付託されました議案第63号 第6次吉岡町総合計画基本構想につきまして、12月8日、本年1月13日、2月1日、2月16日の4日間にわたり、役場2階、大会議室において、委員、議長、執行側より町長、副町長、教育長及び関係課長・室長の出席の下、審査をいたしましたので、報告をいたします。

審査においては、計画案にあるとおり、序論、基本構想、基本計画について、順次審査を進めました。

序論においては、SDGs、ダイバーシティ、プラットフォーム・ビルダーといった、町民に広くには理解されにくい言葉よりも、分かりやすい文言を使うべきではないかとの意見に、資料編において、できる限り説明するとのことでした。

また、11年前の第5次総合計画の評価について、担当部署による評価であることから、総合評価が92.1点となっており、いかがなものかとの指摘があり、AからEまでの5段階評価の内訳が分かるように修正を行いました。

基本構想においては、この計画は、令和4年度から13年度の10年間であること、基

本計画は、令和4年度から8年度までの5か年間の前期計画であること、実施計画は、3か年計画で現在策定中であり、毎年度策定しローリングを行うとのことでした。

基本計画においては、質疑は多岐にわたりました。英語の片仮名表記を分かりやすい言葉に変えるべきとの質疑や、文言から受ける印象が好ましくなく読まれるとの指摘があり、検討するとのことでした。

また、各所に見られる達成目標の数字については、令和2年度の実績値は、コロナ禍での数字であり、特異な数字である箇所があるとの説明がありました。

ボランティア活動の支援を促進するための社会福祉協議会に設置するボランティアセンターについては、運営を見える化するとの説明がありました。

また、ポケット公園については、町民からの設置要望も強いことから、その定義づけや運営方法の早期の検討要望がありました。

審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決されました。

以上、報告といたします。

議長（岩崎信幸君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

平形委員長、自席にお戻りください。

---

#### 日程第4 令和3年 議案第63号 第6次吉岡町総合計画基本構想について

議長（岩崎信幸君） 日程第4、令和3年 議案第63号 第6次吉岡町総合計画基本構想についてを議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

令和3年 議案第63号 第6次吉岡町総合計画基本構想についてを委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、令和3年 議案第63号 第6次吉岡町総合計画基本構想については、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第5 議案第4号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例

議長（岩崎信幸君） 日程第5、議案第4号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第4号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、多様な働き方による職員のワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う新しい生活様式に対応した働き方改革の確立に向けてフレックスタイム制度を導入するため、所要の改正を行うものであります。

その他、詳細につきましては、総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

フレックスタイム制度は、一定期間についてあらかじめ決められた総勤務時間の範囲内で、始業や終業の時間を労働者が自由に決められる制度で、8時30分から17時15分までに勤務時間が固定されず、職員が自分の事情に合わせて働き方を柔軟に調整できる制度であります。

働き方改革におけるワーク・ライフ・バランスの推進はもちろん、新型コロナウイルスの感染拡大による新しい生活様式の中で、保育園の休園や学校の学級閉鎖等があっても、テレワークと組み合わせることにより、休暇を取得せず家事を行いながら、フルタイム勤務を可能とするものでもあります。

町では、これまで新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、勤務時間条例第3条第1項及び第2項の規定に基づき、時差勤務・分散勤務を実施してまいりましたが、当該規定は任命権者による勤務時間の割り振りができるのみであり、職員の申告に基づく勤務時間の割り振りはできません。

これまで時差勤務等を実施してきた中で、子育て中の職員から、時差勤務をうまく組み合わせることにより、保育園の送迎がしやすくなるといった声が聞こえたほか、早い時間に勤務することで、夕方以降のプライベートな時間が確保できたといった声など、既存の勤務時間以外での勤務に対するプラスの意見も聞こえてきており、吉岡町においても多様

な働き方を推進する機運が醸成されてきております。

また、働き方改革、ワーク・ライフ・バランスの推進に当たってフレックスタイム制度の導入は不可欠であり、第6次総合計画の前期基本計画や次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の中でも、フレックスタイムを導入することとしております。

本条例は、これらの背景から、職員のフレックスタイムの制度を導入するため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表をご覧ください。

1 ページ目上段の第2条第1項の改正は、字句の整理を行うものでございます。

1 ページ目中段の第3条第3項の新設は、全職員を対象としたフレックスタイム制度について規定するもので、公務の運営に支障がない場合には、職員の申告を経て、単位時間ごとの期間につき、第2条に定める正規の勤務時間となるように、職員の勤務時間を割り振りすることができるとするものであります。

1 ページ下段から2ページの下段まで、第3条第4項の新設は、育児・介護を行う職員のフレックスタイム制度について規定するもので、公務の運営に支障がない場合には、職員の申告を経て、単位時間ごとの期間につき、土・日の週休日に加えて週休日を設け、第2条に定める正規の勤務時間となるよう、職員の勤務時間を割り振ることができるものとするものであります。

2 ページをご覧ください。

第3条第4項第1号及び第2号の新設は、育児・介護フレックスの対象となる職員を規定するもので、第1号は子の養育または配偶者等の介護をする職員を対象とし、第2号は第1号に掲げる職員の状況に類する状況である職員を対象とするものでございます。

3 ページをご覧ください。

上段の第4条第1項の改正は、第3条第3項及び第4項を追加したことに伴う文言の整理を行うものでございます。

3 ページ中段の第4条第2項の改正は、文言の整理を行うものでございます。

3 ページ下段の5条の改正は、第3条に第3項及び第4項を追加したことに伴う文言の整理を行うものでございます。

4 ページをご覧ください。

中段の第6条の改正は、第1項で、国に準拠し休憩時間を原則1時間とするとともに、第2項で、職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすときは休憩時間を45分以上1時間未満とすることができるとするものであります。

4 ページ下段から5ページ中段の第8条の改正は、字句の整理を行うものでございます。

5ページをご覧ください。

5ページ中段の第8条の2第1項の改正は、新設された第3条第4項第1号に子の定義が規定されたため削除する技術的な改正でございます。

6ページをご覧ください。

第8条の4第1項及び第9条の改正は、字句の整理を行うものでございます。

7ページをご覧ください。

第10条第1項の改正は、第3条に第3項及び第4項を追加することに伴う文言の整理を行うものでございます。

7ページ中段の第12条第1項第3号の改正は、文言の整理を行うものでございます。

8ページをご覧ください。

中段の第13条の改正は、字句の整理を行うものでございます。

8ページ中段から下段、第15条第1項の改正は、新設された第3条第4項第1号に配偶者等の定義が規定されたため、削除をさせていただき技術的な改正でございます。

9ページをご覧ください。

第15条の第3項及び第15条の2第3項の改正は、字句の整理を行うものでございます。

それでは、9ページの、そのページをはぐっていただきまして、吉岡町職員の給与に関する条例新旧対照表（附則第2条による改正）をご覧ください。

本改正は、育児・介護フレックスにより週休日、勤務を要しない日ですね、を1週間につき1日追加することが可能となることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

1ページ上段の第7条第4項の改正は、給与の日割り計算の基礎となる日数から差し引かれる週休日に、育児・介護フレックスにより追加される週休日を加えるものでございます。

1ページ中段の第15条第4項の改正は、月60時間を超えた部分に係る勤務時間外手当の支給対象となる時間外勤務から差し引かれる勤務を行う週休日に、育児・介護フレックスにより追加される週休日を加えるものでございます。

2ページになりますけれども、中段の第20条の2第1項の改正は、管理職員特別勤務手当の支給対象となる勤務を行う週休日に、育児・介護フレックスにより追加される週休日を加えるものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、2ページをご覧ください。

第1章の本条例の施行日は、令和4年4月1日とするものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。



これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第4号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第6 議案第5号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第6、議案第5号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第5号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、国家公務員に倣い非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件を緩和し、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を講じるため、所要の改正を行うものであります。

その他、詳細につきましては総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 高田課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援につきましては、令和3年8月10日に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」及び「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」の中で、国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」が明らかにされております。

当該措置のうち、非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和等に関する事項につきましては、令和4年4月1日施行と予定されているため、町においても、国家公務員に倣い非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件を緩和し、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を講じるため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

1 ページ中段の第2条第4号ア（ア）の削除は、非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、引き続き在職した期間が1年以上の要件を廃止するものでございます。

同号ア（イ）及び（ウ）の改正及び繰上げは、（ア）の削除に伴う技術的改正でございます。

1 ページ下段の第 21 条第 2 号の改正は、同号ア及びイの削除に伴う技術的改正でございます。

2 ページをご覧ください。

第 21 条第 2 号アの削除は、非常勤職員の部分休業の取得要件のうち、引き続き在職した期間が 1 年以上の要件を廃止するものでございます。

同号イの削除は、同号アの削除に伴う技術的改正でございます。

2 ページ中段の第 25 条の新設は、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置として、妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の周知・意向確認を講じることとともに、当該申出により不利益な扱いを受けることがないように規定するものであります。

2 ページ下段の第 26 条の新設は、育児休業の請求が円滑に行われるよう、研修の実施や相談体制の整備等の措置を講じることとするものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、附則をご覧ください。

本条例の施行日は、令和 4 年 4 月 1 日とするものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議 長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第 5 号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第 7 議案第 6 号 吉岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例

議 長（岩崎信幸君） 日程第 7、議案第 6 号 吉岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第 6 号 吉岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行日が令和 4 年 4 月 1 日とされたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

その他、詳細につきましては総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますよう、お願ひ申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 高田課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」は、令和3年5月19日に公布されました。この法律の一部の施行日は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内で政令を定めるとされております。

令和3年10月に、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令」が公布され、法律の一部の施行日が令和4年4月1日とされたことに伴いまして、その影響を受けます、吉岡町個人情報保護条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

まず、第2条第1号アの改正です。改正部分は、「個人識別符号」の定義に関する部分になりますが、法の施行に伴い、引用していた「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」が廃止され、「個人情報の保護に関する法律」において、「個人識別符号」の定義がなされることに伴い、改正するものでございます。

続いて、第2条第5号の改正です。改正部分は、「独立行政法人等」の定義をする部分になりますが、法の施行に伴い、引用していた「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」が廃止され、「個人情報の保護に関する法律」において「独立行政法人等」の定義がなされることに伴い、改正するものでございます。

それでは、議案書のほうにお戻りいただきまして、附則をご覧ください。

本条例案に係る「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の一部の施行日は、令和4年4月1日ですので、同日から施行をするものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第6号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第8 議案第7号 群馬県市町村総合事務組合理約の変更に関する協議について

議長（岩崎信幸君） 日程第8、議案第7号 群馬県市町村総合事務組合理約の変更に関する協議についてを議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第7号 群馬県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、群馬県市町村総合事務組合の組織団体の名称変更並びに桐生地域医療組合が退職手当支給事務の共同処理を終了することに伴い、群馬県市町村総合事務組合規約の一部を変更する必要性が生じたため、地方自治法第290条の規定により議決をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては総務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 高田課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

本議案は、地方自治法第286条第1項の規定により、一部事務組合の規約を変更するときには、関係地方公共団体間の協議によりこれを定め、同法第290条の規定により、関係地方公共団体の議会の議決が必要であることから、組織団体の名称の変更及び桐生地域医療組合が非常勤の職員に係る退職手当支給事務の共同処理を終了することに伴う所要の規約の改正に関する協議について、議会の議決を求めるものでございます。

具体的な改正点につきましては、新旧対照表で説明をさせていただきます。新旧対照表をご覧ください。

第12条の改正は、令和4年3月31日をもって、組織団体である桐生地域医療組合が常勤の職員に係る退職手当支給事務の共同処理を終了することに伴い、これまで組合脱退時に行っていた当該事務に係る負担金の還付または特別徴収を、組合を脱退せずに当該事務の共同処理を終了するときに行えるよう改めるとともに、字句の整理を行うものでございます。

第13条の改正は、字句の整理を行うものでございます。

第14条第2項の改正は、第12条の改正に伴い、字句の整理をさせていただくものでございます。

2ページをご覧ください。

別表第1の改正は、組織団体の1つである「邑楽館林医療事務組合」の名称を「邑楽館林医療企業団」に変更するものでございます。

3ページをご覧ください。

別表第2中、表1の項の改正は、常勤の職員に係る退職手当の支給事務の共同処理を行う組織団体から「桐生地域医療組合」を削除するものでございます。

4ページをご覧ください。

同表5の項の改正は「邑楽館林医療事務組合」の名称を「邑楽館林医療企業団」に変更するものでございます。

続きまして、議案書の2ページをご覧ください。

下段の附則第1項の施行期日は、地方自治法第286条第1項の規定により、県知事の許可を受けた後、令和4年4月1日から施行するものとなります。なお、第12条のみ、令和4年3月31日をもって共同処理を終了する組織団体があることから、令和4年3月31日から施行するものとなります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第7号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第9 議案第8号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び同委員会規約の変更に関する協議について

議長（岩崎信幸君） 日程第9、議案第8号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び同委員会規約の変更に関する協議についてを議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第8号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び同委員会規約の変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体を追加すること及びこれに伴う同委員会共同設置規約を変更することについて、関係地方公共団体で協議を行うに当たり、地方自治法の規定により議決をお願いするものであります。

その他、詳細につきましては総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

本議案は、吉岡町を含む県内地方公共団体が共同設置しております群馬県市町村公平委員会について、地方自治法第252条の7第2項の規定により、共同設置する地方公共団体の数を増減し、または共同設置に関する規約を変更するときは、関係地方公共団体間の

協議により行うこととされ、その協議を行うに当たり、同法第252条の7第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、関係地方公共団体の議会の議決が必要であることから、提案させていただくものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

まず、第1条による改正ですが、別表になります。群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体を掲げておりますが、こちらに新しく館林市の1団体を追加するほか、「邑楽館林医療事務組合」の名称を「邑楽館林医療企業団」に変更し、「群馬県後期高齢者医療広域連合」と「吾妻環境施設組合」の順番を入れ替えるものでございます。

続きまして、下段の附則の第1項の施行期日ですが、館林市の加入及び邑楽館林医療事務組合の名称変更は令和4年4月1日からとなっておりますが、同日付で施行するものとなります。

続きまして、附則第2項の第1号から第4号において、この規約の施行の際に、現に変更後の関係団体の公平委員会に対してなされた要求等については、この規約による公平委員会に対してなされたものとみなす経過措置が設けられてございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第8号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第10 議案第9号 行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例

議 長（岩崎信幸君） 日程第10、議案第9号 行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第9号 行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、国や地方公共団体において、住民の負担軽減、利便性の向上を図り、申請手続のオンライン化、デジタル化を促進するために進められている行政手続における押印見直しについて、本町においても推進するべく、関係条例について、一括して改正を行うものでございます。

詳細につきましては企画財政課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

今回の条例改正は、昨年度より全庁的に継続して進めてきております、押印見直しの取組により、改正が必要となる関係3条例の改正につきまして、一括してお願いするものです。

関係3条例といたしましては、吉岡町固定資産評価審査委員会条例、職員のサービスの宣誓に関する条例、小口生活資金貸付条例でございます。

それでは、改正点につきまして、新旧対照表にて説明させていただきます。

吉岡町固定資産評価審査委員会条例新旧対照表をご覧ください。

右側、旧とあるものが現行、左側、新とあるものが改正案となります。

まず、第4条の改正ですが、第4項は、固定資産の評価に不服がある場合に提出する審査申出書につきまして、押印を求める規定となりますが、これを削除し、同条中第5項及び第6項を繰り上げるものです。

続いて、第7条の改正です。これは、書類に署名及び押印を求める規定となりますが、文書の真正性は、署名で足りると考えられるため、押印に関する規定を削るものでございます。

続いて、第8条になります。まず、第5項の改正ですが、ここは審査申出人が提出する口述書について署名及び押印を求めています。本人確認などで文書の真正性は担保できることから、負担軽減、利便性の向上の観点などを考慮しまして、署名及び押印を求めないことといたします。

2ページに移りまして、第8条第8項、第9条、第12条の改正は、第7条の改正と同様に、押印に関する規定を削るものとなります。

続きまして、職員のサービスの宣誓に関する条例新旧対照表をご覧ください。

まず、第2条第1項の改正ですが、これは職員のサービスの宣誓に係る署名及び対面の規定を廃止するもので、これまで任命権者の面前で宣誓書に署名しなければならなかった規定を廃止し、宣誓書の提出によるものとするものでございます。

続いて、第2条第2項の新設ですが、会計年度任用職員は常勤職員と異なり災害時等に緊急で任用されることもあるため、こうした場合に宣誓前でも職務に当たることができる等の特例を設けるために新設するものでございます。

最後に、様式の改正は、職員のサービスの宣誓に係る押印の規定を廃止するもので、宣誓書

の様式から押印欄を削除するものでございます。

次に、最後です。小口生活資金貸付条例新旧対照表をご覧ください。

様式第1号及び様式第2号において、押印を求めておりますが、先ほどの改正と同様に、疑義がある場合は本人確認など、ほかの方法で文書の真正性は確保できることから、押印に関する規定を削るものとなります。

それでは、議案書にお戻りいただきまして、附則となります。

本条例の施行期日は、公布の日からといたします。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第9号は、総務産業常任委員会に付託します。

これより休憩にいたします。休憩、10時35分までといたします。

午前10時14分休憩

---

午前10時35分再開

議 長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

---

## 日程第11 議案第10号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議 長（岩崎信幸君） 日程第11、議案第10号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第10号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本改正は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の公布等に伴い、所要の改正を行うものです。

詳細につきましては住民課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕



住民課長（中島 繁君） 町長の補足説明をさせていただきます。

本改正の主なものは、令和4年4月1日から未就学児に係る保険税の均等割額について軽減措置が講じられることに伴う所要の改正を行うものになります。

新旧対照表をご覧ください。

右側が旧で改正前、左側が新で改正後になります。

1ページ、第2条から5ページ、第23条第1項までにつきましては、字句、引用条項等の整理による規定の明確化等を行う改正になります。

続いて、第23条に第2項を追加するものになりますが、これは未就学児の均等割額について軽減後等の税額の2分の1を減額する改正になります。

第1号は基礎課税額の均等割額、第2号は後期高齢者支援金等課税分の均等割額について、7割軽減、5割軽減、2割軽減世帯と軽減がされていない世帯のそれぞれの未就学児について新たに減額される金額を規定するものになります。

7ページ、第23条の2から15ページ、附則第13項までの改正部分につきましては、引用条項に新たに1項が追加されること等による改正になります。

議案書に戻っていただき、附則第1項については、この一部改正条例の施行期日を定めるものとなっております、公布の日から施行することとしておりますが、未就学児の保険税の均等割額を軽減する規定とそれに伴う字句の整理は、令和4年4月1日から施行することとします。

第2項については、この一部改正条例の施行に伴う保険税の額については、施行日以後の保険税の額の計算に用いることとし、施行日前の保険税の額の計算については、改正前の規定によるものとする経過措置になります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第10号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第12 議案第32号 吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第12、議案第32号 吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第32号 吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例については、令和3年定例会にて一部改正条例を可決されたところですが、一部改正時に字句の誤りがあったため、所要の改正を行うものであります。

その他、詳細につきましては健康子育て課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 町長の補足説明をさせていただきます。

本条例につきましては、学童クラブの設置及び管理に関することを定める条例ですが、令和3年第4回定例会において一部改正を行いました。その改正時に、字句の誤りがあったため、今回字句の訂正を行うものであります。事務手続での誤りということで、今後このようなことがないよう徹底をしていきたいと考えております。

それでは、吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、新旧対照表で説明させていただきますので、新旧対照表をご覧ください。

右側の列が旧で現行、左側の列が新で改定案となります。

第1条下線引き「（以下「学童クラブ」という。）」を削り、第2条下線引き「吉岡町学童クラブ（以下「学童クラブ」という。）」を、「吉岡町学童クラブ（以下「学童クラブ」という。）」に改める改正となります。

議案書のほうにお戻りください。

附則として、「この条例は公布の日から施行する」であります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第32号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

### 日程第13 議案第11号 吉岡町障害者特別年金支給条例の一部を改正する条例

議 長（岩崎信幸君） 日程第13、議案第11号 吉岡町障害者特別年金支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第11号 吉岡町障害者特別年金支給条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、支給条件の見直しを行うとともに、条例の見直しに伴う字句の整理等、所要の改正を行うものです。

その他詳細につきましては、介護福祉課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

本議案は、吉岡町障害者特別年金の支給要件の見直しを行うとともに、条例の見直しに伴う字句の整理等を行うため、改正するものであります。

それでは、改正点につきまして、新旧対照表にて説明させていただきます。新旧対照表をご覧ください。

左側、新と書いてあるのが改正案です。右側、旧と書いてあるのが、現行の条例となります。

まず、第1条、第2条の改正につきましては、条例の見直しによる字句の整理になります。

次に、第3条の改正ですが、現在、4月1日時点の居住状況を確認した上で支給していたものを、10月1日を基準日と定め、改正前の第11条、第12条にあった併給の禁止及び適用除外事項を削除の上、同項第1号から第7号の対象者の要件として、語句を整理して加えるものです。

うち、第5号における生活保護法の規定による被保護世帯に属さないことについては追加要件とし、また同条第2項については削除して日本国籍を有しない者も対象とする改正になります。

基準日を10月1日とした理由につきましては、改正案の第1項第6号にある吉岡町敬老年金条例における支給時期を勘案して設定したものになります。

次に、第4条、第5条、第6条の改正については、条例の見直しに伴う字句の整理になります。

次に、第7条の改正については、現在、11月30日までに支給をするものとなっておりますが、基準日をずらしたことにより、登録された対象者で基準日において要件を満たす者に対しては、速やかに年金を支給する規定に改正するものとなります。

また、同条後半部分、「この場合において」以下については、受給権者の死亡によりそ

の者に年金の支給をすることができない場合において、申請により遺族に支給できる旨を明文化して、第7条の次に新たに1条加えるものです。

これに伴い、現在の第8条、第9条、第10条については1条ずつ繰り下げ、条例の見直しに伴う字句の整理を行う改正となります。

続いて、第13条、第14条、第15条については1条ずつ繰り上げ、条例の見直しに伴う字句の整理を行う改正となります。

以上が本則となります。

それでは、議案書にお戻りいただきまして、最後に附則となります。

この条例は、令和4年4月1日から施行することとするものです。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第11号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

#### 日程第14 議案第12号 渋川地域介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議 について

議 長（岩崎信幸君） 日程第14、議案第12号 渋川地域介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第12号 渋川地域介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、本町と渋川市、榛東村とで共同設置している渋川地域介護認定審査会において、要介護等の認定に係る審査判定を行う委員の定数を増員することによって、委員の負担軽減と効率的かつ円滑な介護認定を行うため、地方自治法第252条の7第2項に基づく協議に関して、同法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

その他詳細につきましては、介護福祉課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 永井課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

規約の変更内容について、新旧対照表で説明させていただきます。

左側、新と書いてあるのが改正案です。右側、旧と書いてあるのが現行の規約となります。

第4条第3項につきまして、委員の定数を31人から50人以内とする改正でございます。

改正の理由としまして、現在の介護認定審査会は、31名の委員で5つの合議体を編成しています。審査会は月曜日から金曜日まで曜日ごとに合議体を割り振って、週5回開催しております。

現在、医師以外の委員は毎週審査会に出席している状況であり、それらの方々の負担を軽減すべく、委員定数の増員を行うものであります。

これにより、定員が充足すれば、全ての委員の方々は隔週での出席が可能となり、負担軽減につながるものです。

それでは、議案書にお戻りいただきまして、別紙協議書をご覧ください。

渋川地域介護認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約において、第4条第3項中、「31人」を「50人以内」に改めるものです。

附則としまして、この規約は令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第12号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第15 議案第13号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例

議 長（岩崎信幸君） 日程第15、議案第13号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第13号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

小口資金の融資条件について、県制度融資の借換制度の継続に伴う群馬県小口資金融資促進制度要綱の改正を受けたことによる条例の改正を行うため、吉岡町小口資金融資促進

条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては産業観光課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） それでは、議案第13号につきまして、町長の補足説明をさせていただきます。

県では、小口資金の返済負担の軽減策として、群馬県小口資金融資促進制度要綱に基づく資金の既往債務について、令和3年度までに融資申込みがあった場合に限り、要綱に基づく融資により借換えができるものとしております。今般、その申込期間を令和4年度末まで継続することとなりました。

内容につきましては新旧対照表にて説明させていただきますので、新旧対照表をご覧ください。

向かって右側が現行で、左側が改正案となります。

条例制定当初の附則につきまして、第2項中の「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改めるものであります。このことにより、令和4年度中の借換えに対応するものとなります。

以上で新旧対照表の説明とさせていただきますので、議案書1ページへお戻りください。

附則といたしまして、本条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第13号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第16 議案第14号 吉岡町農産加工販売施設の設置及び管理に関する条例及び道の駅よしおか温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第16、議案第14号 吉岡町農産加工販売施設の設置及び管理に関する条例及び道の駅よしおか温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第14号 吉岡町農産加工販売施設の設置及び管理に関する条例及び道の駅よしおか温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

吉岡町農産加工販売施設と道の駅よしおか温泉における、主に物産館の運用方法について一部変更を行うこと及びそのことによる条例の改正に伴う字句の整理を行うため、吉岡町農産加工販売施設の設置及び管理に関する条例及び道の駅よしおか温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決を求めますのでございます。

詳細につきましては、産業観光課長に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 岸課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） それでは、議案第14号につきまして、町長の補足説明をさせていただきます。

まず、吉岡町農産加工販売施設の設置及び管理に関する条例ですが、この施設は船尾まんじゅうの加工及び販売を行っている施設でございます。

内容につきましては、新旧対照表にて説明させていただきますので、新旧対照表の第1条による改正の1ページをご覧ください。

向かって右側が現行で、左側が改正案となります。

まず、第1条から第5条の改正につきましては、字句の整理を行うものでございます。

次に、第6条第1項につきましては、こちらも字句の整理を行うものでございます。同条の第2項につきましては、使用の許可について必要な条件を付することができる旨の規定を新たに設けるものでございます。同じく第3項は、前第2項の準用規定を新たに設けたものでございます。

続きまして、新旧対照表の2ページですが、第7条は字句の整理を行うものでございます。

次の第8条は使用料等の規定となり、現在、月額2万円の使用料を1万9,000円に改めることとし、第2項では、旧条例の第9条にありました使用料の納付期限について、4月使用に係る納付期限を追加して定め、また第3項では、旧条例の第10条にありました、施設の使用に伴う水道光熱費を使用者負担とすることを定めるものでございます。

2ページ最下段の第9条につきましては、使用料の減免について新たな規定を設けるものでございます。

次に、新旧対照表の3ページ、第10条につきましては、使用料の不還付の規定について

て、また次の第11条では、使用の許可の取消し等について、新たな規定を設けるもの  
でございます。

続いて、第12条は、この条例の施行に関して必要な事項を規則で定めるとし、第13  
条は、旧条例の第11条について字句の整理を行うものでございます。

以上で、吉岡町農産加工販売施設の設置及び管理に関する条例の新旧対照表の説明とさ  
せていただきます。

続いて、道の駅よしおか温泉の設置及び管理に関する条例の新旧対照表、第2条による  
改正の1ページをご覧ください。

先ほどと同様に、向かって右側が現行で、左側が改正案となります。

まず、第1条から第3条の改正につきましては、字句の整理を行うものでございます。

次に、第4条第1項及び第2項につきましては、こちらも字句の整理を行うものではござい  
ません。第3項につきましては、前第2項の準用規定を新たに設けたものがございます。

続きまして、新旧対照表の2ページですが、第5条は、施設の目的外使用や権利譲渡等  
を禁止する規定を新たに設けるものがございます。

次の第6条につきましては、使用料等の規定となり、現在、月額30万円の使用料を1  
1万4,000円に改めることとし、新旧対照表の最終5ページの最下段のとおり、別表  
に定めております。

続いて、2ページに戻りますが、同条第2項では、使用料の納付期限について、また次  
の第3項では、施設の使用に伴う水道光熱費を使用者負担とすることの規定を新たに設け  
ております。

3ページに移りまして、第7条は使用料の減免について新たな規定を設けるものではござ  
いしません。

次の第8条につきましては、使用料の不還付の規定について、また次の第9条では、使  
用の許可の取消し等について、新たな規定を設けるものがございます。

続いて、第10条及び4ページの第11条につきましては、字句の整理を行うものではござ  
いしません。

4ページ最下段の第12条につきましては、旧条例の第6条の字句の整理を行いながら、  
5ページの第2項で読替規定を新たに設けております。

次の第13条は、旧条例の第7条の指定管理者が行う業務の範囲についての条文をその  
まま規定しているものがございます。

最後の第14条につきましては、この条例の施行に関して必要な事項を規則で定めると  
してしております。

新旧対照表の説明につきましては、以上となります。



議案書の4ページへお戻りください。

附則といたしまして、本条例は公布の日から施行するものでございます。

ただし、附則の2及び3におきまして、2つの条例それぞれに経過措置を設けております。

その内容でございますが、新たな規定につきましては、令和4年4月1日（来年度）以降の使用に係る使用料について適用するものとしております。

以上で、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 何点かお伺いしたいと思います。

まず、農産加工販売施設の設置及び管理に関する条例に関しまして、失礼しました、農産加工販売施設と物産館について今回、賃料の見直しというのが行われたかと思うのですが、これはどのような根拠でこのような金額になったのかの説明をお願いしたいと思います。

また、今回改正に係る両条例、農産加工販売施設のほうは第9条、道の駅よしか温泉の設置及び管理に関する条例の第7条において、それぞれ使用料の減免等を定めておるわけでありまして。この減免についてはどのような要件で、どれくらい、どのような要件でこういった減免が認められるのか、そのあたりの説明をお願いしたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） まず、使用料の設定についてということでご質問ですが、こちらに関しましては、町の施設の貸出しというんでしょうかね、使用に関しての単価というものが決まっております。町のほうではこの条例に基づいて使用料を定めておりますので、今回、この使用料を定めるに当たりましては、同じ道の駅の施設内にある施設でございますので、同じ単価を用いようということで、新たな単価を設定させていただきました。

その辺の単価につきましては、施設の床面積、こちらを基準といたしております。床面積1平方メートル当たり500円ということで、月額の使用料を定めさせていただきました。

これによりまして、物産館ですと、床面積が228.18平方メートルということになりますので、単価を掛けますと11万4,090円となります。また、農産加工販売施設

につきましては、床面積が39.74平方メートル、500円の単価を掛けますと1万9,870円となります。1,000円未満を切り捨てまして、単価を、使用料の金額を定めさせていただきますいております。

もう一つのご質問でございますけれども、減免に関する条件、要件でしょうかね、それらということでご質問をいただきましたけれども、今のところ、減免につきましては規則のほうで定めるということで考えております。

その要件といたしまして幾つか考えているところなのですが、まず、この当施設につきましては、地産地消の役割を担う施設ということになっておりますので、その施設での売上げ、全体の売上げのうち、吉岡町産の野菜あるいは手工芸品等につきましては、その売上げが一定の割合以上を占めているということですね。想定としましては、3割を設定しようかなというふうに考えております。

そのほか、自然災害によってその運営に影響を受けていると認められる場合ですとか、今般、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策に伴い、営業時間の短縮あるいは休業など、そのような状況によって、その運営に影響を受けているということが認められる場合、減免の割合につきましては、4分の1あるいは2分の1とか、最大であればもちろん全額免除ということもあり得るのかなということで、規則のほうでは定めようというふうには考えております。以上です。

議長（岩崎信幸君） ほかにありませんか。

山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 今の坂田議員の質問に関連してなのですが、物産館かざぐるま、これは先ほど答弁でも、地域の町の施設の使用料という形で答弁があったと思うのですが、物産館かざぐるまの設置目的自体が、利潤追求ということじゃなくて地域振興という大義名分の下に、実際、利潤追求はしていないと思うのです。そういうところと、もう一つの施設の利潤追求するのは、意味が全然違うと思うんですよ。

そこにおいて、単純に床面積で賃料を決定というのは、ちょっとそぐわないと思うのですけれども、その辺いかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） この設定につきましては、例えば他の自治体で、どんな使用料を設けているのかということも調査をさせていただいたわけなのですが、その中で、やはり何かを基準にしようと思いますと、建物を使用しているということになりますので、その辺でやはり建物の床面積ということが妥当ではないかということで検討した結果、そう

いうことで設定をさせていただいたという状況になっております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 趣旨としては分かるのですけれども、他の行政のそういった施設、類似の施設、この近辺などでもありますけれども、取っていないですよ。無料です。その地域のためということで。そういうところも結構あると思うのです。

そういうこともありますので、この辺のところは、賃料を取るという発想じゃなくて、やはり地域振興の町のため、あるいは地域のためでもありますから、そういったところも踏まえて、今後、この辺のところの使用料はもっと軽減していくと、実際、その利益を出して運営していけばいいですけども、現実問題としては、利潤幅が本当に運営していくだけの費用だと思っております。そういったところも考慮して、考えていただくことはできないでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 岸課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 今後の検討の課題とさせていただきたいと思っております。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 3回目だよ。くれぐれも他の地域、有料のところじゃなくて無料、地域のためというのが多いですから、その辺の実態を確認した中で対処していただければと思います。以上です。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 先ほど坂田議員から質問があってその回答だったわけなのですが、また違う、またその方角の形からの質問もありましたけれども、私は、この7条関係におきまして、その中で規則をつくると、まあおおよそできているのかもしれませんが、その説明がありましたけれども、確かにそのときには町長が決めることができるということに、町長がその免除をすることができるというふうになってはいますけれども、やはり、聞きたいのは、ちゃんとした規定があって、それが納得できるものでないとうまくないですよ。

ですから、このときは、この条例ができるというときというのは、その中の町長が免除をできればいいというのは、これこれこういう場合はこのぐらいとかというのを、やはりそこで見えるものがないと分からないですよ。そのときの町長の、何というんですかね、人との付き合いとかなんとかでこう決められるのは困るので、やはりある程度の規定があって、規定があれば皆さん、ああ、そう、そういうことなのねということで分かりますよ。

ね。

ですから、その規定というのは、条例をつくる時というのは、その中である程度そうした規定も、その中に織り込んでおいてもらったほうが理解しやすいかなというふうに思いますけれども、先ほどその回答があったのですけれどもね、ちゃんと規定としてその文面に入れておくということを私は必要だと思うのですけれども、いかがですか。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） こちら、減免のほうを条文でということに、もちろんそれが一番間違いないということにはなるかと思うのですけれども、やはりこちらにつきましても、他の自治体の状況を見ますと、規則の中でこういう場合には何割減免するという、何割減免するという規定をきちんと設けているところと、こういう場合にはその割合については明記がないところということも、やはり実際にはございまして、その辺で、条文には入れてはございません。別の規則で定めるというところで、その辺の割合については表示をしていたほうがいいのかというふうには考えております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） ぜひ私はその辺を決めておいていただきたいと。そうでないと、そのときになった町長によって、その組合と仲がいいものだから、じゃあいいや、もうこれからちょっとその販売経費ぐらいならなしにしちゃっていいよということも可能なんですよ、この免除規定というのはね。それがやはり、だからある程度の決まりがないと曖昧になっちゃいますので、ぜひその辺も検討していただきたいと思います。

議長（岩崎信幸君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第14号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第17 議案第15号 町道路線の認定・廃止について

議長（岩崎信幸君） 日程第17、議案第15号 町道路線の認定・廃止についてを議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第15号 町道路線の認定・廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

道路法に基づき、町道の認定及び廃止により道路網の整備をするためでございます。

主に、民間開発事業に伴う寄附道路の申請に伴い、他の路線も含め、道路網の整備を行うものであります。

詳細につきましては建設課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

最初に、町道の認定路線について説明をさせていただきます。

資料の町道路線認定調書の1ページから4ページをご覧ください。

こちらの表は、町道認定路線の一覧表となり、全部で12路線ございます。

路線番号と路線名は、それぞれの個別の認定路線を示しており、起点と終点は、認定区間を番地で示したものでございます。

資料の5ページから8ページの案内図をご覧ください。

これらの案内図は1ページから4ページの町道路線認定調書と対応しており、その路線の位置を示しております。

新規認定路線はピンクラインで着色しております。その脇の数字は路線番号を示しており、路線番号の下3桁までを表示しております。

認定路線の理由としましては、民間開発事業に伴う道路寄附のためでございます。

続いて、廃止路線について、町道路線廃止調書の1ページから2ページをご覧ください。

こちらの表は、廃止の該当路線の一覧表となり、全部で2路線ございます。

路線番号と路線名は、それぞれの個別の廃止路線を示しており、起点と終点は、廃止の区間を番地で示したものでございます。

続いて、3ページから4ページの案内図をご覧ください。

廃止は2路線ございます。黄色のラインで着色しております。脇の数字につきましては、路線番号の下3桁までを表示しており、1ページから2ページの路線廃止調書と対応しております。

個別の廃止理由でございますが、認定番号3196の大藪6号線につきましては、町道宮田・大藪線の拡幅改良工事に伴い、現在は道路形状がなく、廃止がされていなかったことが判明したため、これを整理するものでございます。

続いて、認定番号4312の新田入口7号線につきましては、民有地内に町道認定がされていたことから、誤認定であることが判明したため、廃止をするものでございます。なお、関係地権者には確認を取り、町道廃止の旨は承知をいただいております。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第15号は、総務産業常任委員会に付託します。

これより休憩といたします。11時35分まで休憩といたします。

午前11時16分休憩

---

午前11時35分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

---

### 日程第18 議案第16号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第11号）

議長（岩崎信幸君） 日程第18、議案第16号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第16号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第11号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億8,268万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,372万8,000円とするものです。

今回の補正予算の主な内容ですが、まず歳入では、町税や固定資産税で現在の収入実績などを勘案した増額、またその固定資産税の増額に伴う新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金の減額、国の補正予算による地方交付税の増額、歳出における各種事業費の減に伴う国及び県負担金や補助金の減額、また各種町債の補正などとなっております。

歳出の主な増額補正につきましては、コロナ予防接種の事務業務委託料や、令和4年度予算で対応を予定していた吉中の北校舎屋上防水改修工事を今回、予算計上させていただきました。

なお、本補正における歳入歳出全体の共通事項といたしまして、年度末を迎えての各事業の計数整理による補正となっております。

その他、繰越明許費、地方債の補正など詳細につきましては、企画財政課長に説明させ

ますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） それでは、議案第16号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）の議案書1ページをご覧ください。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正額につきましては、ただいま町長が提案理由の中で申し上げたとおりでございます。

第2条につきましては、繰越明許費の補正でございます。第2表繰越明許費補正によるということで、こちらは7ページをご覧ください。

繰越明許費の追加でございます。

まず、1段目、2款総務費3項戸籍住民基本台帳費のマイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化改修業務で、翌年度繰越額は187万円です。国の補正予算に併せ、令和3年度に予算計上し翌年度へ繰り越すものでございます。

2段目は、3款民生費2項児童福祉費の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業で、翌年度繰越額は100万円です。給付金の支払い対象児童を、令和4年3月31日までに生まれた児童としているため、年度内での支払い完了が困難であり、翌年度へ繰り越すものでございます。

3段目、4款衛生費2項清掃費の最終処分場候補地選定業務委託で、翌年度繰越額は500万円です。不測の期間を要し年度内での完了が困難となったため、翌年度へ繰り越すものでございます。

4段目、6款農林水産業費1項農業費の小規模農村整備事業（大久保地区排水路整備工事）で、翌年度繰越額は971万1,000円です。河川管理者との協議・許認可に不測の期間を要し、年度内での完了が困難となったため、翌年度へ繰り越すものです。

5段目、小倉貯水池耐震・豪雨・劣化状況調査業務委託で、翌年度繰越額は1,200万円です。令和4年度事業として予定していたものを県の依頼により3年度補正対応とすることとなったため、翌年度へ繰り越すものです。

6段目の財産処分に係る補助金返還で、翌年度繰越額は503万円です。国及び県との財産処分協議に不測の期間を要し、年度内での完了が困難となったため、翌年度へ繰り越すものです。

7段目、8款土木費2項道路橋梁費となります。まず、町道熊野1号線側溝布設替え工事で、翌年度繰越額は600万円です。地権者との交渉が難航しており、年度内での事業完了が困難となったため、翌年度へ繰り越すものです。

8段目、町道北原4号線側溝布設替え工事で、翌年度繰越額は600万円です。排水計

画の策定などの変更の不測の時間を要し、年度内での事業完了が困難となったため、翌年度へ繰り越すものです。

9 段目、大久保地内水路補修工事で、翌年度繰越額は400万円です。施工内容の見直しにより、積算に不測の時間を要し、施工に適した乾期、乾燥した期間での工事発注が不可能となり、年度内での事業完了が困難となったため、翌年度へ繰り越すものです。

10 段目、町道熊野・吉開戸線道路改良工事で、翌年度繰越額は3,744万円です。交差点部の設計見直しに不測の期間を要したことにより、事業に遅れが生じ、年度内での完了が困難となったため、翌年度へ繰り越すものです。

11 段目、町道金竹西・吉開戸線ほか2路線道路改良工事で、翌年度繰越額は2,836万円です。当該路線は、民間開発区域に隣接しており、これら開発事業者との道路設計及び工事時期等の調整に不測の時間を要し、年度内での事業完了が困難となったため、翌年度へ繰り越すものです。

続きまして、12 段目、渋川吉岡連携道路事業で、翌年度繰越額は1,200万円です。用地交渉が難航し、年度内での事業完了が困難となったため、翌年度へ繰り越すものです。

次に、13 段目、4 項都市計画費、都市計画道路見直し検討業務で、翌年度繰越額は496万円です。県など関係機関との協議に不測の日数を要し、年度内での事業完了が困難となったため、翌年度へ繰り越すものです。

14 段目、都市計画決定図書作成業務で、翌年度繰越額は51万7,000円です。駒寄スマートインターチェンジ東周辺地区計画の内容の見直しに当たり、関係機関との折衝に不測の日数を要し、年度内での事業完了が困難となったため、翌年度へ繰り越すものです。

続きまして、8 ページをご覧ください。

一番上の段、15 段目といたしまして、駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化事業で、翌年度繰越額は3,972万2,000円です。NEXCO東日本に業務委託した工事は令和3年度中に終了しましたが、図面の修正及び精算による支払いが令和4年度までかかるため、翌年度へ繰り越すものでございます。

16 段目、9 款1 項消防費、災害対応灯修繕工事で、翌年度繰越額は55万円です。災害対応灯の部品納品に不測の時間を要し、年度内での工事完了が困難となったため、翌年度へ繰り越すものです。

17 段目、10 款教育費3 項中学校費の吉中校庭拡張事業で、翌年度繰越額は2,760万5,000円です。校庭拡張対象者の移転先工事に不測の期間を要し、年度内での完了が困難となったため、翌年度へ繰り越すものです。



18段目、高圧ケーブル更新工事で、翌年度繰越額は74万4,000円です。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、部品の納品などに不測の時間を要し、年度内の完了が困難となったため、翌年度へ繰り越すものです。

最後、19段目、吉中北校舎屋上防水改修事業で、翌年度繰越額は3,850万円です。老朽化及び財源措置を勘案し、今年度中に予算措置をすることで、年度内から事業を実施するための準備を進め、実際の工事施工は令和4年度になることから、翌年度に繰り越すものです。

以上が、第2表繰越明許費補正となります。

続きまして、9ページをご覧ください。

第3表地方債補正の説明をさせていただきます。

まず、追加といたしまして、公共施設等適正管理推進事業債（吉中北校舎屋上防水改修事業）で、限度額は3,460万円。こちらは充当率90%、交付税措置は財政力に応じ35%程度となっております。

次に、地方債の変更です。2段目、地方道路等整備事業債の渋川吉岡連携道路事業は、将来的な公債費負担、起債額の規模を勘案し、皆減といたしました。また、一番下の6段目、学校教育施設等整備事業債（吉中校庭拡張事業）につきましては、本事業における適債性、将来的な公債費負担を勘案し、皆減といたしました。

その他の事業につきましては、事業費の変更や補正予算に伴い変更するものとなります。

以上が、第3表地方債の補正となります。

続きまして、歳入歳出予算の補正の内容となります。先ほど町長が提案説明でも申し上げましたが、本補正は、年度末を迎えての各事業の計数整理による補正が主となっておりますので、補正額が大きいものなどを中心に、事項別明細書で説明を申し上げます。

それでは、13ページをご覧ください。

まず、歳入ですが、1款町税の1項町民税や2項固定資産税などは、当初コロナの影響を考慮し税収の減を見込んでおりましたが、これまでの収入実績と今後の収入見込みなどを勘案し、増額しております。3項軽自動車税から14ページ、5項入湯税までは、これまでの収入実績などを勘案した増減となっております。

15ページ中段をご覧ください。

6款1項1目法人事業税交付金は、これまでの収入実績を勘案し、1,080万8,000円を増額しております。

その下、10款地方特例交付金2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金は、固定資産税の増額補正に伴い、1億2,169万1,000円を減額してお

ります。

16ページをご覧ください。

11款1項地方交付税の普通交付税ですが、国の補正予算による追加交付に伴い、1億5,610万6,000円の増額となります。

続きまして、18ページをご覧ください。

この18ページの国庫支出金から22ページ中段の県支出金までの補正につきましては、歳出の各事業における増減に伴うものとなります。

それでは、主なものにつきまして説明をさせていただきます。

19ページの上段をご覧ください。

保育士等処遇改善臨時特例交付金374万7,000円です。こちらは、コロナ禍における保育士の処遇改善のための交付金となり、補助率は10分の10となっております。その下、保育所等整備交付金（私立保育所等施設整備助成事業）は、第五保育園の園舎建て替え事業の大部分が令和4年度の実施となるため、2億997万4,000円の減額となります。最下段の学校保健特別対策事業費補助金270万円は、学校でのコロナ対策事業への補助金となります。

ページを飛んでいただきまして、22ページの上段をご覧ください。

農村地域防災減災事業費補助金1,100万円は、防災重点農業用ため池である小倉貯水池の耐震性などの調査を実施するための補助金となります。

下段の17款1項1目財産貸付収入の町有財産賃貸料760万円は、駒寄スマートインター東開発業者からの賃料となります。

23ページ下段の18款1項寄附金2目ふるさと納税は、予算上でも分かりやすくするために、クラウドファンディング分として振り替えたものでございます。その下、企業版ふるさと納税300万円は、2社の企業から寄附を受けたもので、明治第2学童クラブ新設事業や住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金に充当させていただく予定となっております。

次に、24ページ中段をご覧ください。

19款2項基金繰入金1目1節財政調整基金繰入金は、町税など歳入の増及び歳出の減に伴う財源不足額の縮小などにより3億2,221万円の減となります。

続きまして、25ページをご覧ください。

21款諸収入5項雑入で財産処分に係る負担金503万円は、国庫及び県補助金の返還に係る駒寄スマートインターチェンジ東の開発事業者からの負担金となります。

22款町債の補正につきましては、先ほど第3表地方債補正においてご説明申し上げたとおり、4目土木債から6目教育債まで、事業の増減などに伴うものとなります。

続きまして、歳出の主な増減内容です。

まず、ページを飛んでいただきまして、31ページの上段をご覧ください。

3項1目戸籍住民基本台帳費12節委託料で、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化改修業務187万円です。事業につきましては、予算繰越しをさせていただきます、令和4年度に実施いたします。

33ページ中段をご覧ください。

3款民生費1項1目社会福祉総務費12節委託料の43万8,000円は、ボランティアセンターのチラシ、そのほか開設準備のための消耗品に要する経費となっております。

34ページ中段をご覧ください。

5目障害者福祉費18節負担金、補助及び交付金の障害児通所支援402万6,000円の増や19節扶助費で更生医療給付費269万4,000円の減、また35ページ下段の2項2目児童手当費の1,290万円の減は、実績等を勘案したことによるものとなっております。

続きまして、36ページ上段をご覧ください。

2項3目児童保育費18節負担金、補助及び交付金で私立保育所等施設整備補助金2億3,621万9,000円の減は、第五保育園の園舎建て替え事業の大部分が令和4年度実施となるための減額となっております。保育士等処遇改善臨時特例事業補助金374万8,000円は、コロナ禍における保育士の処遇改善のため賃金を値上げした保育園に対する補助金となっております。

37ページ中段をご覧ください。

4款1項1目保健衛生総務費27節繰出金で国民健康保険事業特別会計繰出金556万8,000円の増は、保険税の軽減人数の確定などによるものです。2目予防費12節委託料で事務・業務委託料（コロナ予防接種）1,446万円の増は、コールセンターの増員などに係るものとなっております。

続きまして、ページを飛んでいただきまして、40ページの下段をご覧ください。

6款農林水産業費1項5目農地費12節委託料1,200万円は、防災重点農業用ため池である小倉貯水池の劣化状況や耐震などの調査を実施するものです。その下、財産処分に係る補助金返還金503万円は、駒寄スマートインター東側の開発に伴い、以前、国の補助事業で整備した道路の補助金を国及び県に返還するものとなります。なお、財源につきましては、開発事業者から町へ納入されます。

ページを飛んでいただきまして、44ページ上段をご覧ください。

8款土木費2項2目道路維持費12節委託料で、排水計画策定及び河川占用許可申請書作成業務委託370万円の増は、漆原地区道路冠水箇所における雨水の吉岡川への排水計

画などを策定するものとなっております。その下、3目道路新設改良費の各補正につきましては、事業費の増減などに伴うものとなります。補正額の大きいものとしたしましては、下段の電柱移転補償費が開発事業者の負担金となったことなどにより、1,170万円の減額となっております。

再びページを飛んでいただきまして、49ページ最下段をご覧ください。

10款教育費2項小学校費3目学校建設費14節工事請負費で明小照明設備更新工事692万円の減額は、事業の確定に伴うものです。

50ページ下段をご覧ください。

3項中学校費3目学校建設費で吉中北校舎屋上防水改修工事3,850万円です。こちらは、中学校北校舎屋上に設置してある防水シートが昨年末の強風により大きく破損したため、急遽改修工事を行うものであり、今年度から準備を開始し、新年度早急に事業を進めてまいります。

以上が歳出の主な補正内容となります。

また、54ページから57ページは給与費明細書となっております。

最後の58ページは、地方債の令和元年度末及び令和2年度末における現在高並びに令和3年度末における現在高の見込みに関する調書となります。

また、補正予算書とは別に説明資料を添付させていただきました。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第16号は、予算決算特別委員会に付託します。

---

## 日程第19 議案第17号 令和3年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第2号）

議 長（岩崎信幸君） 日程第19、議案第17号 令和3年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第17号 令和3年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ224万3,000

円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,322万8,000円とするものであります。

その他、詳細につきましては教育委員会事務局長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

この補正の内容といたしましては、主に当初予算で想定していた教職員数と児童生徒数に変更が生じたために予算額を整理するものでございます。

補正予算書の6ページ、歳入をご覧ください。

まず、1款1項1目の給食費納入金についてですが、1節現年度分の教職員給食費を75万3,000円増額、給食センター職員等給食費を16万7,000円減額、児童生徒給食費を268万3,000円減額するとともに、2節過年度分納入金を55万円増額し、給食費納入金を9,627万1,000円とするものとなります。

また、2款1項1目の繰入金につきましては、1節一般会計繰入金を63万8,000円減額し、2,688万1,000円とするものです。

4款諸収入1項1目雑入につきましては、内容の組替え及び実績の数字に近づけるため、5万8,000円を減額し、2万4,000円とするものでございます。

歳出につきましても、歳入と同額の補正をお願いし、こちらは8ページになりますが、1款1項1目学校給食費15節原材料費の給食用食材料費を221万8,000円、26節公課費を2万5,000円それぞれ減額し、学校給食費を1億2,322万8,000円とさせていただくものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第17号は、文教厚生常任委員会に付託します。

これをもって昼食休憩といたします。再開を13時といたします。

午後0時00分休憩

---

午後1時00分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

---

日程第20 議案第18号 令和3年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議長（岩崎信幸君） 日程第20、議案第18号 令和3年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第18号 令和3年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,276万7,000円を追加し、歳入歳出予算をそれぞれ19億388万6,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、主に保険給付費の増額に伴うものになります。

なお、詳細につきましては住民課長に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 中島課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 町長の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書にて、主な補正内容を説明させていただきます。

7ページをご覧ください。

歳入の部、4款1項国庫補助金は147万8,000円の増額。

5款1項1目保険給付費等交付金を療養給付費の増額等により1,636万7,000円を増額。

6款財産収入は基金利子で1万8,000円の増額。

8ページ、7款1項1目一般会計繰入金を保険基盤安定繰入金の確定等により556万5,000円の増額。

9款3項雑入は、主に前年度の精算金で933万9,000円を増額するものです。

続いて、9ページをご覧ください。

歳出の部、2款保険給付費は1,500万円の増額。

5款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費は、委託料を218万5,000円を減額するものです。

6款基金積立金は、1,035万円を増額するものです。

10ページ、8款1項3目償還金は前年度の精算によるもので、960万2,000円増額するものです。

補足説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議 長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第18号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第21 議案第19号 令和3年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

議 長（岩崎信幸君） 日程第21、議案第19号 令和3年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第19号 令和3年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ212万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ421万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては介護福祉課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいようお願い申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

補正の内容といたしましては、歳入の貸付事業収入の貸付金元金回収金過年度分及び利子回収金過年度分が回収業務の積み重ねにより増額となり、それによって歳出の一般会計繰出金を増額する補正でございます。

議案書4ページ、歳入歳出予算事項別明細書の総括の歳入をご覧ください。

第1款貸付事業収入の補正額212万3,000円を増額し、歳入合計を421万8,000円とするものでございます。これは、主に一括返済や繰上げ返済により貸付金元金回収金過年度分、また貸付金利子回収金過年度分が増額となったものでございます。

次に、5ページの歳出をご覧ください。

第2款諸支出金の補正額を212万3,000円増額し、歳出合計を歳入と同じ421万8,000円とするものでございます。これは、一般会計繰出金を増額するものになります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第19号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第22 議案第20号 令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議長（岩崎信幸君） 日程第22、議案第20号 令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第20号 令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

第1条では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,073万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億3,299万3,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、保険給付費見込額等の減による国・県支出金及び支払基金交付金並びに町負担額となる繰入金の減額が主なものでございます。

その他、繰越明許費、補正予算の詳細につきましては、介護福祉課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 永井課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） それでは、町長の補足説明とさせていただきます。

まず、歳入歳出予算の補正につきまして、歳入歳出予算事項別明細書で説明いたします。歳入の8ページをご覧ください。

1款保険料につきましては、現在までの歳入執行ベースによる補正となります。

次に、8ページから9ページにかけましての2款国庫支出金及び3款支払基金交付金につきましては、歳出の2款保険給付費及び4款地域支援事業費の減額等に対応する交付額及び調整交付金の変更決定見込額となります。

次の10ページ、4款県支出金につきましても、交付額の変更決定見込額による補正となります。また、4款2項2目3節の介護基盤等整備事業補助金につきましては、介護施設の開設準備に係る経費に対しての補助金ではありますが、今年度、民間事業者において整



備予定であった小規模多機能居宅介護事業所が、工事スケジュールの遅れによって今年度中に施設の開所の見込みが立たなくなったことからの減額となります。

続きまして、11ページ、6款繰入金の1目、2目及び3目につきましては、歳出の保険給付費や、地域支援事業費等の支出に対応する一般会計からの繰入金の減額となります。次の4目は、低所得者の介護保険料を軽減した場合の公費負担分となり、対象者の増加が見込まれることを受けての増額となります。また、5目につきましては、歳出の1款3項の介護認定審査会費の支出減少に伴う一般会計からの繰入れの減額となります。

次の8款諸収入は、延滞金の増額が見込まれることからの補正となります。

続いて、歳出に移ります。

12ページをご覧ください。

1款総務費1項1目一般管理費の介護基盤等整備事業補助金につきましては、先ほど歳入でも説明させていただきましたが、介護施設の開設準備経費に係る県の補助金となります。しかし、予定していた今年度中の開所が見込まれず、交付申請が見送られることになったことからの減額となります。

次の1款3項介護認定審査会費については、現在までの歳出執行状況による補正となります。

次の2款保険給付費、12ページから16ページにかけては、財源変更を含む現在までの保険給付費の執行状況による補正となります。

次の4款地域支援事業費、16ページから18ページにかけては、先ほどの保険給付費と同様、財源変更を含む事業の執行状況による減額補正となります。

次の5款諸支出金は、過年度の国庫負担額の見直しによって、国庫への返還金が発生したことによる増額となります。

最後に、19ページ、7款基金積立金につきましては、歳入の保険料及び各公費負担額から歳出の保険給付費及び事業費等を差し引いた額を基金に積み立てるものでございます。

続いて、5ページにお戻りください。

第2表繰越明許費補正につきましては、1款1項総務管理費における介護基盤等整備補助金3,360万円を翌年度に繰り越すものでございます。これは、先ほどの補正予算で説明しました、介護施設の建設スケジュールの遅れによって、年度内に施設整備の補助金の交付が見込めなくなったための繰越しとなります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第20号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

### 日程第23 議案第21号 令和3年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第3号)

議長（岩崎信幸君） 日程第23、議案第21号 令和3年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第21号 令和3年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ516万円を減額し、歳入歳出をそれぞれ2億1,560万1,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、主に保険料歳入の減額によるものになります。

なお、詳細につきましては住民課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 町長の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書にて説明をさせていただきます。

6ページをご覧ください。

歳入、1款後期高齢者医療保険料について、調定額の状況等により、1項1目特別徴収保険料を1,322万7,000円の減額、2目普通徴収保険料を877万3,000円の増額計上になります。

2款1項2目保険基盤安定繰入金を25万5,000円減額。

4款4項1目受託事業収入を、歳出の健康診査委託料の減額に伴い、45万1,000円減額するものです。

7ページの歳出をご覧ください。

歳出、1款1項1目12節委託料で健康診査委託料を45万1,000円減額。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金を、保険料等の減額に伴い470万9,000円減額するものです。

補足説明は以上となります。よろしくお願いたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第21号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

#### 日程第24 議案第22号 令和3年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）

議長（岩崎信幸君） 日程第24、議案第22号 令和3年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第22号 令和3年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

収益的収入及び支出においては、収入第1款水道事業収益で15万5,000円の減額、支出第1款水道事業費用で179万8,000円の追加をお願いするものです。

また、資本的収入及び支出においては、収入第1款資本的収入で459万2,000円の減額、支出第1款資本的支出で97万9,000円の減額をお願いし、資本的収入額が支出額に不足する額の補填財源についても改めさせていただくものです。

なお、詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補正予算書の主な内容について、町長の補足説明をさせていただきます。

議案書1、2ページの収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の補正予算については、11ページ以降の水道事業会計補正予算明細書により説明をさせていただきます。

11ページをご覧ください。

収益的収入及び支出、収入となりますが、1款2項営業外収益15万5,000円の減額。全て、1目長期前受金戻入の減額で、内容は、年度末の計数整理による補正をお願いするものでございます。

12、13ページをお願いします。

続いて、支出の主なものですが、1款1項1目配水及び給水費16万円の増額及び2目総係費53万1,000円の減額は、ともに人件費における手当や引当金などの補正となっております。3目減価償却費105万円の追加。4目資産減耗費43万8,000

円の増額は、固定資産の減価償却費や除却費など、年度末の整理による補正となっております。

次に、13ページ、資本的収入及び支出ですが、収入、1款2項1目工事負担金445万5,000円の減額については、下水道整備に係る配水管移設補償工事費の金額確定及び消火栓設置工事負担金の見込額の修正によるものとなっております。

3項1目国庫補助金13万7,000円の減額は、上ノ原浄水場改修に伴います実施設計業務委託の金額確定によるものです。

続いて、支出ですが、1款1項1目配水設備工事費97万9,000円の減額については、建設改良工事に伴います設計業務委託費や工事請負費の補正をお願いするものです。

なお、5ページ以降には、キャッシュ・フロー計算書及び給与費明細書等を添付しておりますので、お目通しをいただきますようお願い申し上げます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

**議長（岩崎信幸君）** 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**議長（岩崎信幸君）** 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第22号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第25 議案第23号 令和3年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第3号）

**議長（岩崎信幸君）** 日程第25、議案第23号 令和3年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

**町長（柴崎徳一郎君）** 議案第23号 令和3年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

収益的収入及び支出においては、収入第1款公共下水道事業収益で1,303万7,000円の減額、支出第1款公共下水道事業費用で891万3,000円を追加、第2款農業集落排水事業費用で414万9,000円の減額をお願いするものです。

また、資本的収入及び支出においては、収入第1款公共下水道事業資本的収入で2,210万円の追加、第2款農業集落排水事業資本的収入で116万円の減額、支出第1款公共下水道事業資本的支出で277万7,000円の追加をお願いし、資本的収入額が支出額に不足する額の補填財源についても改めさせていただくものです。

詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いた

でございますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 笹沢課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 町長の補足説明をさせていただきます。

議案書1、2ページの収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の補正予算については、13ページ以降の下水道事業会計補正予算明細書により説明をさせていただきます。

議案書13ページをお願いいたします。

初めに、収益的収入では、1款公共下水道事業収益1項1目下水道使用料412万8,000円の追加。決算時における使用料見込額の予測による補正をお願いするものです。

2項2目一般会計補助金1,500万円の減額。資本的収入及び支出の管渠建設改良費予算について、年度末に資金不足が生じることから、一般会計からの繰入金収入の一部について、収益的収入から資本的収入への予算組替えをお願いするものです。

14、15ページをお願いします。

支出、1款公共下水道事業費用2項2目消費税及び地方消費税956万7,000円の追加は、決算時における消費税申告の予測計上によるものとなっております。

15ページ、2款農業集落排水事業費用1項1目管渠費480万円の減額は、委託料及び修繕費等不用額の補正となっております。

16、17ページをお願いします。

次に、資本的収入及び支出の補正については、収入、1款公共下水道事業資本的収入1項1目企業債380万円の追加は、事業費の確定に伴う企業債の補正でございます。

2項1目受益者負担金400万円の追加。開発事業など宅地化に伴います受益者負担金一括納付の増加による補正をお願いするものです。

4項1目一般会計補助金1,500万円の追加。資本的収入及び支出、管渠建設改良費に資金不足が生じることから、補助金の受入れ予算、収益的収入との組替え措置をお願いするものです。

17ページ、支出、1款公共下水道事業資本的支出1項1目管渠建設改良費、工事請負費1,080万4,000円の追加は、主に国庫補助による下水道管渠工事の補正をお願いするものです。

戻りまして、2ページをご覧ください。

企業債の変更ですが、予算書第5条の表を改めるもので、企業債の限度額について、補正前1億740万円から、補正後1億1,120万円に変更をお願いするものです。

なお、7ページ以降には、キャッシュ・フロー計算書及び給与費明細書等を添付してお

りますので、お目通しいたきますようお願い申し上げます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第23号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第26 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（岩崎信幸君） 日程第26、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の現行委員の任期満了に伴い、あらかじめ議会の意見を求めるものであります。

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり、人権の考え方を広めたりする活動をする民間の方で、法務大臣から委嘱されて人権擁護活動を行うものであります。

任期は、令和4年7月1日から令和7年6月30日までの3年間となっております。

意見を求めたい候補者の氏名は、世古浩貴さんです。住所及び生年月日については議案書に記載のとおりです。

同氏は、下野田で老舗店を営んでおり、堅実な人柄で地域密着を旨とした商売を行っております。

また、自身の介護経験から高齢者に関する問題への意識も高いことから、地域に密着した相談員として重要な役目を担う人権擁護委員に適任であると考えます。

今回は、新たに人権擁護委員候補者をお願いするものでありますが、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております諮問第1号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、そのとおりに決めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを原案のとおり答申することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、諮問第1号は原案のとおり答申することに決しました。

---

## 日程第27 請願第1号 「育児休業の保育要件」の緩和に関する請願

議長（岩崎信幸君） 日程第27、請願第1号 「育児休業の保育要件」の緩和に関する請願を議題といたします。

請願第1号は、お手元に配付の請願書のとおり請願を受理したものです。

紹介議員の平形 薫議員は、この請願について発言がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） ただいま議題となっております請願第1号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第28 町長施政方針

議長（岩崎信幸君） 日程第28、町長施政方針を行います。

柴崎町長は登壇して施政方針を述べてください。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 施政方針。1、はじめに。

本日の議事日程の最後になりましたが、令和4年度の施政方針を申し上げます。

私は、令和の時代の始まりとともに、町長に就任させていただきました。町長就任以来、3年が経過しようとしております。「みんなで創ろう 住み続けたいまち よしおか」をキャッチフレーズに、住民の皆さんの声を聴きながら、吉岡町の新時代を拓くべく、町政

運営に取り組んでまいりました。令和4年度は締めくくりの年として、また先般、ご審議いただきました第6次吉岡町総合計画の始まりの年として、大変重要な局面を迎えます。

しかしながら、これまでは、令和2年当初に日本でも確認された新型コロナウイルス感染症の影響は現在も続いておりますが、その感染対策を中心とした施策運営とならざるを得ませんでした。そういった意味では、長期的な展望に基づく企画立案が難しかったことも否めません。

毎年この時期になりますと、11年前、3月11日に発生しました東日本大震災が思い起こされます。年月は経過いたしました。まだ災害の痕跡が癒えたわけではないことは、時折報じられるとおりであります。改めて、被災された皆さんに心よりお見舞いを申し上げます。

さて、昨年来、新型コロナウイルス感染症の蔓延については、まさに一進一退の状況が続いております。昨年11月から年末にかけて感染者数の減少傾向がありましたが、正月から急速に感染者数が増え、第6波として認識されました。症状こそ軽症化傾向にあると伝えられているところではありますが、感染者数は過去最高を記録し、群馬県内でも累計感染者は5万人の大台を突破するに至りました。

ワクチン接種によって一定の収束が期待できると捉える向きもあるようですが、そのような予測が外れてきたことを考え合わせますと、慎重に判断するべきであると思っております。

新型コロナウイルス感染症により社会全体が甚大な影響を受ける中、町としましては、次期総合計画はコロナ禍を踏まえた新たな視点を取り入れた上で策定することが望ましいと考え、第6次総合計画における基本構想に取り組んでまいりましたが、昨年12月、令和3年第4回定例会に上程させていただき、継続して審査・審議を重ねていただき、本日、1番でご議決賜りました。今後、この構想の趣旨を政策運営の核として、しっかりと町政運営していきたいと考えております。

## 2、町政運営の方向について。

まず、国及び県の政策動向に対応した政策運営については、新型コロナウイルス感染症対策については引き続き情報収集を密に行い、国及び県の指導の下に医療機関等の関係機関との連携を密に実施することが必要であると考えております。そして、アフターコロナ、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止に係る施策の影響による、経済対策や雇用対策についても、国及び県との連携を軸に、町の政策を探ってまいりたいと考えております。特に困窮者対策については、昨年同様に国及び県の政策の補完の必要性について注意深く調査検討してまいりたいと考えております。

次に、中長期的な町政運営は、第6次総合計画に基づく計画的な事務執行に配慮すると



ともに、コロナ禍の影響で十分な検討作業に取り組むことができなかった、計画された大規模事業等の検討を進めていきたいと考えております。

その検討要素として重要な課題は、財源の確保です。人口が増えることは喜ばしいことですが、教育のみならず福祉関係予算も伸び、経常経費が上がり、予算の柔軟性が失われてしまいます。その結果、やりたい事業が思うように進められなかったり、最低限やらなければならない事業に圧迫され、町民の要望に十分にお応えできなかったりと、財源の確保は重要な要素であります。必要な財源を得るための諸方面への働きかけに加えて、地域を豊かにする政策立案にも積極的に取り組んでいかなければならないと感じているところでもあります。そのためには、近隣市町村との連携しながらの基盤整備事業や企業誘致といった取組についても、積極的にその実現に向けて努力していきたいと考えております。

そして、災害に対する備えを強化する視点からの基盤整備を実現するための計画として策定された、国土強靱化地域計画や地域防災計画に基づく取組も重要であります。特にソフト事業では、コロナ感染症に配慮した「密」対策のために、思うような事業展開を図ることができませんでした。それらについても、新型コロナウイルス感染症の感染状況等の情勢を見極めた上で進めていきたいと考えております。

### 3、令和4年度の方向性について。

この4月1日からは、第6次吉岡町総合計画がスタートします。「思いを紡ぎ、未来につながるまちづくり 吉岡」を実現するための第一歩を踏み出します。10年間の計画ではありますが、実現すべき将来像としては、人口増加に対応していくことが中心となっておりますが、群馬県及び国全体は減少傾向にあることは、皆様のご承知のとおりであります。

翻って、今、身近な取り組むべき課題は、コロナ対策として第3回目の予防接種の実施及び生活を維持するための支援や経済対策があります。それらを見据えつつ、将来に向けた種まきと言うべき施策についても、企業誘致だけでなく、身近な生活基盤をどのように豊かにしていくかについても、皆さんと一緒に考え、取り組んでいかなければならないと考えております。

それでは、個別分野に対する基本的な考え方について述べさせていただきます。

まず、吉岡町の人口及び年齢構成です。人口は、令和4年2月1日現在、2万2,100人と、昨年の2万1,804人から296人増加しました。人口増加の町とはいえ、全国的に高齢化が進んでいる中で吉岡町においても、団塊の世代が75歳以上となる2025年問題や団塊世代の子供たちに当たる団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年を見据えながら、中長期的視野に立った施策展開と財源確保に立脚した地域経営を行う必要があります。同時に、8050問題や、高齢と障害双方の課題を抱える世帯への対応な

ど、複合的な課題についても包括的に対応するための相談体制の充実が求められています。

ちなみに先日、新聞報道で、吉岡町の65歳以上の人口割合の24%、県下で大泉町さんに次いで低く、年少人口の割合は15.6%で県下トップと示されておりましたが、群馬県も少子高齢化の進展が改めて際立っている様子が記事からうかがえます。

町の予算の概要等については、明日の予算説明で述べさせていただきますが、第6次総合計画の基本構想を踏まえた目標達成に向けて、各行政分野の一層の充実を図っていくための施策の方向性について述べさせていただきます。

まず、吉岡町の将来像についてですが、吉岡町は、先人により築かれた礎が実を結び、人口増加の町として、多方面で「住みやすいまち」として紹介されております。しかしながら、日本全体の人口は減少基調にあることから、それらの影響を全く考えずにこれからの町の姿を考えることはできないと思っています。

そうしたことから、これまでの町の姿を今後も継承していくために、町の将来像を「思いを紡ぎ、未来につなげるまちづくり 吉岡」とし、未来の住民たちのために町の魅力をさらに高め、「もっと住み続けたくなるまちづくり」を推進していきたいと考えております。

そして、将来像実現のために次の3つの点を重視し、まちづくりのための施策・事業のポリシーとして考えております。

1点目が「ブランド力と郷土愛」です。町の価値を上げる取組と、郷土愛を育む視点です。

2点目が「ダイバーシティ」です。横文字言葉で聞きなれない方もいらっしゃるかもしれませんが、要は、年齢や性別、国籍等にこだわらず、吉岡町民として多様性を受け入れる風土をつくっていく視点です。

3点目は、「持続可能性」でSDGsです。この吉岡町を次世代によりよい姿でつないでいく視点です。

それらの要素を考え合わせた上で、「思いを紡ぐ」の「紡ぐ」というキーワードから6つの基本目標を掲げたいと思います。

第6次総合計画の基本目標である施策の大綱は、紡ぐ1、すべての住民に優しい健康・福祉施策の充実、紡ぐ2、「学びのまち・吉岡」の推進、紡ぐ3、次世代につなげる生活環境の充実、紡ぐ4、地域産業の持続的発展支援、紡ぐ5、緊急時対応への備えの充実、紡ぐ6、将来を見据えた行財政運営の推進の6つの分野から、施策及び事業を推進したいと考えています。

まず大綱の1つ目の「紡ぐ1 すべての住民に優しい健康・福祉施策の充実」では、「子どもたちの夢を育て、ゆとりを持った子育てができる環境づくりを推進します。子ど

もや若い世代の健康づくりへの意識や習慣づけを重視するとともに、高齢者や障がいのある方も活き活きと暮らせるまちづくりに取り組みます。生活習慣病や介護の予防事業を充実し、いつまでも住み慣れたまちで自分らしく暮らし続け、必要な時に必要な支援が得られるよう整備を進めます」とし、主な事業としては、まず子育て環境整備では、児童の保育環境等の改善を図るため、第五保育園の園舎新築を助成します。明治小学校区の待機児童対策として、明治第2学童クラブを開設します。

次に、福祉に関しては、「医療費無料化事業」として、子供、重度心身障害者、母子、父子家庭の健康管理の向上に寄与するために、医療費の公費負担を継続します。

大綱の2つ目、「紡ぐ2 『学びのまち・吉岡』の推進」では、「すべての子どもたちの可能性を引き出す『個別最適な学び』と『協働的な学び』が実現できるよう、教育の人的・物的環境を整備し、子育て世帯に選ばれる教育のまちづくりを推進します。住民一人ひとりが持つ文化・スポーツの技能等を活用し、生涯学習・生涯スポーツの活性化を図るとともに、郷土に学び郷土を知る取組を進めます。多文化共生の時代にあって、差別や偏見のない、ダイバーシティのまちづくりを進めます」とし、主な事業としては、「学校施設の長寿命化計画の改訂」や「学校給食費の第3子以降無料化」に取り組むとともに「駒寄小学校校庭拡張のための用地買収」等に取り組みます。また、学校給食センター建て替えについては、「基本計画の策定」を予定しております。

大綱3つ目、「紡ぐ3 次世代につなげる生活環境の充実」は、「道路、公園、水道、公共施設など、多くの人々が利用する公共財産を有効に活用するため、利便性の向上と長寿命化を図り、計画的な都市づくりを推進します。SDGsやカーボンニュートラルの理念に則り、持続可能な社会へ貢献することを前提に、公共交通の利便性や定住環境の向上に努め、住民生活の質の向上を図ります」とし、「住宅用太陽光発電システム設置補助」や「資源ごみ回収事業補助金」に取り組むほか、農道や農業用水路の改修等に取り組みます。

道路・橋梁の整備では、「都市計画道 漆原総社線第1工区の新設工事」として、調査設計業務を開始します。また、橋梁塗膜の有害物質調査業務を開始するほか、榛東村が施工する「滝沢橋補修工事」に対し、工事費の半分を負担します。

住宅施策では、空き家対策事業の継続実施と、新たに「町営住宅アスベスト除去事業」に取り組みます。

また、上水道事業では、老朽化した上ノ原浄水場の施設改修に着手します。

大綱4つ目といたしまして、「紡ぐ4 地域産業の持続的発展支援」では、「都市化が進み、農地の減少が進む反面、沿道立地型の商業立地が進んでいます。農林業の持続的かつ健全な発展を図りながら、企業誘致や起業支援による若者や女性の働く場所を創出します。観光については、新たな観光資源の発掘、既存の文化遺産をはじめとした地域資源の

利活用に努め、近隣・広域での観光ルートの拠点化を進めていきます」とし、主な事業では、様々な観光PR事業を図るとともに、道の駅周辺の整備を実施し、町の魅力向上に努めます。また、小規模事業者の支援策として、小規模事業者販路開拓のための支援事業を継続して行います。

大綱の5つ目「紡ぐ5 緊急時対応への備えの充実」では、「大規模自然災害の頻発、新型コロナウイルスの発生を契機とする感染症への対策、交通量の増加など、あらゆる危機に対応できる強靱な体制の構築と、日常における防災・防犯施策の充実を図ります。また、災害が起きても被害を最少にとどめ、受けた被害から迅速に回復するしなやかさを備えるとともに、交通事故や犯罪の少ないまちづくりを推進します」とし、主な事業では、交通安全対策事業として、通学路合同点検の結果により抽出された対策必要箇所について改善を図ります。また、群馬県交通安全条例の改正により、自転車のヘルメット着用が努力義務化されたことに伴い、自転車事故が多い高校生等を対象に自転車用ヘルメットの購入補助を行い、子供たちの安全確保を図ります。

防災事業としては、「災害ハザードマップの更新」を行います。これは、災害対策基本法の改正や、吉岡町地域防災計画の変更などに対応させるものです。

また、平成28年度から継続して実施している「防災無線デジタル化事業」は、令和4年度で完了する予定です。

大綱の6つ目、「紡ぐ6 将来を見据えた行財政運営の推進」では、「自治会やボランティアへの支援など地域活動等の活性化を促進し、町政と住民がともに力を合わせた協働のまちづくりを推進します。住民の利便性向上と業務の合理化・効率化に向けて、デジタル社会に対応したスマート自治体への転換を図るとともに、人口増加に起因する厳しい財政状況の中でも未来を担う子どもたちに負担をかけぬよう知恵と行動力で将来を見据えた堅実な行財政運営を推進します」とし、協働のまちづくりを推進するために、自治会への支援を継続するとともに、様々なボランティア団体が地域で効率よく活動が行えるよう「ボランティアセンター」を設置し、必要な支援を行います。

また、電算関係では、総合行政システムの更新を図るとともに、国の基幹系システムの標準化に向けて取り組みます。財源確保策といたしましては、ふるさと納税についても引き続き推進していきたいと思えます。

以上、町の総合計画に基づいた視点で、令和4年度の方針並びに事業の説明をさせていただきました。

4、むすびに。

私は、町政運営の基本を「町民目線で、町民の暮らし最優先の町政を行いたい」と考え、「みんなで創ろう 住み続けたいまち よしおか」をキャッチフレーズに、これまでの施

策運営を行ってまいりました。

これからは、第6次総合計画基本構想を骨子に据え、「これまでの町を取組や地域の経過を未来につなげていく」ための取組を主体として、「思いを紡ぎ、未来につなげるまちづくり 吉岡」の実現のために、まずは令和4年度から、今後の町政全般を組み立てていきたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症につきましては、いまだ先行きが見通せない状況ですが、健全な財政運営に配慮しながらも、町民目線を意識し、新しい時代に対応していくための新規政策に取り組んでまいりたいと考えております。

議員皆様には、特段のご支援、そしてご助言やご提言をいただければ幸いです。以上です。

議長（岩崎信幸君） ただいま町長の施政方針の演述が終わりました。

この町長の施政方針に対する質問は、明日の議事日程の日程第1において、通告のあった1名の議員により行います。

---

散 会

議長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

これにて散会します。

お疲れさまでした。

午後1時49分散会



# 令和4年第1回吉岡町議会定例会会議録第2号

---

令和4年3月2日（水曜日）

---

## 議事日程 第2号

令和4年3月2日（水曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 町長施政方針に対する質問（別紙通告一覧による No.1）
- 日程第 2 議案第24号 令和4年度吉岡町一般会計予算  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 3 議案第25号 令和4年度吉岡町学校給食事業特別会計予算  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 4 議案第26号 令和4年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 5 議案第27号 令和4年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 6 議案第28号 令和4年度吉岡町介護保険事業特別会計予算  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 7 議案第29号 令和4年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 8 議案第30号 令和4年度吉岡町水道事業会計予算  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 9 議案第31号 令和4年度吉岡町下水道事業会計予算  
(提案・質疑・付託)
- 

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（13人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
8番	村越 哲 夫 君	9番	坂田 一 広 君
10番	飯島 衛 君	11番	平形 薫 君
12番	山畑 祐 男 君	13番	小池 春 雄 君
14番	岩崎 信 幸 君		

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総 務 課 長	高田 栄 二 君
企画財政課長	高橋 淳 巳 君	住 民 課 長	中島 繁 君
健康子育て課長	米沢 弘 幸 君	介護福祉課長	永井 勇一郎 君
産業観光課長	岸 一 憲 君	建 設 課 長	大澤 正 弘 君
税務会計課長	中澤 礼 子 君	上下水道課長	笹 沢 邦 男 君
教育委員会事務局長	小林 康 弘 君		

---

## 事務局職員出席者

事 務 局 長 福 島 良 一 主 事 岸 美 穂



## 開 議

午前9時30分開議

議 長（岩崎信幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

これより、お手元に配付してあります議事日程（第2号）により会議を進めます。

---

### 日程第1 町長施政方針に対する質問

議 長（岩崎信幸君） 日程第1、町長施政方針に対する質問を行います。

質問をする旨の通告がありました1名の議員による質問を行います。

ここで、説明しておきます。質問の持ち時間は、質問及び答弁を含めて30分以内です。持ち時間の残り時間が5分になったときにブザーが鳴ります。

さらに残り時間がなくなったときに、マイクの電源が切れますのでご承知おきください。その時点で、途中であっても質問者及び答弁者は発言を打ち切るよう協力お願いいたします。

それでは、質問者、13番小池春雄議員を指名します。

小池議員。

〔13番 小池春雄君登壇〕

13番（小池春雄君） 通告に従いまして、町長の施政方針に対する質問を行います。

各種施策の優先順位ということで質問をいたします。

町の予算は限られております。予定・予想をされている事業に対して、計画を立てて行われないと、それぞれの事業計画の見直しができません。年次計画を立てて実施をしていかなないと、誤解を生んだり、また一貫性のない行政となります。多くの人たちが納得のいくようにしなければなりません。

そういう中で、どのように考えて実施をしていきますかということを出してありましたけれども、以前、町が示しました、この町長の施政方針に連動しますけれども、これまでに吉岡町国土強靱化地域計画というのが出されておまして、その中に様々な事業がありますけれども、今年度は、昨日、町長が述べたように、いろいろ羅列をされておりますけれども、私どもが心配するのは、これまで、町長も十分ご存じだと思うのですが、八幡山グラウンドは、これはいつ整備されるのかなと思ったり、しかしこの中にはまだ出てきていません。

それとか、町長が、ここで漆原総社線を出してきて、そうすると、今まで計画であった、もっと私は優先順位が高くて、前橋伊香保線、これはたしか県道ですけれども、県道とは

いえ、これまでの町の考え方と、その県の考え方ですか、関越、それから関越じゃない、高速道路が、関越があって、駒寄インターができて、そしてそこに通ずる道路ができて、これは駒寄パーキングのところを通過して、吉岡、榛東へ抜ける、そして渋高バイパスに抜ける、この線の混み具合を見て、前橋伊香保線は考えるんだというより、群馬県のほうもその軌道修正を行っております。

しかし、吉岡町の状況を考えたときに、それとは別で、やはり、県道だから県にお任せじゃなくて、町の安全を確保するという意味においては、やはり前橋伊香保線というのを早く着工して、そして町の中央を走っている前橋伊香保線を、もっと端に持っていくことによって、そしてまた産業道路の延伸で、そこにつけることによって、子供の安全を守っていくとか、そういうふうに皆さんが納得できる、やはり優先順位がありますよね。

確かにその計画では、示されたように、確かにこの国土強靱化計画の中でもありますけれども、その中で果たして私たちが見て、この優先順位でいいのだろうかどうかというものがあろうと思うんですね。

町長も、ここにありますように、町長が仕上げの年に、要するにこの任期では仕上げの年になるわけですがけれども、そういうことを鑑みただけで、これからどのように多くの人たちに納得してもらって事業を進めていくかという部分についての町長のお考えをお尋ねするものであります。

議 長（岩崎信幸君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 小池議員より、令和4年度施策の進め方について、ご質問をいただきました。お答えさせていただきます。

令和4年度一般会計の当初予算は、総額80億9,600万円であり、予算規模においては、前年度を3億5,300万円下回っておりますが、財源不足を補填する財政調整基金の繰入額は、前年度比プラス8.2%、7,084万2,000円増の9億3,906万2,000円となっております。

繰入額の増要因は、主に扶助費などの義務的経費の増によるものであります。

このように、毎年、町の貯金である財政調整基金を取り崩すことになっている厳しい財政状況にありますが、義務的経費の支出や、町民の生命・財産を守る上で緊急性の高い支出は、必須であることを大前提としつつ、令和4年度の重点施策について答弁させていただきます。

各種施策については、第1に、吉岡町総合計画を骨組みとし、町民目線に立って、もっと住み続けたいとなるまちづくりを推進するために実施していくものと考えております。もっと住み続けたいとなるように思っただけのためには、もっと住み続けたいと思える、ハ

ード・ソフト両面からの環境の整備が重要な施策と考えております。

そこで、もっと住み続けたい町を創出する重点施策として、令和4年度一般会計当初予算では、駒寄スマートインター東側の道路拡幅改良を実施することで、大規模商業施設の出店に伴う交通混雑の緩和や、物流の活性化を図ります。

このほか、都市計画道路漆原総社線第1工区の新設事業では、増加する交通量への対応、通学路の安全性の確保及び災害時の広域道路ネットワークの構築を図ります。

また、第五保育園園舎建て替えへの助成や、駒寄小学校校庭の拡張などを実施することで、保育ニーズへの対応、教育環境の改善を図り、子育て世帯への軽減負担措置としては、令和4年度より、第3子以降の給食費の無料化を実施いたします。

このほか、学校給食施設、調理施設建て替え事業についても、基本計画を策定予定であり、後年において大規模な予算を伴う重点施策となることが想定されます。

このような大規模事業におきまして、基本計画、またその後の実施計画などにおいて、事業全体の年次計画やその財源を明らかにし、確実に事業を推進していくことが重要だと認識しております。

また、各種施策の実施においては、その財源の確保は重要な課題となります。人口増は喜ばしいことですが、教育や福祉関係予算が伸び、経常経費の増加によって、町民の要望に応える施策が実施できないことがないよう、財源を確保することも大きな課題となっております。

必要な財源を得るためには、諸方面へ働きかけ、国庫補助金などの特定財源を確保していくことに加えて、自主財源の確保も大きな課題であります。

さきに述べさせていただいた、駒寄スマートインター東側の開発などでは、税収増も見込んでおり、固定資産税などの自主財源確保という点でも、非常に重要な施策でもあります。

また、自主財源確保としては、ふるさと納税の拡充により、さらなる自主財源の確保を図りたいと思います。

このように、厳しい財政状況にありますが、町民の要望に応えられるよう、限りある財源を有効に活用し、もっと住み続けたいまちづくりに取り組んでいきたいと考えております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） さきに示されました、ぐんま・県土整備プラン2020というのがありますけれども、その中でも、吉岡町の北群馬渋川主要事業という中で、確かに前橋伊香保線というのは位置づけられてはいるのですけれども、果たしてこれが実際にどうなるかとい

うのは、やはり厳しい部分というのはあると思うんですね。

前にも話したけれども、交通量が、新しくできた既存の道路で間に合わなければ、次のことは考えますよというのが、これは県の考えなんですよ。しかし、町はこれまでずっとまちづくりをする中におきまして、その部分では、どうしてもそうしないと、県のだから県がやってくれる、県がやってくれないんだから、じゃあ町はもう諦めてもしようがないというんじゃないくて、何としてもそこのところを造ることによってその安全を確保すると、これは先ほど、くどく言っていますけれども、前橋伊香保線については、子供の安全という部分がありますので、譲れない部分だというふうに思います。

それとまた、この計画もあるのですけれどもね、私はもう少し早く、八幡山の整備は進むものだと思っていたんですよ。なかなかその用地を確保してから進んでいっていませんでしたけれども、その当時に、整備すれば8億円ぐらいじゃないかと。だけれども、また早くやりたい。しかし、もう予算がないという中において、中学校の野球に使うところも不十分な、今十分でないので、ここを早くやりたいんだと。何とかしなきゃならないという話もあったし、そういう計画でずっと来たのですけれども、何かここへ来ての話じゃ、この話がトーンダウンしちゃったんじゃないかというような気がするんですよ。計画が今、要するに順位の入替わりがあったのかなど。

さっき、町長が言われましたけれども、一番大事なところというのは確かに、予算なんですよ。予算が十分にあれば、何でも皆、町が予想することができちゃうのですけれども、限られた予算の中で、しかしその中でも、多くの皆さんが納得できる優先順位というのは大事だと思うんですね。

ですけれども、これまでに、その部分での町での、当然執行内部では行われてきたのでしょうけれども、議会等を通しての話合いというのはあまりされてはいなかったと思うんですよ。

ですから、そういう意味で私は、もう少し議会とは、これは相対的にね、確かにこの間、町の第6次総合計画の中では、その話合いが行われまして、議会からも相当意見が出まして、そういう部分ではそれなりにその成果はあったと思いますけれども、しかし町が出されたものは、ああしろ、こうしろということなので、もう何というんですかね、確かに執行権の議決権という中になると、それは当然、皆さんのほうに執行権があるので、しかしその前にもう少し、今日、私たちがする、多くの皆さんが納得できる協議が大事じゃないか。

それと同時に、予算ですよ。皆さんそれぞれ、いろいろ出ていますけれども、じゃあ総体的に全部、町が予想しているものをみんな足し上げていくと幾らになるのだろうと。今やりたいことがいっぱい出ましたよね、町の計画である第6次総合計画の中で、これか

ら10年間こんなことをやっていきたいというのは、大分言っていましたけれども、でもやってみたら分かるのですけれども、それを全部足すとどのくらいになって、そうすると年間ではどのくらい必要になってという、予算とリンクした組立てというのが、私はまだ不十分のような気がするんですよ。

ですから、確かに予算というのは単年度主義ですけども、やはりその先を見た、10年後を先に見たその中の、10年を見た中の、その中の新年度予算、今回ですね、その中の施政方針ですから。だから、私が見るにはですよ、その全体のトータルで、町の予定しているものがこれだけあって、その中の今年はその中の優先順位を決めていって、その中のこれが1年目であるというのが、まだ十分に見えてこないんですよ。

ですから、そのこのところもう少し、これから私は、この議会と執行側で頻りにキャッチボールをしてね、また皆さんの声が届いて、そして皆さんが思っているものが私たちのほうに伝わってきて、それを実行するためには予算の確保というのがありますよね。年々、予算というのは厳しくなっていますから、そうすると、やろうという計画があったけれども、やめざるを得ないものも出てくるし、その中で今度は優先順位をどこにするかと。だけれども、これだけは絶対必要だねというのがあると思うんですよ。

ただ、今見ると、やりたいものがたくさんあって、みんなを全て進めていくようにも見えるのですけれども、私はその中でもう少し、だから言いたいのは、1つの例ですけどもね、漆原総社線なんかも確かに全体計画の中ではありましたけれども、そういう中において、何でこれがもう今年度から、一定の準備を始めますので、予算にも入れて、第1工区の中から設計等を進めていくというふうになっています。

だもんですから、素直に見られなくなっちゃって、町長がその地元出身で、やはりもしかしたら、町長は、漆原のほうのものがあんまり、ちょっと遅れているんじゃないかというので、そっちへ持ってきたのだから、それはどうだか分かりませんが、もう少し、私なんかは、何とかこれ八幡山グラウンドを早く造って、それでこちらの整備をして、中学生は野球をするのに不十分だから、何とか早くしたいんだというので、あそこの土地を確保したんですよ。皆さん、大いに記憶にあると思うのですけれども、でもそれがもう全然進んでいない。でも、町長も、今年の4月であれば、もう4年目に入りますから、その前に土地を確保されていましたけれども、それも進んでいかない。

そうすると、優先順位はどうなのだろうなという疑問が出てくるんですよ。これに計画が出ていますよ。でも、本当はこの計画についてはもっと前にあったものではないのかなというので、私は、先ほどから優先順位、皆さんが大体、こうなっていくだろうと。私も実際はもっと早くできると思ったんですよ、この八幡山グラウンド整備というのは、だけれども、遅々として進まない。それはお金ですよ。当初では8億円ぐらい、それで

今になると、またそれを、今度は200メートルトラックを400メートルトラックにする請願が出てきて、それでしましょ、それで議会でもその請願が通りましたと。

というと、8億円のところにまた、野球場とそのトラックが一緒になっちゃうまくないと、別にといい考え、それはできればそのほうがいいんですよ。でも、限られた予算であるし、限られた土地の中でどうするかというときには、やはりどこかで決断しないと前に進まないし、その成果が出たけれども、その成果を受けて、町長がそのところでどういうふうに腹をくくったのかというの、まだ請願が通っただけで、見えてきませんよね。

でも、あと何年後には着工をしたいという予定はあるようなのですけれども、どういう形でスタートするのも見えてきませんし、以前にも言いました、学校給食の調理施設の整備事業、これもあります。これも、私も言いましたけれども、自校方式がいいのだから、センター方式がいいのだから、だからこのことはどうですかと言ったら、そのことも全て自校方式がいいか、センター方式がいいか、これから協議したいというような回答もありました。しかし、これももう早く手をつけなきゃならない問題ですよ。これも待たないで済むと思うんですよ。

そういう中で今言われております6次総合計画の中でも、SDGsという考えってすごくその中を、今までなかった、その考えというのは占められております。そうすると、私はセンター方式のほうが良いような気がするのですけれども、そこで作ったものを、またトラック、作れば輸送車でまたみんなこう、配送するわけですよ。そういうそのロスはどう考えるのかと。

しかし、別々に給食、調理場を造れば、3か所造れば、確かにその輸送はないかもしれないけれども、その手間がかかるんじゃないかという部分もあるかもしれないけれども、それはそのトップの考え方かもしれないけれども、高崎なんかは全てがセンター方式という、これは市長の公約で全部自校方式にしましたよね。

ですから、その辺も、まず方式を早く決めて、そしてやはりSDGsと、持続可能な社会というものを見据えた中で、今後の町の在り方をどうかということも考えていかなきゃならないし、もう少し私は、確かにあると言えはるんですよ、この中の町の計画の国土強靱化地域計画の中には。

されとてやはり、それに関係する人たち、子供がいれば給食センターはどうなるかなというふうに、多くの保護者は思うでしょうし、体育館の問題、ではないですね、八幡山グラウンド、あそこも手狭で、まだあのままになっている。次がスタートしない。いつになったらということですよ。でも、足踏みしていると、もう子供はどんどん育っちゃいますから、成長しちやいますから、私はその順位とすれば、そういう要望があるので、あそこところは買ったんだと。買ったとすれば、私はいたのですからね、前用地購入しました

から、用地交渉をして、そしてそういう用地が確保できて、今度は、用地は確保できたけれども、それがちっとも前に進まないという現状というのは、果たしていかなものかなと。

確かに計画はあるんですよ、でもそんなに先まで引っ張って行って、これはあくまでも予定ですから、その先になったらまたその頃になったらまた何年か先にいっちゃうのかもしれないし、だからもう少しその実効性ある計画が立てられないかというふうに思うのですけれども、いかがでしょうかね。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） ただいま小池議員のほうから、本当に多岐にわたる、いろいろ予算不足、またいろんな事業への配慮、ご心配をいただきまして、ありがとうございます。

まず、自分が言っておきたいことが1つあるのですけれども、地元を優先にして事業を進めているということは、自分は考えておりません。吉岡町1つということの中で事業を推進させていただいているということでご理解いただきたいと思います。

そして、今回の、先ほどから話して、出ております優先順位という形につきましては、今回の施政方針の事業につきましては、令和4年度の一般会計当初予算に計上させていただいているものでありますが、その他計上させていただいている各種事業につきましても、町や町民の皆様にとって必要不可欠な事業でありますので、優先順位ということではなくて、重点施策として述べさせていただきました。

今後、令和4年度からスタートする第6次総合計画での施策の大綱である、紡ぐ1から紡ぐ6を実現するための事業を最優先とし、取り組んでまいりたいと思います。

また、国の財源配分も、いつ起こるか分からない大規模自然災害から、地域が迅速に復旧・復興ができるよう、常日頃から備えておくことへの対策の側面を重視していることから、町でも今年度、吉岡町国土強靱化地域計画を作成したものであります。

そして、その計画やそのほか各種計画に掲げている事業につきましても、今後、財源や緊急性など様々な面を考慮し、準備が整った事業から、それぞれ計画に基づき、優先的に実施してまいりたいと考えているところであります。

また、八幡山グラウンド、あるいは漆原総社線、また前橋伊香保線の延伸等々をご指摘いただいたのですけれども、それぞれについても、計画に沿って順次進めていきたいというふうに考えております。特に、前橋伊香保線の延伸につきましては、これは吉岡町だけの問題ではなくて、広域の問題として、地域連携を深めながら事業推進、また県のほうにも要望活動を随時進めていきたいと考えております。

この前橋伊香保線につきましては、吉岡町の国土強靱化あるいは総合計画、町民皆さん

のこれからの一番の目標であるというふうに自分は捉えております。そういった中で、町として、渋川市さん、あるいは前橋市さん等も含めた中で、この計画を推進できるよう、連携を取っていただけると考えております。

また、八幡山グラウンドにつきましては、町教育委員会では、令和元年に採択された請願や打合せの会見等を踏まえ、令和4年度当初予算に八幡山グラウンド拡張事業に伴う八幡山グラウンド周辺構想策定業務委託に係る費用を計上させていただいております。今後は策定業務の中で検討を進めていけたらというふうに考えております。

また、給食センターの関係につきましてはですけども、令和3年7月、今後の学校給食調理施設整備に向けた基本方針や考え方をまとめた、吉岡町学校給食調理施設整備計画基本構想を作成させていただきました。現在、調理施設整備に向けた効率的かつ効果的な方向性を見いだすために、公益財団法人群馬県建設技術センターの技術支援を受けているところであります。今後は調理施設整備に向けた、より具体的な事柄を検討する基本計画策定業務を令和4年度中に発注を行い、その中で、事業を実施する上での最適な事業スケジュールの検討を行っていきたいと考えております。

いずれにしても、今後の4年度事業のほかにも、これからの10年間とも、総合計画の中で掲げてございます。しっかりと皆さんと協議の中で事業を推進できればと考えておりますので、よろしくお力添えをお願いします。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） ぜひとも、先ほど言いました、前橋伊香保線の整備というのは、中学校・小学校の通学路に当たるところの、ちょうどそのところを通っている道路ですので、事故等があって不幸があってから、もっと早くやっておけばよかったなというようなことがないように、ぜひともこの辺については、特に注意を払っていただきたいというふうに思います。そのことをお願いしまして、終わります。

議長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、小池春雄議員の質問が終わりました。

以上で、町長の施政方針に対する質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。10時20分まで休憩といたします。

午前10時00分休憩

---

午前10時20分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

---

日程第2 議案第24号 令和4年度吉岡町一般会計予算



議長（岩崎信幸君） 日程第2、議案第24号 令和4年度吉岡町一般会計予算を議題とします。  
柴崎町長に提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第24号 令和4年度吉岡町一般会計予算の提案理由の説明を申し上げます。

令和4年度吉岡町一般会計当初予算は、予算総額80億9,600万円で、対前年度マイナス4.2%、3億5,300万円の減となっております。

主な歳入一般財源の見込みですが、町税につきましては、納税者数の増や新型コロナウイルス影響からの回復等を勘案し、対前年度プラス14.2%、3億1,513万6,000円増の25億2,793万4,000円を計上しております。

地方譲与税につきましては、総務省の地方税収見込みや、令和3年度における交付状況等を勘案し、対前年度プラス18.5%、1,362万1,000円増の8,734万2,000円を計上しております。

法人事業税交付金につきましても、総務省の地方税収見込み等を勘案し、対前年度プラス71.1%、404万7,000円増の973万9,000円を計上しております。

地方特例交付金につきましては、軽減措置終了に伴う自動車税減収補てん特例交付金及び軽自動車税減収補てん特例交付金の皆減、固定資産税の特例軽減の減に伴う、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金の皆減により、対前年度マイナス86.2%、1億5,605万円の減の2,500万円を計上しております。

地方交付税につきましては、地方財政対策の増減率、過去の交付実績等を勘案し、対前年度プラス12.9%、1億3,400万円増の11億7,400万円を計上し、臨時財政対策債については、地方財政対策の増減率等を勘案し、対前年度マイナス64.2%、1億9,900万円減の1億1,100万円を計上しております。

普通交付税及び臨時財政対策債の合計をいたしますと、対前年度マイナス5.1%、6,500万円減の12億500万円でございます。

これらによりまして、一般財源総額としては、対前年度プラス4.5%、2億3,003万7,000円増の53億8,825万円となっております。

特定財源総額は、駒寄スマートIC大型車対応化事業や、明治第2学童クラブ新設事業の皆減などに伴う、国・県支出金や町債の減等を要因として、対前年度マイナス17.7%、5億8,303万7,000円減の27億775万円となっております。

なお、財政調整基金繰入金は、駒寄小学校校庭拡張事業、第五保育園園舎建替事業に対する補助、また吉岡橋の維持補修などへの充実に伴い、対前年度プラス8.2%、7,084万2,000円増の9億3,906万2,000円を計上しております。

令和4年度予算は、予算規模からすると、投資的経費の減等に伴い、前年度予算総額を下回る形となっておりますが、人件費の増、また扶助費などといった義務的経費の増、また特定財源を伴わない事業の増等に対する財源措置として、財政調整基金の繰入額が増加しております。

それでは、令和4年度の重点事業について、予算規模の大きい順にご説明いたします。

まず、私立保育所等施設整備助成事業については、保育ニーズへの対応及び保育環境等の改善を図るため、第五保育園園舎建て替えに対して助成するものであり、事業費は2億4,018万2,000円を計上しております。財源は国庫支出金2億1,171万7,000円を計上しております。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業については、感染症の拡大防止対策として、3回目接種を中心に実施するものであり、事業費は2億3,047万1,000円を計上しております。財源は国庫支出金2億3,035万8,000円、諸収入11万3,000円を計上しております。

次に、町道金竹西・吉開戸線ほか2路線道路改良工事及び町道熊野・吉開戸線ほか1路線道路改良工事については、駒寄スマートインター東側における商業施設の出店に伴う、将来的な交通混雑を解消するための道路拡幅改良工事を実施するものですが、事業費は2事業合わせて8,765万円。財源は国庫支出金1,850万円、町債6,210万円を計上しております。

次に、橋梁維持補修工事については、吉岡橋の補修を行うものであり、事業費は5,400万円。財源は国庫支出金1,980万1,000円、町債1,450万円を計上しております。

次に、防災無線デジタル化事業については本年度完了予定であり、事業費は5,084万9,000円、財源は国庫支出金3,018万9,000円、町債2,060万円を計上しております。

次に、駒寄小学校校庭拡張事業については、児童数の増加に伴う校庭の狭小化を解消するための用地買収費などとして4,332万円を計上しており、財源は全て一般財源となります。

次に、道路長寿命化事業については、道路長寿命化計画に基づき、町内幹線道路の舗装・補修や小型構造物の更新を行うものであり、事業費は3,600万円を計上しております。財源は、上水道事業会計からの負担金400万円及び町債2,880万円を計上しております。

次に、都市計画道路漆原総社線新設事業については、駒寄スマートインターの大型車対応や、大型商業施設の誘致に伴う交通量増加に対応し、近隣及び広域都市間の物流や交流

等の活性化を図るものであり、事業費は、調査設計業務として3,500万円を計上しております。財源は国庫支出金1,500万円、町債1,350万円を計上しております。

次に、通学路における交通安全対策事業については、通学路合同点検により抽出された対策必要箇所について道路改良工事などを行い、改善を図るものです。事業費は3,317万7,000円。財源は国庫支出金1,769万7,000円、町債1,140万円を計上しております。

次に、学校給食費第3子以降無料化については、保護者負担軽減を図るべく、新たに実施するものであり、事業費は、学校給食事業特別会計への繰出金として383万円を計上しております。

続いて、主な新規事業についてご説明いたします。

まず、参議院議員選挙費でございます。参議院議員の任期が令和4年7月25日に満了することに伴い、選挙を執行する経費として1,421万7,000円を計上しており、財源は県支出金1,158万6,000円を計上しております。

次に、舗装整備事業でございます。漆原地区内の未舗装道路において、周辺の農業経営環境の改善等を図る事業として1,050万円を計上しており、財源は県支出金405万円を計上しております。

次に、橋梁塗膜有害物質調査事業でございます。橋梁における有害物質であるポリ塩化ビフェニル（PCB）の適正な処理を図るため、調査を行うものです。事業費は1,000万円を計上しております。

次に、電気自動車用急速充電器更新事業でございます。道の駅よしか温泉に設置している急速充電器の更新を実施するものであり、事業費は880万円を計上しており、財源は諸収入402万7,000円を計上しております。

次に、町営住宅アスベスト除却事業でございます。事業費は、アスベスト改修工事の事前調査業務などとして620万円を計上しております。

次に、滝沢橋補修事業負担金でございます。榛東村が施工する滝沢橋補修工事に対し、事業費を負担するものとして、576万4,000円を計上しております。

次に、災害ハザードマップ更新事業でございます。災害対策基本法等の改正や吉岡町地域防災計画の修正等に伴い、ハザードマップの更新を行うものとして、440万円を計上しております。

次に、吉岡中学校北校舎非常階段改修事業でございます。中学校北校舎の非常階段の老朽化に伴い、改修に向けた設計業務を行うものとして、427万9,000円を計上しております。

次に、学校施設長寿命化計画改訂業務委託でございます。これは、令和3年度に実施し

た学校施設の建物調査業務を受け、長寿命化計画の改定を行うもので、423万5,000円を計上しております。

次に、高校生等自転車ヘルメット購入補助事業でございます。県において、自転車のヘルメット着用が努力義務化されたことを背景として、高校生等に対し購入補助を行い、着用の促進を図るものとして、140万円を計上しております。

最後に、主な新規事業といたしまして、ボランティアセンター運営業務でございます。ボランティア活動の促進、効率的な活動の支援を図るために、社会福祉協議会へボランティアセンターの設置及び運営を委託し、協働のまちづくりを推進するものです。事業費は109万3,000円を計上しております。

その他の主な事業について、第6次総合計画前期基本計画の施策体系ごとにご説明いたします。

まず、紡ぐ1、すべての住民に優しい健康・福祉施策の充実でございます。

まず、健康対策としては、健康診査等委託料に3,767万2,000円、予防接種に8,972万2,000円、健康No.1プロジェクトに393万8,000円を計上しております。

次に、子育て環境の整備としては、保育所や認定こども園等への給付や助成に10億9,426万8,000円、児童手当支給事業では4億1,305万2,000円を計上し、また学童クラブ管理業務では3,343万円を計上しております。

そのほか、妊産婦健診に2,680万1,000円、不妊・不育対策支援事業に618万円、子供の発達支援に363万円を計上しております。

次に、高齢者福祉といたしまして、敬老祝金品支給事業に889万4,000円、ねたきり老人等介護慰労金事業に550万円計上しております。

次に、障害者福祉といたしまして、障害者自立支援事業に3億4,592万1,000円、障害児支援事業に1億3,106万2,000円を計上しております。

最後に、福祉医療として、医療費の無料化に2億2,935万円を計上しております。

続いて、紡ぐ2、「学びのまち・吉岡」の推進でございます。

まず、学校教育としては、学校給食食材費の助成に500万円、給食費の保護者負担の助成に2,301万3,000円、給食センター建替に係る基本計画の策定業務に585万2,000円を計上しております。

次に、生涯学習としては、吉岡町・大樹町子ども交流事業に483万6,000円を計上しております。

最後に、男女共同参画事業に354万5,000円を計上しており、令和4年度は、計画の更新に向けた調査業務等を実施いたします。

続いて、紡ぐ3、次世代につなげる生活環境の充実でございます。

まず、地籍調査に2,358万6,000円を計上しております。

次に、小規模農村整備事業で、農業用排水路整備として467万5,000円を計上しております。

次に、道路・公共交通施策として、渋川吉岡連携道路事業に1,200万円、タクシー運賃等助成事業に230万円を計上しております。

次に、環境対策として、一般ごみの収集委託に5,116万1,000円、資源ごみ回収助成に450万円、住宅用太陽光発電システムの設置助成に500万円を計上しております。

最後に、住宅施策として、空家等対策事業に670万円を計上しております。

続いて、紡ぐ4、地域産業の持続的発展支援でございます。

まず、農林業施策として、農業振興事業に185万2,000円計上し、農業者の機械購入に対する補助などを行います。また、森林経営管理制度の運用促進に289万6,000円を計上しております。

次に、商工業施策としては、小規模事業者販路開拓等への支援として300万円、新技術・新製品の開発助成に40万円を計上しています。

次に、観光施策としては、観光PR事業に240万5,000円、道の駅よしか温泉情報発信機能強化事業に50万円を計上しています。

このほか、住宅資金の利子補給に800万円、移住支援事業に320万円を計上しております。

続いて、紡ぐ5、緊急時対応への備えの充実でございます。

まず、橋梁定期点検事業に1,100万円を計上しております。

次に、消防・防災については、消防団の運営に1,385万5,000円、消防団員のポンプ車運転免許取得補助に108万円、自主防災組織の支援に65万円を計上しております。

次に、防犯・交通安全対策として、カーブミラー・区画線などの整備に687万5,000円、放課後児童見守りパトロール260万6,000円、防犯カメラの設置に170万2,000円を計上しております。

最後に、紡ぐ6、将来を見据えた行財政運営の推進でございます。

まず、協働のまちづくりを推進するために、自治会活動支援に994万7,000円、広報配布などの自治会事務委託に4,221万6,000円を計上しております。

次に、電算関係としては、総合行政システム更新事業に1,691万8,000円を計上し、システムの更新を図るとともに、国の基幹系システムの標準化に向けて取り組みま

す。

最後に、財源確保策として、ふるさと納税の推進に873万6,000円を計上しております。

以上、予算の概要を説明させていただきました。

令和4年度予算は、予算規模が前年度を下回りながらも、人口増加、高齢化を背景とした義務的経費等の増加により、町の貯金である財政調整基金の繰入額は、前年度を上回る予算額となっており、厳しい財政状況にあります。また、新型コロナウイルス感染症についても、いまだ収束の糸口が見えず、不安な社会情勢にあります。

しかし、このような状況にあっても、第6次総合計画を骨子に据えて、町民目線の意識をし、未来へつなげるまちづくりの実現を目指すため、可能な限り、歳出削減・財源確保を図り、将来を見据え、持続可能な予算編成といたしました。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、企画財政課長に説明させますので、よろしく申し上げます。

**議 長（岩崎信幸君）** 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

**企画財政課長（高橋淳巳君）** それでは、令和4年度一般会計予算につきまして、町長の補足説明をさせていただきます。

予算書の5ページをご覧ください。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ80億9,600万円と定めるものでございます。前年度当初予算と比較しますとマイナス4.2%、金額にいたしますと、3億5,300万円の減となるものでございます。

第2項の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。こちらにつきましては、後ほど事項別明細書で説明させていただきます。

続きまして、第2条繰越明許費及び第3条債務負担行為につきましては、恐れ入りますが11ページをご覧ください。

まず、第2表繰越明許費ですが、1款1項議会費の議会広報印刷製本業務50万4,000円です。こちらは印刷業者と年度をまたいだ編集作業が必要となるため、翌年度へ繰り越すものとなります。

その下、第3表は債務負担行為です。

まず、1段目、令和5年4月に任期満了となる県議会議員選挙費と、2段目、町長・町議会議員選挙費で、期間は令和5年度、限度額は、県議会議員選挙費が240万5,000円、町長町議会議員選挙費が480万円となります。

3段目のネットワーク強靱化事業で、期間は令和5年度から令和10年度までとなり、限度額は7,000万円となります。こちらは総務省が推進しております自治体情報システム強靱化対策に伴い、平成29年度に導入した機器が運用開始から5年が経過するため、令和4年度からの機器の更新に向けて準備を進めてまいりましたが、世界的な半導体不足の影響から機器の調達が困難となり、1年ずらしまして、令和5年度からの機器の更新に向け、引き続き準備を進めるためのものがございます。

4段目、吉岡町・大樹町子ども交流事業、期間は令和5年度、限度額は315万円となります。令和5年度の事業に要するチケット等を確保するためのものとなります。

それでは、12ページをご覧ください。

第4条関係での第4表地方債で、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債となります。令和4年度に予定している起債は10件となります。

1段目は、交付税の不足を補う臨時財政対策債で1億1,100万円です。臨時財政対策債の元利償還金につきましては、後年度、全額交付税措置となります。

2段目、一般事業債2,180万円は、リバートピア吉岡の男女浴室の洗い場改修事業に対するもので、充当率75%で交付税措置はございません。

3段目から7段目は公共事業等債となります。

まず、3番目の交通安全対策事業は、三国線や宮田・田端線の通学路改良に対するもので、4段目、駒寄スマートインターチェンジ周辺の熊野・吉開戸線の道路改良事業に対するもの、5段目は、吉岡橋の橋梁長寿命化事業、6段目は、渋川吉岡連携道路事業に対するもの、7番目は、都市計画道路漆原総社線に対するものとなり、それぞれ充当率は90%、交付税措置は22%となっております。

8番目、地方道路整備等事業債、道路改良事業4,550万円は、町道金竹西・吉開戸線など、町単独事業に対するもので、充当率は90%、交付税措置はございません。

9段目、公共施設等適正管理推進事業債、道路長寿命化事業2,880万円は、藤塚・溝北線舗装補修工事をはじめ、町内道路の長寿命化事業に対するものであり、充当率は90%、交付税措置は、財政力に応じ35%程度を想定しております。

10段目、緊急防災・減災事業債、防災無線デジタル化事業に対するもので、2,060万円です。こちらの充当率は100%、交付税措置70%となっております。

以上、ご説明申し上げた10の対象事業の起債額の合計は、2億9,180万円を予定しております。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

それでは、恐れ入りますが、再び議案書の最初、5ページにお戻りください。

5ページの第5条、一時借入金につきましては、近年増加傾向にある、年度途中での繰

替え運用や災害対応など緊急時の資金不足抑止などを総合的に勘案し、5億円を増額し、最高限度額を10億円と定めるものでございます。

第6条の歳出予算の流用につきましては、前年と同様でございます。

それでは、予算の内容につきまして、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

まず、予算書の15ページをご覧ください。

なお、詳細な増減内容につきましては、予算書と一緒に配付させていただいた、別冊の説明資料に記載されております。

それでは、まず歳入の町税でございます。

初めに、1款町税全体では、新型コロナウイルスの影響からの回復等を勘案し、対前年度プラス14.2%、3億1,513万6,000円増の25億2,793万4,000円を計上しております。

細かく見ていきますと、1款町税1項1目町民税の個人ですが、納税義務者数の増などを勘案し、対前年度比8%増の10億2,639万2,000円。2目町民税の法人ですが、法人数の増などを勘案し、対前年度比15.6%増の1億934万1,000円。町民税個人、法人合計で、対前年比8.7%増の11億3,573万3,000円を見込んでおります。

2項の固定資産税では、新型コロナウイルス特例軽減措置の減などを勘案して、対前年比19.4%増の11億4,894万2,000円。

3項の軽自動車税の種別割では、登録台数の増などを勘案いたしまして、対前年比8.4%増の7,554万7,000円を計上しております。

続いて、16ページの4項町たばこ税でございます。こちらは税率の増などを勘案いたしまして、対前年比25.8%増の1億5,090万円。

5項入湯税は、リバートピア吉岡の浴室の改修工事などの影響を勘案いたしまして、対前年比12.5%減の650万円を見込んでおります。

続きまして、2款地方譲与税は、総務省の地方税収見込み、令和3年度の交付状況等を勘案し、全体で18.5%増の8,734万2,000円となり、うち1項地方揮発油譲与税は17.4%増の2,004万4,000円。

2項の自動車重量譲与税は、18.4%増の6,450万5,000円を見込んでおります。

17ページ上段の3項森林環境譲与税は、群馬県の推計値に基づき、29.7%増の279万3,000円を計上いたしました。

次の3款利子割交付金は、2.5%減の198万1,000円。



4款配当割交付金は、10.2%増の989万円。

5款株式等譲渡所得割交付金は、24.1%増の1,207万7,000円を計上いたしました。

それぞれ総務省の地方税収見込み、また令和3年度の交付状況などを勘案して計上しております。

18ページをご覧ください。

6款法人事業税交付金は、71.1%増の973万9,000円を計上いたしました。

7款地方消費税交付金は、総務省の地方税収見込みや令和3年度の交付状況などを勘案し、対前年度比7%増の4億2,593万4,000円を計上しております。

8款ゴルフ場利用税交付金は8.8%増の126万4,000円を、9款環境性能割交付金は総務省の地方税収見込み、また令和3年度の交付状況などを勘案し、12%増の867万6,000円を計上いたしました。

19ページに移りまして、10款1項の地方特例交付金は、自動車税減収補てん特例交付金の皆減などを勘案して、前年度比17.9%減の2,500万円を計上しております。その下、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金は、固定資産税における特例軽減分の減から皆減といたしております。

次の11款地方交付税につきましては、国の地方財政対策の増減率などを勘案し、前年度比12.9%増の、11億7,400万円を計上しております。なお、内訳といたしましては、普通交付税が10億9,400万円、特別交付税が8,000万円となっております。

12款交通安全対策特別交付金は、14.4%増の419万4,000円を計上いたしました。

20ページをご覧ください。

13款分担金及び負担金は、保育運営費保護者負担金の増などにより、全体で対前年比12.8%増の3,530万4,000円を計上いたしました。主なものといたしましては、説明欄の保育運営費保護者負担金（現年度分）で3,164万円となります。

次の14款使用料及び手数料につきましては、全体で対前年比10.5%減の2,798万8,000円となっております。うち1項使用料は、物産館使用料の見直しに伴う減などにより、対前年比10.9%減の1,890万5,000円。

21ページの2項手数料は、印鑑証明手数料の減などにより、対前年比9.6%減の908万3,000円を計上しております。

次に、22ページをご覧ください。

15款の国庫支出金は、全体で対前年比5%減の16億5,312万6,000円を計

上いたしました。主なものといたしましては、1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1節児童運営費国庫負担金の子どものための教育・保育給付費国庫負担金4億6,536万9,000円。その下、2節障害者福祉費国庫負担金で、障害者自立支援給付費国庫負担金の1億6,799万3,000円。障害児支援費国庫負担金6,553万1,000円。3節児童手当国庫負担金で2億8,640万円などとなっております。

次に、23ページ、2項国庫補助金の主なものですが、中段をご覧ください。

2目3節児童福祉費国庫補助金で、第五保育園改築に伴う保育所等整備交付金2億1,171万7,000円。その下、3目1節予防費国庫補助金では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金2億300万5,000円。

24ページにかけましての5目1節土木費国庫補助金では、社会資本整備総合交付金や道路メンテナンス事業補助金など、総額7,972万2,000円を計上しております。

次に、25ページをご覧ください。

16款県支出金は、全体で対前年比0.7%減の7億2,964万3,000円を計上いたしました。

主なものといたしましては、1項県負担金では、1目民生費県負担金1節児童運営費県負担金で、子どものための教育・保育給付費県負担金1億9,692万7,000円、2節障害者福祉費県負担金では、障害者自立支援給付費県負担金8,399万6,000円、5節の児童手当負担金6,320万円などとなっております。

次に、2項県補助金では、2目1節社会福祉総務費県補助金で、国保基盤安定補助金5,786万9,000円。

26ページをご覧くださいまして、7節の福祉医療費県補助金で1億768万7,000円などとなっております。

続きまして、28ページの上段をご覧ください。

3項県委託金では、1目総務費県委託金1節徴税費県委託金で、県税取扱事務費として3,488万9,000円を計上いたしました。

28ページ下段から29ページまでの17款財産収入全体では、駒寄スマートインター東の開発に伴う町有財産賃貸料の増などにより、対前年比298.5%増の1,538万円を計上しております。

29ページ下段、18款の寄附金は、ふるさと納税の増額を見込み、対前年比18.5%増、1,665万円を計上いたしております。

30ページをご覧ください。

19款繰入金は、全体で対前年比8.9%増の9億6,586万5,000円を計上しております。主なものは、下段の2項基金繰入金1目1節財政調整基金繰入金9億3,9

06万2,000円です。

30ページをご覧ください。

20款繰越金は、対前年比5.5%増の908万5,000円を計上しております。

続きまして、31ページからの21款諸収入となりますが、全体で対前年比77.6%減の6,312万8,000円を計上いたしました。

主なものといたしましては、ページを少し飛んでいただきまして、33ページの下段をご覧ください。地域活動支援センターよしおか負担金1,204万5,000円。

次に、34ページ下段をご覧くださいまして、道の駅よしおか温泉に設置している急速充電器の更新のための、クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金として402万7,000円を計上しております。

最後に、35ページの22款の町債でございますが、先ほど第4表地方債にて説明させていただきましたので、ここでは省略させていただきます。

以上が歳入となります。

引き続き、歳出についてご説明を申し上げます。

なお、歳出に関する詳細な増減内容につきましては、別冊の説明資料に記載しております。また、主要事業につきましても、説明資料52ページからの主要事業一覧表にそれぞれ記載されております。

それでは、歳出の説明を議案書にて説明させていただきます。

36ページをご覧ください。

まず、1款の議会費ですが、人件費の減などにより、対前年比0.3%減、金額では27万1,000円減額となる9,060万4,000円を計上しております。新規といたしまして、37ページの11節役務費から13節使用料及び賃借料まで、議員用タブレット導入費用166万円を計上しております。

次に、38ページをご覧ください。

2款の総務費は、全体で対前年比4.5%増、金額では3,721万2,000円の増額となる8億7,295万2,000円を計上しております。

主なものといたしましては、まず、40ページの下段をご覧ください。

1項総務管理費1目一般管理費12節委託料で、広報や行政連絡文書等の配布や回覧を自治会に委託する経費であります、自治会事務委託料4,221万6,000円、またその下、電話交換業務及び総合案内業務委託料といたしまして763万円を計上し、引き続き役場来庁者へのサービス向上を図ってまいります。

次に、少しページを飛んでいただきまして、44ページの中段をご覧ください。

5目の財産管理費12節委託料で、公共施設樹木等管理業務委託料では、1,463万

円を計上。公共施設における適切な樹木除草管理に努めてまいります。14節工事請負費では、役場庁舎の電話交換機設備の更新工事といたしまして、902万円を計上いたしました。

続きまして、45ページからの6目企画費ですが、引き続きふるさと納税の推進事業といたしまして、10節需用費の返礼品468万円、46ページ、11節役務費、返礼品配達料162万円など、総額といたしまして873万6,000円を計上しております。

46ページの中段の12節委託料では、令和5年度に策定予定の次期男女共同参画計画策定業務委託料として245万3,000円を計上しております。令和4年度につきましては、アンケート調査などを実施する予定となっております。また、マイナポイントを付与する国の事業内容が拡充したことに伴い、町民の方々がこの制度を容易に利用できるよう役場に専用の窓口を設けるため、マイナポイント事業委託料729万7,000円を計上。また、タクシー運賃等助成事業委託料200万円を計上し、さらなる利用促進を図ってまいります。18節の負担金、補助及び交付金では、県及び近隣市町村で連携し運行しております、地域乗合バス負担金として1,000万5,000円。そのほか、移住支援金320万円、高校生等通学支援事業補助金130万円などを計上いたしました。

48ページをご覧くださいと思います。

48ページ、8目諸費12節委託料では、児童の安全を守るための放課後児童見守りパトロール委託料に260万6,000円。14節工事請負費の防犯カメラ設置工事では、昨年と同額の149万6,000円を計上しております。

続きまして、49ページ中段をお願いいたします。

10目交通対策費14節工事請負費では687万5,000円を計上し、引き続き通学路の安全確保などを図ります。18節負担金、補助及び交付金では、新規事業といたしまして、高校生等自転車ヘルメット補助金140万円を計上し、購入の助成を実施することで、ヘルメット着用の促進を図ってまいります。

50ページ、51ページをご覧ください。

50ページ、51ページでは、12目電子計算費の12節委託料です。一括処理委託料やハードウェア保守料など合計で3,150万4,000円、13節使用料及び賃借料はシステム使用料など合計で8,793万5,000円をそれぞれ計上しております。

続きまして、53ページをご覧ください。

53ページの2項2目賦課徴収費12節委託料では、固定資産基礎資料作成業務委託1,111万円を計上。航空写真の撮影を実施してまいります。

55ページをご覧ください。

3項1目戸籍住民基本台帳費12節委託料で、戸籍電算化委託料1,310万4,00

0円は、戸籍関係の広域交付の事務に向けた準備などに伴い増額となっております。

56ページをご覧ください。

4項4目の参議院議員選挙費では、参議院選挙の執行経費といたしまして総額1,354万3,000円を計上しております。

次に、59ページをお願いいたします。

こちらから3款の民生費となりますが、全体で対前年比2.7%減、金額では9,267万4,000円減額となる、33億1,516万1,000円を計上いたしております。主なものといたしましては、60ページをご覧ください。

1項の社会福祉費1目社会福祉総務費12節委託料では、様々なボランティアの人材育成、活動支援などを実施するため、ボランティアセンター運營業務委託料といたしまして109万3,000円を計上いたしました。その下、13節使用料及び賃借料で、温泉施設使用料（無料招待券交付事業）では、前年と同額の870万2,000円、61ページ、18節負担金、補助及び交付金では、社会福祉協議会補助金3,281万3,000円などを計上しております。

62ページの下段をご覧ください。

こちらでは4目老人福祉費19節扶助費となり、令和3年度に引き続き、配食サービス・移送サービスの利用者負担を助成するため、240万円を計上。その下の27節繰出金では、介護保険事業特別会計繰出金として2億2,734万5,000円を計上しております。

次に、63ページ、5目障害者福祉費ですが、主なものといたしましては、12節委託料の地域活動支援センター1,594万3,000円を、続きまして64ページをご覧ください。64ページでは18節負担金、補助及び交付金で、居宅介護に2,494万8,000円、生活介護に1億944万円、施設入所支援に3,840万円、就労継続支援に7,204万8,000円、共同生活援助に4,488万円、65ページに移りまして、障害児通所支援給付費に1億2,193万2,000円などを計上しております。

66ページの中段をご覧ください。

こちらの6目福祉医療費19節扶助費では、子供や重度心身障害者、母子・父子家庭の方の健康管理に寄与するための事業といたしまして、医療費2億2,241万7,000円を計上いたしました。こちらは、令和3年度からは高校生世代までの入院費の無償化を実施しております。

続きまして、67ページ、8目老人福祉センター費12節委託料では、老人福祉センター指定管理料として2,237万7,000円を、その下、9目後期高齢者医療費の18

節負担金、補助及び交付金では、療養給付費負担金1億6,252万6,000円を、27節繰出金では、後期高齢者医療事業特別会計へ、事務費等繰出金及び保険基盤安定繰出金の合計で5,278万9,000円をそれぞれ計上しております。

続きまして、69ページをご覧ください。

2項児童福祉費2目児童手当費19節扶助費では、児童手当の費用といたしまして、昨年度と同額の4億1,280万円を計上しております。

その下、3目児童保育費では、12節委託料で保育所運営委託料7億5,051万4,000円、18節負担金、補助及び交付金では、認定こども園と幼稚園に対する施設型給付費2億7,956万1,000円を計上しております。また、第五保育園の園舎建て替えに対する補助金といたしまして、2億4,018万2,000円を計上しております。

続きまして、70ページの上段をご覧ください。

そちらでは、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金1,407万6,000円です。こちらは、コロナ禍における保育士等の処遇改善といたしまして、令和4年2月から9月まで、賃金を値上げした保育園等へ補助金を交付するもので、こちらは全額が国庫補助の対象となっております。

71ページ上段の5目学童保育事業費では、12節委託料で学童クラブ指定管理料、コロナ関連を含めて、2,750万6,000円を計上しております。また、18節負担金、補助及び交付金では、受入れ児童数を増やすため、駒寄第4学童クラブの運営費補助金といたしまして577万4,000円を計上いたしました。

次に、72ページをご覧ください。

こちらからの4款衛生費は、全体で対前年比40.8%、金額では2億7,526万6,000円増額となる、9億5,019万7,000円を計上いたしました。

主なものといたしましては、74ページの中段をご覧ください。

18節負担金、補助及び交付金で、地球温暖化対策といたしまして、住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金500万円、その下、27節繰出金で国民健康保険特別会計繰出金1億2,737万5,000円、水道事業会計繰出金3,000万円を計上しております。

74ページ下段から76ページの2目予防費では、75ページのまず12節委託料で事務・業務委託料（コロナ予防接種）1億8,917万6,000円をはじめ、新型コロナウイルスワクチン接種事業といたしまして、総額2億3,047万1,000円を計上しております。

また、75ページの最下段では、コロナ以外の各種予防接種委託料といたしまして、8,904万8,000円を計上しております。

77ページの中段をご覧ください。

3目母子衛生費12節委託料では、妊婦健康診査委託料2,450万5,000円、下段の19節扶助費では、不妊・不育対策支援事業として、特定不妊治療費400万円、一般不妊治療費200万円などを計上しております。

78ページの中段をご覧ください。

4目の健康増進費では、12節委託料で、健康診査等委託料といたしまして3,767万2,000円を計上いたしました。

続きまして、80ページの下段をご覧ください。

2項清掃費では、2目塵芥処理費12節委託料で一般ごみ収集委託料5,116万1,000円を計上しております。その下、18節負担金、補助及び交付金で、資源ごみ回収事業補助金といたしまして450万円を計上しております。

81ページに移りまして、こちらから5款労働費となります。5労働費全体では、対前年比44.4%減、金額にいたしまして899万3,000円減の1,124万7,000円を計上しており、主なものといたしましては、1項1目労働諸費の18節負担金、補助及び交付金で、勤労者住宅資金利子補給800万円となっております。

その下からの6款農林水産業費ですが、全体で対前年比3.6%増、金額にして1,277万7,000円増の3億6,368万1,000円を計上しております。

主なものといたしましては、83ページの下段をご覧ください。

1項農業費3目農業振興費12節委託料で、道の駅指定管理料827万5,000円を計上しております。

84ページの上段をご覧ください。

14節の工事請負費では、道の駅内の電気自動車用急速充電器更新工事880万円及びRVパーク整備工事130万円を計上。道の駅よしおかの魅力の向上を図ってまいります。

85ページをご覧ください。5目の農地費12節委託料の舗装整備調査設計業務委託料250万円と、14節工事請負費の舗装整備工事800万円です。小規模農村整備事業を活用いたしまして、漆原地区内の未舗装道路の舗装整備を実施する予定となっております。

86ページの下段をご覧ください。

6目地籍調査費では、12節委託料で地籍調査業務委託料に1,364万円、復元測量等業務委託料に780万円などを計上しており、令和4年度は大久保3地区の着手、大久保2地区の成果作成などを実施予定をしております。

87ページ中段の7目渇水対策施設維持管理費の17節備品購入費943万3,000円は、小倉揚水機場の予備用のポンプの購入費となります。

その下、8目農業集落排水事業費27節繰出金では下水道事業会計繰出金、こちらは農業集落排水事業に伴うものとなりますが、1億5,112万4,000円を計上しております。

続きまして、予算書の88ページ下段をご覧くださいと思います。

2項2目林業振興費12節委託料の森林経営管理制度意向調査業務委託289万6,000円では、町内の森林所有者に対しまして、管理状況などの意向調査を実施いたします。

89ページ、24節積立金では森林環境譲与税の導入に伴い、森林経営管理基金への積立金279万4,000円を計上しております。

その下からの7款商工費では、全体で対前年比6.1%増、金額にいたしまして589万3,000円増の1億280万8,000円を計上しております。

主なものといたしましては、90ページの中段をご覧くださいと思います。

90ページ中段、1項1目商工総務費18節負担金、補助及び交付金で、昨年度に引き続き商工会振興事業費補助金550万円、小規模事業者販路開拓等支援補助金300万円、中小企業制度利子補給金405万6,000円を計上しております。

91ページに移りまして、2目観光費12節委託料では、緑地運動公園及びリポートピア吉岡指定管理料2,225万円。その下、14節工事請負費の2,773万1,000円は、リポートピア吉岡男女浴室洗い場の改修工事を実施いたします。その下、緑地運動公園施設用備品253万4,000円は、ゴルフ場芝刈り機の購入費用となります。

続きまして、92ページからは、8款土木費となります。この土木費の全体では、対前年比42.8%減、金額にいたしまして4億9,601万8,000円減の6億6,214万2,000円を計上しております。

それでは、土木費の主なものを説明いたします。94ページの下段をご覧くださいと思います。

94ページ下段、2項道路橋梁費2目道路維持費14節工事請負費は、道路維持補修工事や道路長寿命化補修工事など、合計6,996万8,000円を計上しております。そのうち道路長寿命化補修工事では、藤塚・溝北線をはじめ、町内幹線道路3路線の舗装補修工事などを実施する予定となっております。

次に、95ページ、3目道路新設改良費です。下段の町道改良工事（単独）の4,500万円や町道改良工事（補助）の3,700万円は、町道金竹西・吉開戸線や町道熊野・吉開戸線など、主に駒寄スマートインターチェンジ東側の道路改良に伴うものとなります。また、その下の通学路安全対策工事につきましては、合同点検により抽出された対策が必要な箇所について改善を図るものとなります。

96ページの上段をご覧ください。



18節負担金、補助及び交付金では、小倉工業団地北側に事業化されております、渋川吉岡連携道路に関連する渋川市への負担金として1,200万円を計上しております。令和4年度につきましては、用地買収や埋蔵文化財調査などを実施する予定となっております。

5目橋梁維持費12節委託料の橋梁点検業務（補助）1,100万円は、町が管理する橋梁132橋の点検を3か年かけて実施するもので、令和4年度、2年目に当たる令和4年度におきましては、そのうちの39橋を予定しております。次に、橋梁塗膜有害物質調査業務（単独）の1,000万円は、橋梁におけるPCB使用の有無やその含有量の調査を行うものとなっております。14節工事請負費の総額5,000万円は、吉岡橋の補修工事に係るものでございます。

99ページ、下段をご覧ください。

99ページの下段、4項都市計画費2目都市施設費12節委託料で漆原総社線第1工区調査設計業務委託（単独）500万円と（補助）3,000万円は、道路の設計や地質調査などを実施するものです。最下段の14節工事請負費では、上野田ふれあい公園に新たな遊具を設置するための工事費といたしまして1,000万円を計上いたしました。

100ページの上段をご覧ください。

3目下水道費27節繰出金では、下水道事業会計繰出金（公共下水道事業）1億6,804万5,000円を計上しております。

続きまして、5項住宅費1目住宅管理費の12節委託料では、本宿団地に使用されておりますアスベスト対応のための事前調査などを実施するため、420万円を計上しております。

101ページ上段では、令和5年度に予定しております、空家等対策計画の見直しに伴い、空き家の実態調査を実施するための業務委託として500万円を計上しております。

続きまして、9款の消防費となります。この消防費全体では、前年比6%減、金額にいたしまして2,701万6,000円減の4億1,956万9,000円を計上いたしました。

こちらは102ページの中段をご覧ください。

主なものといたしましては、1目非常勤消防費12節委託料で、消防団各事業委託料に576万5,000円、18節負担金、補助及び交付金で、消防団員の自動車運転免許取得費補助金といたしまして108万円を計上しております。

103ページの中段をご覧ください。

4目災害対策費12節委託料440万円は、吉岡町地域防災計画の修正などに伴い、災害ハザードマップ更新業務委託として440万円を計上しております。

104ページをご覧ください。

5目の無線放送施設設置事業費では、防災無線デジタル化事業といたしまして、12節委託料で監理委託料378万9,000円、14節工事請負費で機器の撤去・処分に297万円、防災無線デジタル化設置工事に4,409万円、事業費総額で5,084万9,000円を計上しております。

続きまして、10款の教育費となります。教育費全体では前年比6.5%減、金額にいたしまして5,541万2,000円減の7億9,312万5,000円を計上いたしました。

主なものといたしましては、ページを少し飛んでいただきまして、107ページの中段をご覧ください。

1項教育総務費2目事務局費13節使用料及び賃借料で、電算機器借上料1,475万4,000円です。小・中学校に導入した情報端末体制を維持いたします。

108ページの中段をご覧ください。

27節繰出金で、昨年度に引き続き学校給食の充実を図るため、食材費助成といたしまして、学校給食特別会計へ繰出金500万円を計上いたしております。また、令和4年度から新規事業といたしまして、吉岡町の小・中学校に同時に通学する児童生徒を同一世帯で3人以上養育している人を対象といたしまして、第3子以降の給食費を無料化する事業といたしまして383万円を計上いたしております。

また、ページを飛んでいただきまして、114ページの中段をご覧ください。

2項の小学校費2目教育振興費の13節使用料及び賃借料で、明小学習支援ソフト使用料304万円、その下、同じく駒小学習支援ソフト使用料382万6,000円を計上。こちら昨年度に引き続きまして、情報端末を活用した事業や家庭学習支援の取組を進めてまいります。次に、最下段、27節繰出金では、学校給食費に対する保護者負担の軽減を図ることを目的といたしまして、児童生徒1人当たり年額1万450円を補助するもので、明治小学校分繰出金672万円、駒寄小学校分繰出金854万9,000円となっております。

なお、中学校費では吉岡中学校分繰出金として774万4,000円が計上されており、3校合計といたしまして2,301万3,000円となっております。

その下、3目学校建設費では、駒寄小学校の校庭拡張事業といたしまして、用地買収費や建物等の補償費といたしまして、総額4,332万円を計上しております。

次に、またページを少し飛んでいただきまして、118ページの中段をご覧ください。

118ページの中段、3項中学校費2目教育振興費の13節使用料及び賃借料で、個別学習支援ソフト利用料355万7,000円を計上。昨年度に引き続き、情報端末を活用

した事業や家庭学習の支援を取り組んでまいります。

下段の3目学校建設費12節委託料では、校庭の拡張工事や、北校舎と体育館の間にある石積擁壁実態調査、北校舎の非常階段改修工事の設計など、業務委託といたしまして、総額1,946万9,000円を計上しております。

続きまして、4項社会教育費となります。120ページをご覧ください。

120ページ、吉岡町・大樹町子ども交流事業といたしまして、8節の旅費から12節の委託料まで、総額483万6,000円を計上しております。

125ページの上段をご覧ください。

125ページの上段では、4目文化センター費14節工事請負費、事務所の空調機の更新工事といたしまして716万4,000円、また文化センター東の公園に遊具を設置する工事費といたしまして333万3,000円を計上しております。

ページをまた少し飛んでいただきまして、129ページの中段をご覧ください。

129ページの中段では、5項1目保健体育総務費の14節工事請負費で、八幡山テニスコート夜間照明設備改修工事484万円を計上し、LED照明への工事を実施します。

続きまして、6項1目給食センター費です。131ページをご覧ください。

131ページの12節委託料では、給食センターの調理業務等委託料といたしまして5,236万円、学校給食調理施設基本計画策定業務委託といたしまして585万2,000円などを計上しております。

133ページ、134ページは、12款公債費となります。全体では、平成18年度の臨時財政対策債の通期償還終了に伴う減などにより前年比0.8%減、金額にして401万9,000円減の5億516万1,000円を計上いたしました。

以上、歳出の予算説明となります。

次に、136ページをご覧ください。

136ページから145ページまでは、給与費明細書となっております。

続きまして、146ページをご覧ください。

146ページにつきましては、債務負担行為で令和5年度以降にわたるものについての、令和3年度末までの支出額または支出額の見込み及び令和4年度以降の支出予定額等に関する調書となっております。

また、147ページは、地方債の令和2年度末における現在高並びに令和3年度末及び令和4年度末における現在高の見込みに関する調書となっております。

続きまして、別紙でお配りしてあるこちら、説明資料のほうをお手元にご用意いただきたいと思います。説明資料の、ご用意いただきましたら、そちらの50ページをお開きいただきたいと思います。

その説明資料の50ページでは、渋川広域組合負担金の負担割合や負担金の比較を記載しております。広域組合負担金の全体では、対前年比2.3%増、金額にいたしまして6,190万5,000円増の、合計が27億4,190万9,000円となっております。中央の黒の太枠内をご覧ください。吉岡町の負担割合は、令和3年度が18.772%、令和4年度は19.473%で、0.701%の増となっております。

続いて、51ページをご覧ください。

一番左の欄、吉岡町の負担金につきましては、ごみ運営や消防救急などの増に伴い、対前年比6.1%増、金額にいたしまして3,082万1,000円増の5億3,392万5,000円となっております。

以上が、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第24号は、予算決算特別委員会に付託します。

これをもって昼食休憩といたします。再開を13時よりといたします。

午前11時30分休憩

---

午後 1時00分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

---

### 日程第3 議案第25号 令和4年度吉岡町学校給食事業特別会計予算

議長（岩崎信幸君） 日程第3、議案第25号 令和4年度吉岡町学校給食事業特別会計予算を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第25号 令和4年度吉岡町学校給食事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億2,818万4,000円とするものであります。

その他、詳細につきましては、教育委員会事務局長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書でご説明申し上げます。

156ページをご覧ください。

歳入1款1項1目給食費納入金については、前年度比175万2,000円の減となる9,606万6,000円を計上いたしました。内訳としましては、現年度分の教職員給食費、給食センター職員等給食費、児童生徒給食費と過年度分給食費となっております。

2款1項1目繰入金は、前年度比432万円の増となる3,183万9,000円を計上しており、一般会計繰入金の内訳としましては、3校分の給食費補助分繰入金の合計額としまして2,301万円と、食材費助成分繰入金500万円、そして令和4年度からの新規事業である第3子以降給食費無料化分繰入金としまして382万9,000円となっております。

続きまして、3款1項1目繰越金につきましては、昨年度と同額の20万円を計上いたしました。これは令和3年度の繰越見込額となります。

4款諸収入1項1目雑入については、主に給食の試食代等を見込んでおります。

これにより、歳入の合計といたしましては、前年度比256万5,000円の増となります1億2,818万4,000円となっております。

続きまして、歳出となります。

158ページをご覧ください。

1款1項1目学校給食費につきましては、前年度比256万5,000円の増の1億2,818万4,000円を計上いたしました。内訳としましては、15節原材料費の給食用食材料費1億2,812万4,000円と、26節公課費の消費税6万円となります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第25号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

#### 日程第4 議案第26号 令和4年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算

議長（岩崎信幸君） 日程第4、議案第26号 令和4年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第26号 令和4年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億2,898万6,000円、対前年度比2,683万6,000円の減、98.6%に定めたものであります。

平成30年度より財政的な運営は群馬県となり、県の示した給付費を基に予算を作成いたしました。

詳細につきましては、住民課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

161ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額については、先ほど町長が提案理由で申し上げたとおりでございます。

第2条の一時借入金につきましては、最高額を5,000万円と定めるものです。

歳出予算の流用については、前年と同様となります。

それでは、当初予算の内訳について、歳入歳出予算事項別明細書で概略を説明させていただきます。

167ページをご覧ください。

歳入の第1款国民健康保険税は3億9,764万8,000円で、対前年度比54万3,000円の減、99.9%で計上いたしました。

168ページをご覧ください。

5款1項1目保険給付費等交付金は12億8,639万円です。対前年度比4,551万8,000円の減、96.6%で計上しました。内訳については、第1節保険給付費等交付金、主に歳出の第2款保険給付費分を賄うもので、第2節保険給付費等交付金は、疾病予防費や特定健康診査などの事業に係る経費分です。

169ページをご覧ください。

7款第1項1目一般会計繰入金は1億2,737万5,000円です。対前年度比672万9,000円の増、105.6%を計上しました。主なものは、保険基盤安定繰入金で、県から4分の3の負担金が一般会計に入り、これに4分の1の町負担金を足して一般会計から繰入れするものです。そのほか、歳出1款の総務費や出産育児一時金などの負担金になります。

2項1目国民健康保険基金繰入金1,249万6,000円。

171ページまでの9款諸収入は、506万9,000円を計上しました。主なものは延滞金となります。

歳出に移ります。

172ページをご覧ください。

第1款総務費は、174ページまで、1,169万4,000円を計上しました。対前年度比は52万1,000円の増です。

第2款保険給付費は、177ページまでで、全体で12億5,648万7,000円を計上しました。対前年度比4,746万1,000円の減、96.4%です。この金額については、群馬県が各市町村の医療費分を基に保険給付費等交付金を算出した額を計上したものです。

第3款の国民健康保険事業納付金は、178ページまでで、5億2,783万2,000円を計上しました。対前年度比2,210万3,000円の増、104.4%です。この金額は、医療費水準、所得水準などにより群馬県が算出したものになります。納付金は、国民健康保険税と公費負担分の基盤安定繰入金等で納めるものになります。

179ページから180ページ、第5款保健事業費は2,440万円で、対前年度比199万9,000円の減、92.4%を計上しました。

181ページから182ページ、第8款諸支出金は357万円を、9款予備費は500万円を計上しました。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第26号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第5 議案第27号 令和4年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

議長（岩崎信幸君） 日程第5、議案第27号 令和4年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第27号 令和4年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ212万5,000円と定めるものでございます。

詳細につきましては、介護福祉課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

予算書189ページをご覧ください。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ212万5,000円と定めるものでございます。この予算につきましては、貸付事業自体が終了し、また国への償還も平成30年度に終了しており、貸付金の回収のみの事業となっております。

それでは、192ページ、歳入歳出予算事項別明細書の総括の歳入をご覧ください。

第1款が貸付事業収入、第2款が県支出金となっております。1款貸付事業収入、本年度の予算額205万9,000円で、前年度と比較して3万円の増額となっております。

続きまして、193ページの歳出をご覧ください。

1款が総務費、2款が諸支出金、3款が予備費となっております。2款諸支出金、本年度予算額203万1,000円で、前年度と比較して3万円の増額となっております。これが一般会計への繰出金となります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第27号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第6 議案第28号 令和4年度吉岡町介護保険事業特別会計予算

議長（岩崎信幸君） 日程第6、議案第28号 令和4年度吉岡町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第28号 令和4年度吉岡町介護保険事業特別会計予算についての提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億9,617万3,000円、前年度予



算額から2,942万5,000円の減、前年度比98.1%に定めるものであります。

令和4年度は、3年を1期とした第8期介護保険事業計画の2年目となります。

その他詳細につきましては、介護福祉課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額については、先ほど町長が提案理由で申し上げたとおりでございます。

それでは、当初予算の内容につきまして、歳入歳出予算事項別明細書で概略を説明させていただきます。

まず、205ページをご覧ください。

歳入の1款保険料は3億6,810万円です。前年度比265万6,000円の増、100.7%を計上しています。保険料は所得に応じた、第1段階から第10段階までの保険料率により納めていただくこととなります。

次に、2款国庫支出金です。205ページから206ページにかけて、全体で2億9,747万9,000円です。前年度比較187万7,000円の増、100.6%です。項目ごとに、法定割合に応じた額を計上しています。

1項国庫負担金1目の介護給付費負担金は、歳出の保険給付費のうち、居宅サービス費の20%分と施設サービス費の15%を国が負担すると定められています。

2項国庫補助金1目の調整交付金は、国庫分負担割合のうち、その年の調整率に応じた額を2目の地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、こちらのほうの歳出における地域支援事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業の25%のうち、調整率に応じた額を計上しております。また、3目の地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）は、地域包括支援センターの運営の事業経費などの国庫分負担割合38.5%を計上しています。

3款支払基金交付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者保険料として納めていただく交付金です。収入見込み総額は3億8,497万6,000円です。前年度比較252万円の減、99.3%です。

次に、4款県支出金は、206ページから207ページにかけて、全体で2億1,826万7,000円です。前年度比較3,468万円の減、86.3%です。国庫と同様に、項目ごとに法定割合を計上しています。前年度から金額が大きく減少した理由は、介護保険施設の建設に係る介護基盤等整備事業補助金の歳入が前年度はあったためです。

6款繰入金は、207ページから208ページにかけて、予算額は2億2,734万5,000円です。前年度比較324万2,000円の増、101.4%です。こちらも項目ごとに町の一般会計より法定割合を繰り入れるものでございます。

次に、歳出に移ります。

210ページをご覧ください。

1款総務費は、210ページから212ページにかけて、全体で3,129万9,000円です。

まず、1項総務管理費では886万6,000円を計上しました。主なものとして、1目一般管理費18節の説明欄にあります、介護基盤等整備事業補助金で、歳入でもご説明した、令和4年度開設予定の介護保険施設の備品購入に対する補助金として計上しております。

続いて、2項徴収費は、介護保険料徴収に係る郵便料や手数料となります。

また、211ページの3項介護認定審査会費は1,738万円を計上し、そのうち1目認定調査費は1,030万9,000円で、主なものは、主治医意見書に係る作成手数料と、要介護認定のための訪問調査を行う会計年度任用職員の給与費です。2目の認定審査会共同設置負担金は707万1,000円で、渋川広域の3市町村で構成する渋川地域介護認定審査会の負担金となります。

212ページに移りまして、5項計画策定委員会費は386万4,000円で、第9期介護保険事業計画策定のための調査業務委託料等となります。

次に、212ページから213ページにかけて、2款保険給付費1項介護サービス等諸費は12億7,820万8,000円で、前年度比較657万円の減、99.5%です。

次に、214ページから215ページにかけて、2項介護予防サービス等諸費は3,459万3,000円で、前年度比較232万3,000円の増、107.2%です。

215ページの3項その他諸費は、介護給付費の審査支払手数料として、国民健康保険団体連合会への支払い額となります。

次の4項高額介護サービス等費は、利用者の月々の負担額が限度額を超えた場合に給付されるもので、3,031万6,000円を計上させていただきました。

216ページに移りまして、5項高額医療合算介護サービス等費は、医療費と介護費の両方が高額となった世帯に自己負担限度額を超えた分を支給し、負担を軽減するものです。

6項特定入所者介護サービス等費は、主に所得の低い方が施設サービスを利用した場合に食費や居住費について負担を軽減するもので、4,061万2,000円を計上させていただきました。

次に、217ページから220ページにかけて、4款地域支援事業費です。全体の予算

額6,415万4,000円で、前年度比較555万7,000円の減です。そのうち主な内容は、217ページの1項包括的支援事業、任意事業費の1目の包括的支援事業費、12節委託料、説明欄の包括的支援事業委託料2,000万3,000円は、吉岡町地域包括支援センターの運営委託費で、職員給与費及び地域包括支援センターで行う包括的支援事業、介護予防支援に関わる事務経費となります。こちらは前年度比較164万4,000円の減です。

また、218ページ、3目在宅医療・介護連携推進事業費12節委託料の286万円は、渋川広域の3市町村で構成する在宅医療介護連携支援センターの運営委託料です。

続いて、2項介護予防・生活支援サービス事業費3,547万円のうち、1目については、要支援者に対する訪問・通所介護のほか、生活機能の低下が疑われる高齢者に対して、訪問型と通所型のサービスなどを実施するもので、2目の介護予防ケアマネジメント事業費につきましては、介護予防生活支援サービス利用者のケアマネジメントを行うための経費を計上しております。

次の219ページから220ページにかけて、3項一般介護予防事業費は、介護予防教室や介護予防サポーター養成講座の事業を実施する経費を計上しております。

220ページ、5款基金積立金は、第1号被保険者の介護保険料の剰余金604万5,000円を積立てし、介護保険事業計画期間、こちらの保険料財政の年度間均衡と健全な運営を図ることとしています。

221ページに移りまして、6款予備費を500万円計上し、7款諸支出金は31万1,000円を計上しました。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第28号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第7 議案第29号 令和4年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算

議 長（岩崎信幸君） 日程第7、議案第29号 令和4年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第29号 令和4年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算につ

いて、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億3,538万1,000円で、対前年度比1,953万8,000円の増の109%に定めたいものです。

予算につきましては、群馬県後期高齢者医療広域連合より示されたものを基に作成いたしました。

現在の町の主な業務といたしましては、保険料を徴収し、広域連合に納付する業務、保険証の発行などとなっております。

詳細につきましては、住民課長に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 中島課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 町長の補足説明をさせていただきます。

227ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額については、先ほど町長が提案理由で申し上げたとおりです。

第2条の一時借入金については5,000万円を最高額と定めるものです。

予算の内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細書で概略を説明させていただきます。

232ページをご覧ください。

歳入の第1款後期高齢者医療保険料は1億7,387万8,000円です。対前年度比1,236万5,000円の増、107.7%を計上しました。

第2款の繰入金については5,278万8,000円で、対前年度比688万円の増、115%を計上しました。

内訳については、広域連合事務費負担金として、町の一般財源から994万2,000円、保険基盤安定繰入金として4,284万6,000円です。保険基盤安定については、県から4分の3の負担金が入り、これに町負担分の4分の1を足して、一般会計から繰り入れるものです。

第3款繰越金は39万6,000円を計上しました。

第4款諸収入は、234ページまでになります。全体で831万9,000円を計上しました。主なものは、健康診査の受託事業収入として720万5,000円、人間ドック補助金100万円になります。

歳出に移ります。

235ページをご覧ください。

第1款総務費は1,080万5,000円を計上しました。主なものは、保険料の賦課

徴収等に係る電算処理の委託料、健康診査の委託料、人間ドックの補助金です。

236ページをご覧ください。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金は2億2,407万円です。対前年度比1,899万5,000円の増、109.3%で計上しました。内訳については、広域連合事務費等負担金734万2,000円、保険料等負担金1億7,388万1,000円、保険基盤安定負担金4,284万7,000円です。

第3款諸支出金10万6,000円を計上しました。

237ページ、第4款予備費は40万円を計上しました。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第29号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第8 議案第30号 令和4年度吉岡町水道事業会計予算

議長（岩崎信幸君） 日程第8、議案第30号 令和4年度吉岡町水道事業会計予算を議題といたします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第30号 令和4年度吉岡町水道事業会計予算について提案理由を説明申し上げます。

初めに、第2条業務の予定量ですが、給水戸数8,103戸、年間総給水量249万7,000立方メートル、1日平均給水量6,841立方メートル、主な建設改良事業では、老朽管布設替工事551万8,000円、上ノ原浄水場改修工事2億9,678万8,000円を予定しております。

続いて、第3条収益的収入及び支出では、収入第1款水道事業収益4億3,016万7,000円、支出第1款水道事業費用4億2,198万2,000円を見込んでおります。

次に、第4条資本的収入及び支出については、収入第1款資本的収入2億1,817万3,000円、支出第1款資本的支出4億3,505万円を見込み、資本的収入の不足額を当年度分消費税資本的収支調整額などの自己財源で補填するものであります。

以下、詳細につきましては、上下水道課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 予算書の主な内容について、町長の補足説明をさせていただきます。

2ページをご覧ください。

第2条業務の予定量についてですが、給水戸数や年間配水量は、町長が申し上げたとおりでございます。

第4号の主要な建設改良事業、老朽管布設替工事551万8,000円は、単独での石綿管布設替工事を予定しております。上ノ原浄水場改修工事2億9,678万8,000円は、防衛省の国庫補助、相馬原飛行場等周辺水道施設助成事業により、基幹浄水場の改修工事を予定しております。

第3条収益的収入及び支出並びに3ページ、第4条資本的収入及び支出については、29ページ以降に添付しております水道事業会計予算明細書により、後ほど説明させていただきます。

第5条継続費は、上ノ原浄水場改修工事を令和4年、5年度の2か年により実施することから定めるもので、1款1項建設改良費の総額7億4,197万2,000円についての年額割で、令和4年度を2億9,678万8,000円、5年度を4億4,518万4,000円と定めたものであります。

第6条企業債は、起債の目的、上ノ原上水道事業で、限度額を6,000万円、借入利率を3%以内、第7条の一時借入金では、限度額を1億5,000万円などと、主な事項を定めております。

29ページをお願いします。

初めに、収益的収入ですが、1款1項営業収益、主な予算では、1目給水収益3億5,524万3,000円は水道使用料となります。一般、大口、特別、営業用の合計で8,103戸の見込みです。

2目その他営業収益3,187万円は、住宅新築などに伴います水道の新規加入金や材料売却益などを計上しております。

次に、30ページをお願いします。

2項営業外収益、主な予算では、1目長期前受金戻入3,937万4,000円です。工事負担金、国庫補助金など、減価償却に併せ、耐用年数の期間に応じ、年度ごとに収益として計上しておるものでございます。

32ページをお願いします。

支出になります。

1款1項営業費用の主な予算では、1目配水及び給水費1億9,456万円。水道水の

供給に係る業務経費の予算になります。

33ページをご覧くださいますと、主なもので、下段に記載の委託料で、水道施設管理業務2,090万円は、浄水場や配水池など施設の日常運転管理の業務委託費です。

35ページをお願いします。

4行目の受水費になりますが、1,840万5,000円は、群馬県企業局からの水道水購入の予算となっております。

ページ下の段になりますが、2目の総係費4,000万5,000円。予算の内容については、水道事業の運営に係ります事務経費で、38ページまでの記載になっておりますが、人件費や水道メーターの検針委託業務費、水道料金システム賃借料などを予算計上しております。

次に、38ページをお願いします。

3目減価償却費1億4,426万2,000円は、固定資産の目減り分をそれぞれの耐用年数に応じて費用化し、予算計上をしております。

次に、39ページをお願いします。

2項1目支払利息1,779万円は、企業債の償還利子などとなっております。

以上、主な収益的収入及び支出の説明です。

41ページをお願いします。

続いて、主な資本的収入及び支出ですが、収入1款1項1目企業債6,000万円は、上ノ原浄水場改修事業に伴う企業債です。

3項1目工事負担金は、内訳で、消火栓設置に伴う負担金80万円と、漏水対策工事補償金6,243万6,000円を予算計上しております。

4項1目国庫補助金6,493万7,000円は、防衛省所管の国庫補助金、相馬原演習場内飛行場等周辺水道施設設置助成事業に伴います、令和4年度分の補助金となります。

42ページをお願いします。

支出ですが、1款1項1目配水設備工事費3億6,038万2,000円は、建設改良事業に伴います人件費や委託料、工事費などで、主な予算では、43ページをご覧くださいますと、工事請負費の上ノ原浄水場改修工事2億9,678万8,000円です。

続いて、44ページ、2項企業債償還金7,406万3,000円は企業債元金償還の予定額となっております。

以上、資本的収入及び支出の説明となります。

次に、戻りまして、19、20ページをお願いします。

令和4年度の水道事業予定貸借対照表です。この表については、財務状況を明らかにするために、保有する資産と負債、資本を表示したもので、投入されました資本がどのよう

に運用されたかを示すもので、令和4年度末時点の予測をしたものでございます。

資産の部では、1の固定資産と2の流動資産の合計が下段の40億3,023万7,276円、20ページの負債の部は、3の固定負債、4の流動負債及び5の繰延収益の合計と、6の資本金と7の剰余金を足したものが負債・資本の合計で、ページの下段になりますが、40億3,023万7,276円、19ページの資産合計と同額となっております。

その他でございますが、9ページには予定キャッシュ・フロー計算書、また10ページから17ページは給与費明細書、23ページから29ページにかけては、前年度、当年度分の予定損益計算書等を添付しております。

詳細事項については割愛させていただきますが、お目通しいたきますようよろしくお願いいたします。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。

議 長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第30号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第9 議案第31号 令和4年度吉岡町下水道事業会計予算

議 長（岩崎信幸君） 日程第9、議案第31号 令和4年度吉岡町下水道事業会計予算を議題といたします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第31号 令和4年度吉岡町下水道事業会計予算について提案理由を説明申し上げます。

初めに、第2条業務の予定量では、処理戸数4,570戸、年間有収水量128万立方メートル、1日平均有収水量3,506立方メートル、主な建設改良事業は、公共下水道管渠敷設工事6,016万円を予定しております。

続いて、第3条収益的収入及び支出では、収入第1款公共下水道事業収益3億2,072万9,000円、第2款農業集落排水事業収益1億6,739万8,000円、支出第1款公共下水道事業費用3億1,236万8,000円、第2款農業集落排水事業費用1億6,282万4,000円を見込んでおります。

次に、第4条資本的収入及び支出では、収入第1款公共下水道事業資本的収入9,353万6,000円、第2款農業集落排水事業資本的収入7,657万4,000円、支出



第1款公共下水道事業資本的支出2億5万2,000円、第2款農業集落排水事業資本的支出7,657万4,000円を見込み、資本的収入の不足額を当年度分消費税資本的収支調整額などの自己財源で補填するものであります。

以下、詳細につきましては、上下水道課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 予算書の主な内容について、町長の補足説明をさせていただきます。

2ページをご覧ください。

第2条業務の予定量ですが、町長、申し上げたとおりでございます。

第3条収益的収入及び支出並びに第4条資本的収入及び支出については、27ページ以降の令和4年度下水道事業会計予算明細書により説明をさせていただきます。

3ページ、4ページをお願いします。

第5条企業債については、起債の目的で、公共下水道事業債が限度額4,440万円、流域下水道事業債が限度額830万円、その他借入利率が3.0%以内、第6条一時借入金の限度額は1億円など、主な事項を定めております。

それでは、27ページをお願いします。

議案書の第3条収益的収入及び支出並びに第4条資本的収入及び支出の主な予算について、明細書により説明をさせていただきます。

収入1款公共下水道事業収益では、1項営業収益1億1,400万円。収益は全て1目下水道使用料で3,545戸分を見込み計上しております。

2項営業外収益の主な予算については、2目一般会計補助金1億5,084万4,000円。維持管理に伴います一般会計からの繰入金です。3目長期前受金戻入5,399万4,000円の計上をしております。

28ページでは、2款農業集落排水事業収益で、1項営業収益3,198万円。収益全て1目の農業集落排水施設使用料で、1,025戸を見込み計上しております。

2項営業外収益の主な予算では、1目一般会計補助金7,600万円、2目長期前受金戻入5,941万7,000円などとなっております。

29、30ページをお願いします。

支出ですが、1款公共下水道事業費用1項1目管渠費4,166万8,000円の予算については、公共下水道事業の維持管理費で、人件費や各種業務委託費、マンホールポンプなどの修繕費などとなっております。主なものでは、全体計画・事業計画等変更業務委託2,655万7,000円で、流域関連公共下水道事業認可計画変更に伴う業務委託費

となっております。

2目総係費2,882万8,000円の予算については、公共下水道事業運営に係ります事務経費で、人件費や事務負担金など31ページまでの記載となっております。

31ページをお願いします。

3目流域下水道管理運営費負担金5,367万8,000円は、群馬県県央処理区維持管理費負担金を計上しております。

4目減価償却費は1億6,051万円。

32ページをお願いします。

2款農業集落排水事業費用で、1項1目管渠費3,828万円は、管路や汚水処理施設の維持管理費になりますが、主なものでは、委託料の説明欄の3行目の処理施設運転管理業務委託料1,756万6,000円は、小倉・上野田・北下南下の3地区に設置します、汚水処理施設の運転管理業務委託費となっております。

次に、33、34ページをお願いします。

2目総係費1,371万1,000円。農業集落排水事業運営に係ります事務経費で、人件費や事務費などの予算を計上しております。

3目減価償却費は9,152万4,000円を計上。

以上が、主な収益的収入及び支出の説明となります。

続いて、36ページをお願いします。

資本的収入及び支出です。

収入1款公共下水道事業資本的収入内訳ですが、1項1目企業債5,270万円。建設改良費の財源措置の予算となります。

2項1目受益者負担金1,100万円は、開発により一括納付や、令和4年4月より供用開始を予定します、大久保地区の一括及び分割納付の負担金などを計上しております。

3項1目国庫補助金1,073万5,000円は、国交省所管の社会資本整備総合交付金となっております。

37、38ページをお願いします。

2款農業集落排水事業資本的収入2項1目一般会計補助金7,512万4,000円は、一般会計からの繰入金となります。

支出では、1款公共下水道事業資本的支出1項1目管渠建設改良費で、主な予算で、ページの下段になりますが、工事請負費6,016万円で、公共下水道工事補助分が2,147万円、単独事業分が3,869万円。ともに公共下水道の供用開始区域拡大に伴うもので、大久保地区での管渠及び舗装本復旧の工事費となっております。

39ページをお願いします。

2項1目企業債償還金で1億1,639万7,000円は、元金の償還予算となっております。

2款農業集落排水事業資本的支出の主なものでは、1項1目企業債の償還金7,618万4,000円。

以上が、資本的収入及び支出の説明となります。

戻りまして、17ページ、18ページをお願いします。

令和4年度下水道事業の予定貸借対照表です。

資産の部では、1の固定資産と2の流動資産の合計が、下段の67億4,218万7,548円。

18ページの負債の部は、3の固定負債、4の流動負債及び5の繰延収益の合計と、6の資本金と7の剰余金を合計したものが、負債及び資本の部合計で、ページの下段、67億4,218万7,548円。17ページの資産の部と同額となっております。

そのほかに、10ページには予定キャッシュ・フロー計算書、11ページから16ページには給与費明細書、21ページから26ページには、前年度当年度分の予定損益計算書等を添付しております。

詳細は割愛させていただきますが、お目通しいたきますようよろしくをお願いします。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第31号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

散 会

議長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

これにて散会します。お疲れさまでした。

午後1時51分散会



# 令和4年第1回吉岡町議会定例会会議録第3号

---

令和4年3月3日（木曜日）

---

## 議事日程 第3号

令和4年3月3日（木曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙質問表による No.1～No.3）

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（13人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
8番	村越 哲 夫 君	9番	坂田 一 広 君
10番	飯島 衛 君	11番	平形 薫 君
12番	山畑 祐 男 君	13番	小池 春 雄 君
14番	岩崎 信 幸 君		

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総 務 課 長	高田 栄 二 君
企画財政課長	高橋 淳 巳 君	住 民 課 長	中島 繁 君
健康子育て課長	米沢 弘 幸 君	介護福祉課長	永井 勇一郎 君
産業観光課長	岸 一 憲 君	建 設 課 長	大澤 正 弘 君
税務会計課長	中澤 礼 子 君	上下水道課長	笹沢 邦 男 君
教育委員会事務局長	小林 康 弘 君		

---

## 事務局職員出席者

事 務 局 長 福島 良 一 主 事 岸 美 穂

## 開 議

午前9時30分開議

議長（岩崎信幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日と明日の両日、一般質問を行います。

本日は、通告のあった5人のうち、3人の通告者の一般質問を行います。

ここで説明しておきます。質問と答弁を含めて、議員の持ち時間の範囲内で終了できるようにしてください。

なお、持ち時間の残りが5分になったときブザーが鳴ります。さらに残り時間がなくなったときにマイクの電源が切れますので、ご承知おきください。その時点で途中であっても、質問者及び答弁者は発言を打ち切るよう協力をお願いします。

それでは、お手元に配付してあります議事日程（第3号）により会議を進めます。

---

### 日程第1 一般質問

議長（岩崎信幸君） 日程第1、一般質問を行います。

5番富岡大志議員を指名します。富岡議員。

〔5番 富岡大志君登壇〕

5番（富岡大志君） それでは、議長への通告に基づき一般質問を行います。

再犯防止の推進に関してということで、まず保護司についての質問になってきます。

町と保護司の連携に関してなんですが、全国の刑法犯検挙者数というのは最近減少傾向にあるわけなんですけれども、再犯者率というのがありまして、これは刑法犯検挙者数に占める再犯者の比率です。これは年々増加を続けていまして、令和2年度の再犯者率は49.1%と半数近くになっているわけです。よって、この再犯を防止することが安全・安心に暮らせる社会の実現のための重要な課題となっているわけです。

犯罪や非行をした人、これは犯罪をした者等と呼ばれているものなんですけれども、の中には、貧困とか疾病とか、し癖、依存症というやつです、厳しい生育環境など、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱えている人が少なくないわけです。こうした生きづらさを抱える犯罪や非行をした人の課題に対応し、その再犯を防止するための取組においては、対象者への就労とか住居とか保健医療、福祉などの支援が必要となり、基礎自治体である市町村、吉岡町の役割です、が重要であるとともに、市町村と保護司との緊密な連携も重要となるわけです。

しかし、令和3年3月に策定されました本町の再犯防止推進計画における施策とか事業

は、啓発とか広報に重点を置いたものであり、今述べました対象者への支援とか支援における保護司との連携に関しては含まれていないというわけで、このことは私も保護司の1人として心から残念に思っている次第であります。

また、この連携に関しては、コロナ禍で確かに厳しい状況もあったと思いますが、今まで十分とは言えない状況にありました。特に再犯防止推進計画の策定において、保護観察所へ協力を求めた様子もないと、計画策定に関わる計画策定委員会に保護司が加わったという情報もない。つまり、計画策定において、再犯防止の要となるどころと何もやり取りがなかったということになります。また、この計画が策定されたことも、その内容も、保護司が知らない状況にあったわけです。私が調べて初めて保護司会も知ったという形になっています。調査の中で、私が調査をした中では、関係者から保護司の存在位置が低いと厳しい意見もいただいております。

確かに、この2年間というのはコロナ禍などいろいろあったことは理解できるんですけども、今後に関しては、今指摘したところを反省点とした上で、町と保護司の連携を今後は綿密に進めていただきたいと考えるわけです。

そこでお尋ねしますが、町として町長として、今後の保護司との連携の強化に関してどのようにお考えなんですかというのと、渋川北群馬保護区というのがありまして、その保護区保護司会吉岡支部、いわゆる吉岡町保護司会と町の情報共有を行うことが連携の要となるので、今後は保護司と町の担当者による定期的な情報交換、意見交換を行う機会を設けていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

また、吉岡町保護司会に対して町が保護司会事務局として支援できるような体制づくりが綿密な連携につながるものではないかと考えるんですけども、それについていかがお考えでしょうかという形で、以上、この3点に関して併せてお答えを求めます。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） おはようございます。

今日、明日2日間、5人の議員さんから一般質問をいただいております。

まず、本日、トップバッターとして富岡大志議員より、再犯防止の推進に関して保護司さんとの連携強化策についての質問をいただきました。お答えさせていただきます。

保護司の方々は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える更生保護活動を通じて、吉岡町の安全・安心のまちづくりに大きく貢献をされております。

更生保護は官民協働事業であると言われており、保護観察官という官の対応と保護司の方々の民の対応があって、初めて更生保護が完成するものであります。

犯罪や非行をした人たちとお互いに信頼関係を築きながら更生を助けている保護司の



方々の日頃のご労苦に対して、まず心から感謝申し上げます。

本町が目指す誰も取り残されない地域社会を実現するためには、罪を犯してしまった人を再び犯罪の道に戻さないことがとても重要であり、社会において孤立させることなく円滑に社会復帰できるよう支援することによって、安心して暮らせる社会が真に実現するものと考えます。

再犯や非行の繰り返しという大きな社会問題を解消するため、国では、平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律を施行し、平成29年12月に再犯防止推進計画を策定されております。

これを踏まえ、県では、平成31年3月に策定した群馬県再犯防止推進計画において、今後の基本的な方向性や取組の中で、市町村や関係団体、関係機関との連携の強化を重点課題として定めているところであります。

本町においても、再犯防止推進計画を令和3年3月に第2期吉岡町地域福祉計画に内包して策定したところであります。

町として保護司との連携強化をどのように考えているかという1点目の質問ですが、地域福祉計画の基本理念に掲げる地域共生社会の実現という目標に向けて、更生保護活動の果たす役割の重要性は強く認識しております。町としても、できる限り連携強化に取り組んでいく所存であります。

その他ご質問いただいた定期的な情報交換の実施や保護司会事務局の支援体制づくりについては、介護福祉課長に答弁をさせます。

議 長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 定期的な情報交換の実施と保護司会の事務局の支援体制づくりについて、併せてお答えいたします。

現在、町では、保護司会や更生保護女性会との協力、連携の下で更生保護活動の普及や啓発のため、社会を明るくする運動などを通して再犯防止に関する意識の醸成や周知啓発を図っていますが、保護司会の活動に関しては、町としてもさらなる連携が必要であると認識しております。

まずは、町の事務局において定期的に保護司会と意見交換を行う機会を設けたいと思います。

今後の支援体制づくりについても、この意見交換を重ねながら、どういった行政の支援が可能か、一緒に課題を見つけ協議していきたいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 分かりました。今後はしっかり連携取っていただければと思っております。

それと、繰り返しになるんですけども、本来、再犯防止計画というものの対象者とは誰なんだろうかと考えると、これは広報とか社会を明るくする運動とかそうじゃなくて、犯罪をした者等と言われている犯罪非行をした人の支援というのが大事でも、この対象者というのが犯罪や非行をした人なんだという、この計画の対象が何だという認識を持っていただきたいなと思います。

次の質問なんですけれども、保護観察では保護司と対象者が面接を定期的に行うんですけども、様々な理由から保護司や対象者の自宅以外で行う必要も生じてきます。渋川に更生保護サポートセンターというのがありまして、そこでは365日24時間、全日利用が可能となる場所の提供が行われているわけなんですけれども、渋川で距離が遠いので、できれば町内で利用できる施設があればよいと考えますけれども、検討いただけないでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 保護観察における対象者との面接について、保護司や対象者の自宅で行うことが難しいという場合に町内の施設を利用したいということではありますが、先ほど答弁したとおり、まずは保護司会の皆様と意見交換の場を設けますので、その場で会としての要望を直接聞き取りしながら、貸出しが行える適切な町の施設があるかどうか、検討させていただきたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 分かりました。

次に行きますが、次、保護司の担い手に関する質問になります。保護司については先ほど町長のほうでいろいろ言っていたので、私のほうからも説明しようと思っていたんですけども割愛しまして、ただ問題点として、現在、保護司の高齢化と担い手不足というのが全国的な問題になっているわけで、高齢化については60歳以上の保護司が全体の8割を占めていまして、平均年齢65.2歳です。ちなみに、最初に保護司になる年齢、着任時に66歳までとなっています。

保護司の活動は、保護観察とか生活環境調整とあって、出所した人が社会復帰を果たしたときにスムーズに社会生活を営めるように就業先とか聞いて住む場所の調整を行う作業、そういう調整がありまして、また社会を明るくする運動、先ほどお話あったもののそういう活動のほか、各種研修もあって日中の活動も少なくないわけで、お勤めをしている人にとっては負担が、仕事をしている人にとっては非常に負担が大きいものではないかと思

ます。

また、法務省が新任の保護司候補者の年齢について今言いました原則66歳以下の人を推薦することになっていますけれども、定年が今65歳になっていて、66歳以上でも70歳になっても働いていることというのは珍しくないわけです。

そして、全国的に地域のつながりの希薄化が進んでいますけれども、これはベッドタウンとして若い世代が多く移り住む吉岡町も例外ではないわけです。

このような理由から、地域で保護司を探してもなかなか引き受けてもらえない現状があります。

そんな中で、吉岡町では保護司候補者選定を自治会にお願いしているところなんですけれども、人探しというのが自治会の大きな負担になっている中で、今後、担い手候補者の選考というのがますます困難となっていくことは容易に予想できるわけなんです。

そこでお尋ねするわけですが、保護司候補者の選定に関しては、保護司適任者に関する人材情報の自治会への提供を、例えば、今度ボランティアセンターができますので、そういうものを通じて人材情報の自治会への提供とか候補者選考における町と保護司会との連携などで、もっと町が積極的に支援をしていただければと思いますけれども、いかがお考えでしょうか。

また、法務省のほうから、地方公務員への保護司の成り手としての協力依頼というのを行っています。通知が来たと思うんですけれども、本町でも現職の町職員、再任用職員、退職職員に対し、保護司の成り手としての協力呼びかけをぜひ積極的に行っていただきたいと考えますが、こちらに関して町の見解はいかがでしょうか。

議 長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） それでは、2点の質問について併せてお答えいたします。

先ほど議員さんからご指摘いただいたとおり、保護司の年齢制限と、あとはやはり犯罪や非行をした人といった方を立ち直りさせるための支援が難しいということの理由などによって、保護司の担い手の確保は大変難しい状況、喫緊の課題となっております。

年齢制限のほかにも、保護司法のほうで推薦の条件についてあらかじめ定められておりまして、その条件というのが、健康で生活が安定していることに加えて、社会的信望を有し、職務の遂行に必要な熱意と時間的余裕を有する方というものがございます。このような条件に当てはまる方を選任する必要から、地域で暮らす住民の方々によく精通している自治会のほうに協力をお願いしているところでございます。

町としても、自治会の負担を少しでも軽減するべく、保護司の人材確保についての方策を講じたいと思います。町の職員以外でも、教育や福祉の分野、様々な幅広いジャンルの

職種の方々に対して、町のほうから広く協力を呼びかけていきたいと思ひます。また、自治会に対しても、個人情報の保護に配慮した人材情報の提供が可能かどうかについても方法を検討していきたいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） ぜひ、しっかり進めていただきたいと思います。

次、ごみ処理の課題に関してなんですけれども、ただ、この取組に関しては総合計画にも出ていましたし、令和2年度主要施設の成果報告書でも町としての方針が示されています。

また、現在、渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般廃棄物処理基本計画というのが広域で今策定中ではありますが、そうすると本町の具体的な施策というのが一体どういうものなのか、実際に効果が期待できるものなのかというのがなかなかこれ見えてこないわけなんです。

そこで、このごみ減量化に関して、具体的にはこれからどのようなことを実施していくお考えなのか説明いただきたいと思います。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） ごみの減量化に関して質問いただきました。

現在、ごみの減量化につきましては、自治会、老人会、育成会、保護者会など、各種団体に資源ごみ回収の分別収集を行っていただいているところですが、資源ごみ回収の補助金額の増額や、小型家電の宅配業者を利用した回収やインクカートリッジの回収などを実施しているところでございます。

また、4年度より生ごみの減量化のため、生ごみ処理機等の補助金について新年度予算に計上させていただいているところであります。

分別収集につきましては、ペットボトルや瓶類について行っておりますが、今後の分別収集の細分化については、広域圏で連携し実施できるよう、渋川地区広域市町村圏振興整備組合と構成市町村で分別品目、収集方法、保管施設、再資源化などの処理場等の検討等を現在協議を行っているところでございます。

以上、現状の取組状況でございます。

議 長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 先ほども分別ごみで、例えば、布ごみ、紙ごみ合わせたら30%ぐらいですか、あと重さでいうと水気ですね、生ごみの処理というのが重要な課題になってくる

と思うんですけども、そういうのをもっと減らしていかないといけないんじゃないかなと思います。

ごみ減量化で今補助の話が出ましたけれども、家庭用生ごみ処理機の購入補助のお話出ましたけれども、今回53万円ですけども、これ平成24年で1回廃止しているわけです。それも数がうんと少なくて廃止になっているわけです。それがまた令和4年度から再開するというのはいかがなものかと思うわけなんです。これはほかの榛東とか渋川見てもそれほど件数が多いものではないので、吉岡町も少ない中で廃止されたのに何でこれまた始めることになったのか説明いただきたいと思いますが、いかがでしょう。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 吉岡町では、平成24年度まで生ごみの減量化のためコンポスターと生ごみ電動処理機の補助金がありました。補助金審査委員会での利用者が減少しているなどの意見を参考に、25年度から廃止しました。

ごみの減量化を進める上で、廃止から9年が経過し、住民からの問合せもある中で、ごみの減量化を進めるため、また町の姿勢を示しごみの減量化の啓発にもなると考えられるため、令和4年度から再度補助金交付を実施いたしたく、予算に計上させていただいたということになります。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 果たしてそれで効果が出るものなのか、予算をかけて、そこがちょっと疑わしいなと思います。

あと購入補助の対象の機械、ほかにも検討できるんじゃないかと。ガーデンシュレッダーもありますし、あと水切りダイエットというのがあって、生ごみの水の減量ができるものですけども、こういうものは低予算で買えますたくさん配付できると、53万円を使っても。そちらのほうは効果があるんじゃないかと考えるわけですけども、こちらについてはいかがですか。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 補助対象につきましては、ガーデンシュレッダーなどは、破碎された枝等を肥料などとして使用いただければごみの減量化になりますけれども、そのままごみとして処分される場合もあることが考えられるため、導入については検討をしているところになります。

生ごみの水切りにつきましては、ごみの出し方などの冊子に十分水切りをしていただく

よう記述してありますが、不要になったCDなど家庭にあるものを使うことである程度は水切りができるかと思っておりますので、そういったこともホームページ等で啓発していきたいと考えております。

また、安価な水切り器具等があれば、イベントなどの機会などに啓発物品などとして利用できないか検討していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） そこをぜひ考えてください。啓発として配付していく、比較的安いものなので、CDとか使ってやれますよとホームページに載せたって、見てやる人は限定されると思うんです。それよりも、例えば、これからふるさと祭りがあったりする中で、配付していく中で水切りの効果の理解を進めていくほうがいいんじゃないかなと思いますので、ぜひ検討して行ってください。

次、集団資源ごみの回収なんですけれども、これ補助金要件の変更等で検討を進めていくという形で成果報告書にあるんですけれども、今ちょっと話出てきましたよね。なので、その部分なんですけれども、そこで不思議に思うことが、集団資源ごみの回収というのはもうこの10年で約半分まで減ってきているわけなんです。その中、ずっとさらなるごみ、さらなる集団資源ごみの回収に取り組んでいくとずっと言い続けているわけです。今回の一般廃棄物処理計画の中でも、どんどん増えていく方向で考えていっているわけです。なんだけれども、予算が今回減っているわけなんです。一体どういうことなんですかと、何でこれから頑張っていきましょうというのに予算が減っていくのか、その部分ちょっと説明いただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 資源ごみ回収事業の補助金につきましては、令和3年度に比べ令和4年度の当初予算は減額しておりますが、理由につきましては、コロナ禍の影響もありますけれども、近年回収量が減少しており、近年の実績状況により当初予算を減額させていただいたものになります。状況に応じまして、補助金等が予算を超えそうな場合には補正予算等で対応をしたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） コロナのせいだけでもないし、どんどん減っている、その中でさらなる、さらなるとずっと言っているわけです。そういう部分の認識をもう少し変えていく必要があるんじゃないかと思えます。

次、ごみステーションに関してなんですけれども、ごみステーションのマナー問題というのは、地域にとって深刻な問題です。総合計画で何か改善に努めていると書いてあるんですけれども、一向に改善が進んでいないんじゃないかというのが住民目線での評価ではないかと考えるわけです。町として、このマナー問題に関してどのようにお考えなのか。また、カメラの設置とか聞いたことあるんですけれども、このような具体的な対策として、これからどのようなことを行っていくのか、説明いただきたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） ごみ出しマナーにつきましては、町のホームページや広報等での周知のほか、自治会や環境美化推進協議会と協力しマナーアップ週間でのごみステーションでのマナーの周知など環境パトロールや、県から防犯カメラを借り受けごみステーションに設置したこともございます。

今後につきましても、ごみ出しマナーの啓発、周知について看板などの設置を進めるとともに、環境パトロール等についても実施していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） ごみ出しのマナーの問題が改善されなければ、今後、今、広域でも町長、関係課長、担当課長もいろいろ言っていてもらえると思うんですけれども、紙ごみの分別とかプラごみの分別とかこれから、すぐじゃないですけれども、進んでいくことになると思うんですけれども、マナーが改善されなければこれはできないですね。現時点では、でも可燃ごみの中に不燃ごみが混ざっていたりすることが多々あるわけです。そういう部分もしっかり、例えば、分別のときに職員が定期的に出て指導していくとか、そういう部分も進めていただきたいと思います。ここでとどめておきます。

その次なんですけれども、過去の委員会での質疑の中で、予算決算のほうで事業系ごみ、これ事業者が出すごみですね、が町のごみステーションに出されている問題を指摘しているわけなんですけれども、これまで具体的にどのような対策を行ってきたんでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） ごみステーションに排出される事業系ごみの対策につきましては、ホームページや広報紙による啓発活動、マナーアップ週間等での自治会、環境美化委員さんによるごみステーションでの啓発活動、そういったものから看板の設置、事業系と思われるごみ袋に注意事項の貼り紙を貼ることや職員によるごみステーションの見回り、県から防犯カメラを借り受けての設置、事業者を特定するため、ごみの内容物の確認、事業者への訪

間、また通知による指導等の周知を行っております。

今後につきましても、対応策を検討し、対応していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 事業系ごみというのは、これごみステーションに出すのは量とか質とか関係なく禁止されているわけなんです。つまり、お茶っ葉でも刈った草でも事業所が出せばそれは事業系ごみなんです。私の見たところ、ある会社はもうトラックにごみを積んでごみステーションをはしごして捨てていっているわけなんです。

大体2万6,500円でしたっけ、1トン当たり。令和2年度のごみ排出量1トン当たりの処理経費2万6,500円なわけですよ。1トンはあるという間にたまってっちゃうものですよ。これが事業系ごみでどんどん出せば、その分、1トン当たり2万6,500円町の予算がなくなっていくわけですよ。財政が苦しい、財政が苦しいでもういつも町長も悩んでいるわけじゃないですか。なのに、こんなところで無駄を出していいんですかと、町民に負担かけているわけですよ。こういう部分についてどのようにお考えなのか、もっと真剣に取り組んでいかないと、先ほどホームページとか言いましたけれども、ホームページ見て、ああそうですか、やめましょうみたいなことになるんですか。もうちょっと突っ込んで取り組んでいただきたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 事業に伴って生じた廃棄物であるごみに関しましては事業者が処理することになりますので、町の不要な費用負担が発生しないよう、今後につきましても、周知、指導等を行っていきたくて考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 指導だったら、例えば、商工会に協力を呼びかけたり、事業者 directly パンフレット等を持って訪問して啓発活動を行っていくとか、そういうことをしていったほうがいいんじゃないかと思えますけれども、どうですか。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 必要に応じまして、またそういった訪問等も今も実施はしておりますけれども、引き続き必要に応じて状況を見ながら実施していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。



〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） なかなか改善の兆しが見えていないので、より強化して効果が出るような形で進めていただきたいと思います。

次、粗大ごみの回収に関して質問したかったんですが、ちょっと時間の都合上、省略したいと思います。

次、小中学校の課題に関してということで、まず最初に、通学路の安全対策です。皆さん、新聞読まれて今求刑が出ているところです、八街市の話は。そこに関係する話なんですけれども、昨年9月に行われています通学路合同点検の結果で、危険箇所とされた数が出ていたと思うんですけれども、あとどこなのかという部分が出ていたと思うんですけれども、そこについて説明していただきたいのと、今後行われる危険箇所への対策方針、どこを対策するのか、いつ対策するのかという部分について説明いただきたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 通学路の安全対策について、ご質問いただいております。

小中学校の課題に関してでございますけれども、通学路の安全対策につきましては、通学路交通安全プログラムに基づき、県渋川警察署や県渋川土木事務所、また学校関係者など関係機関と町関係部局による合同点検の結果を受け、必要な対策案を検討し対策工事を講じているところでございます。

昨年9月に緊急的に合同点検を実施した結果、25か所の危険箇所を確認しております。

点検結果の概要につきましては、建設課長より答弁をさせます。

議長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 昨年9月に緊急的に実施した合同点検の結果につきまして、危険箇所数は明治小学校地区で12か所、駒寄小学校地区で6か所、吉岡中学校地区で7か所、合計で25か所で行いました。

主な地点としましては、駒寄小学校地区では、駒小交差点や駒小半田線の石倉人形店付近、また明治小学校地区では、第二保育園の北側、唐川橋交差点や町道北下長岡線の大井内科付近の交差点などが挙げられております。

危険箇所への対応方針としましては、学童注意などの路面標示を10か所、ガードレールやガードパイプの設置を4か所、注意喚起の看板を2か所、舗装補修工事を2か所、今年度から来年度にかけて、順次、安全対策工事を実施していきたいと考えております。

なお、関係機関との調整や土地地権者との関係などで対策工事が未定な箇所は3か所となっております。引き続き、関係者との調整を進めて早急に安全対策を進めてまいりたい

と考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） こちらについては分かりました。25か所ということですね。

危険箇所への対策方針という形で今いただいて主な場所も教えてもらったんですけども、ハード面とともにソフト面での対応も進めていただきたいと思います。安全ボランティアの皆さんも出てきてもらってやっていますけれども、いろいろな形で支援していただければと思うところですが、今、駒寄交差点という話が出てきたんですけども、改めてその対応状況、駒寄交差点の安全対策についての対応状況なんですけれども、現状の調査が必要なんですけれども、これからどうしていくのか。

これ対策としては、速度制限があそこは50キロですから見直していただいたり、大型車についてはあそこダンプも、トレーラーというんですか、もういっぱい走っている中で迂回路が必要だと思うので、そういうものもありますし、また路面の補修、がたがたですよ、道が。また、ガードレール設置とか減速ロードハンプというのがありますよね、の設置とか、あとあそこは雨水が大量に流れ込んでくるので交差点に、そういうものもあると思うんですけども、そういう対策は幾つも考えられるわけなんですけれども、改めて具体的にこの交差点に対してどのような安全対策を進めていくのか、説明いただきたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 駒小交差点の関係につきましては、まず令和元年度の合同点検の結果を踏まえまして、交差点歩道部の信号待ちのスペースが十分に確保されていないという指摘を受け、昨年度に交差点南西部の歩道の拡幅工事を実施しました。あわせて、駒小交差点の西側2か所にガードパイプを設置し、通学路の安全対策を講じたところでございます。

また、今回の緊急的な合同点検の結果を踏まえまして、具体的な安全対策工事としましては、交差点の東側2か所に防護柵、ガードパイプを設置、また交差点北側にはガードレールの追加工事を実施し、昨今、多発している車両の突っ込み事故に対する安全策を来年度早期に講じる予定でございます。

また、速度規制や通行規制などのソフト面につきましては、県渋川警察署や県渋川土木事務所など関係機関の協議を行い、通学路の安全対策を進めていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 早めに進めていただけるという話ですけども、あそこに大型車があまり

通らないようになれば大幅に改善できると思うので、そちらのほうもぜひしっかり調査をして、通行量の調査とかしっかり進めて対応していただきたいと思います。

次、発達障害グレーゾーンに関して質問していきます。

今、文科省で今年1、2月に調査して12月頃までに、通常の学級に存在する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査が行われている中ですけれども、吉岡町の教育委員会として、小中学校でのいわゆる発達障害とかグレーゾーンと言われている子供たちの実態調査とか今後の支援に関して、どのように考えていらっしゃるのか。

また、グレーゾーンの児童生徒というのは、障害があるという判断までいなくて、なんですけれども、学びや学校生活でつらさを抱えているのになかなか支援の手が行き届きにくいんです。このような子供たちの早期発見と早期支援もより丁寧に行っていただきたいと思います。大体クラスに2人から3人いると言われていて、調査結果で、そんな中、繰り返しますけれども、より丁寧に行っていただきたいと思いますが、教育委員会としてはどのような見解なのか、お答えいただきたいと思います。

議 長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） 今、ご質問いただきました発達障害のお子さんのことについては、非常に大事なことだと思っています。子供の教育は、将来の社会的な自立で、社会でしっかり自立して独り立ちしていくというために、義務教育の中で一人一人のお子さんにどういふふうに寄り添いながら力をつけていくか、非常に大きな課題だと思っていますので、私は、これについてはこれからも力を入れていきたいと思っているんですけれども、現状をお話しさせていただきます。

まず、学校では、日常の観察であるとか保護者からの相談を踏まえて学年部会、また、いわゆる小学校でいうと低学年、中学年、高学年、それぞれのブロック部会等の中で、困り感を抱くなどの特別な配慮が必要と思われるお子さんについての情報を共有します。その情報が全校での生徒指導部会であるとか教育相談部会等で集約されていきます。その部会の中で、校内でも特別支援に詳しい知識や技能を持った教員からのアドバイスを基にして、話し合いでそれぞれ担任に下ろされていくと。主にそのような体制で校内体制を取っております。

また、教育委員会にはそのような情報が毎月の校長会等で一人一人、今、このお子さんはこういう状況であるということをお知らせしていただいております。

学校と教育委員会の協議によって、さらに専門的な対応が必要と思われるお子さんに対しては、県立の特別支援学校の先生をお招きして学校に来ていただいて、じかにそのお子さんの様子を見ていただき授業中の様子を詳しく見ていただいて、担任の相談にも

乗っていただくというようなことで対応もしております。

また、必要に応じて、当該のお子さんの認知特性であるとか得意分野と不得意な分野それぞれ、その辺のバランスが少し取れていないお子さんが発達障害の傾向があると言われていまして、そのような検査を行って、この子の得意な分野、苦手な分野、苦手な分野があれば、そこをどのようにしてフォローして見ていくかということについて検査などを行って、またその検査の結果でアドバイスをいただいております。

町では、当該のお子さんが発達障害のどのようなものに該当するかという理由でサポートするとかしないとかということは一切決定しているわけではありまして、教職員が学校生活の中で気になったお子さんの行動や子供自身の困り感を基に、会議等の場で協議を行うシステムとなっております。

したがって、グレーゾーンということでの対応ということではなくて、一人一人のお子さんの様子を見て、その様子に寄り添って対応していくというようなことで考えております。

子供たち一人一人の日頃の様子を最もよく見ている人は、紛れもなく保護者の方です。また、保護者の方が一番直接お子さんの心配であるとかここが困るなというところ、こうなってほしいなというところをつかんでいらっしゃると思いますので、そのような保護者の方からの相談が受けられやすくなるように、学校としても相談体制、相談しやすい体制づくり、よく本当に聞いて気持ちに寄り添いながら対応していくというような学校になってほしいと私も考えていますし、そのように呼びかけているところです。

もちろん、学校や専門機関等の相談を通して保護者の方が児童、お子さんを医師の方に受診をさせて、お医者さんのほうから発達障害の診断があった場合にも、当然、その情報を保護者の方と共有して、かつ適切な対応を取っていくということになっております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 分かりました。学校全体での連携というのが非常に重要と考えているんですけども、そこもしっかり取り組んでいると答弁いただいたので、よかったです。

ただ、得意なこと、不得意なこととあるんですけども、不得意なことをサポートしていくことも重要なんですけども、得意なことを伸ばしていけば、より不得意のほうも上がってくるという考え、斜辺主義というのがあるんですけども、教育長、よくご存じだと思っておりますけれども、そういう部分を重視して、このような子供たちのいいところをどんどん見つけていけるような取組というのが必要なんじゃないかと思っております。

それと、やはり、スクールカウンセラーと担任の先生が連携していくことも重要なんじ

やないかと考えています。

次の質問に移るわけなんですけれども、発達障害やグレーゾーンというのは、一番身近である保護者が実は理解がなかったりする場合も、うちの子に限ってそんなことはないと言って、そこを直視しないというか目を向けてくれない保護者の方も実はいるんです。そういう保護者の理解をこれから深めたり広めたりするためにも、定期的に講習会を開催していくというのもひとつ手なんじゃないかと思います。これは町長が、4年ぐらい前ですね、町議だったときに、こういう問題に主体的に関わって発達障害の講座を開かれていますよね。ですので、ノウハウはあると思うんです。担当課とか社協とか関連団体と協議して、こういう講座を積極的に進めていただきたいと思うわけなんですけれども、これについていかがでしょうか。

もう一つ、不登校、いじめと発達障害というのはすごい密接に結びついているというのは、もうよく皆さんご存じだと思うんですけれども、もう一度言います、不登校やいじめ事案において、当事者が発達障害とかグレーゾーンの児童生徒であるケースは珍しくないわけで、手厚い対応が求められるのはもちろんなんですけれども、それとふだんからの防止の取組というのが、不登校やいじめを防止する取組が重要であり、そのためには、教職員、学校関係者が発達障害について十分な理解、知識を得る研修の充実も必要なんじゃないかと考えるんですけれども、いかがでしょう。

**議 長（岩崎信幸君）** 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

**健康子育て課長（米沢弘幸君）** まず、町長部局側からの答弁をさせていただきたいと思うんですが、理解を深めるため健康子育て課や関係団体と協議する中で、議員ご指摘の講習会など、どのような事業が展開できるか検討していきたいと考えております。

そういった中で令和4年度の当初予算に、対象者が不登校とひきこもりの当事者と家族になるんですけれども、そういった方を対象にした傾聴セラピーというのを社会福祉協議会と協力してやる予定でいます。一応、そういった形で町のほうとしても何かしら事業のほうは展開していきたいと考えてございます。

**議 長（岩崎信幸君）** 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

**教育委員会事務局長（小林康弘君）** 議員おっしゃるとおり、発達障害についての知識や理解を教員が持つことは大変重要であると教育委員会としても考えております。これにつきましては、各校ごとに特別に支援を要する児童生徒の対応のための研修を定期的に行っております。そこでは発達障害の種類や特性、その対処方法などの知識、理解を高めるだけでなく、事例研究等で教員間のディスカッションも行って、実践的な能力を高める取組等も行ってお

ります。

発達障害等の研究は今も進んでいる分野でありまして、新しい考え方や理論が次々と発表されているような状況でもあるようですので、議員のおっしゃるとおり、今後も職員の研さんを続けるようにしたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 傾聴セラピーという形でやっていただけるという形で、先ほど言いましたうちの子に限ってじゃなくて、自分の子供が発達障害とかグレーゾーンだということが分かった親に対しての、発達障害とかグレーゾーンはどのようなものなのかという理解をしていただく形の中でこういう取組も重要だと思うので、あと私の知っている限り、やはり学校の先生たちが本当にじゃあ発達障害、グレーゾーンを理解してもらっているのかな、その中で授業とか進めているのかなというのがちょっとどうかと思うこともあるわけなんです。ですので、講習等を繰り返して積極的に理解の普及を進めていただければと思います。

次、ペアレントメンターなんですけれども、ちょっとそれについて質問したかったんですけれども、ちょっと時間がもう差し迫ってきましたので今回省略させていただきます。また改めて、これ町長進めていただけるということで、コロナの関係もあり難しかったと思うんですけれども、進めていただけるのではないかと期待して、ちょっと省略したいと思います。

次、不登校に関してなんですけれども、不登校というのは文科省の定義でいくと、1つの年度に連続または断続して30日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状態にあることを言います。

今現在、不登校となっている児童生徒の数が3校合わせてどのくらいの数になっているのか、まず教えていただきたいのと、この不登校に関しては、その理由の的確な把握と対応・支援が早期に求められます。登校渋りになった時点で、できるだけ早い対応が必要だと思います。そちらについて、具体的にどのようなことを行っているのか。

それと、保健室とか別教室での登校をさせて、教室に入れない子供たちにこのような形で保健室とか別教室での対応をしているのではないかと思います。その状況はどうか、また担当教師の配置状況はどうなっているのか、説明いただきたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 現時点において、30日以上欠席している児童生徒数としまし

では、3校合計で35名でありまして、全児童生徒の約1.66%となっております。

町教育委員会として、不登校の問題は重要課題の1つと考えておりまして、議員のおっしゃるとおりその理由の的確な把握と対応、支援を行うべきであると考えております。

現在、学校では、不登校児童生徒に対し、定期的な電話連絡や家庭訪問等を行うことで、学校と児童生徒やご家庭との関わりを保てるようにしております。担任や学年の担当だけではなく、時には養護教員や管理職等、関われる教職員が直接アプローチすることもあります。また、可能な場合については、情報端末の活用によりオンラインで対面するなどして、学校とのつながりを意識できるような方法を取っております。

不登校となっている児童生徒の対応については、学校では、別室登校、保健室の対応が行われております。別室では常に教職員が配置され、児童生徒の所在、健康状態等を確認するとともに、時には相談事を聞いたり、学習に対しての支援をしたりといった対応も行っております。保健室では、養護教諭が中心となって心や体についての悩み事の相談を受け、その情報を担任や学年職員、スクールカウンセラーや管理職につなぐ体制ができております。各教職員が校内研修や町教育研究所での研修等で、不登校対応や児童生徒の悩み事相談対応についての勉強を行っております。

また、学校に気持ちが向かない児童生徒に対しましては、適応指導教室の指導員によるふれあい教室活動も行われております。適応指導教室の指導員は、不登校児童生徒の対応経験が豊富な職員を配置しておりますが、年1回、県主催の研修会に参加し、不登校児童生徒及び保護者へのよりよい対応の仕方の在り方等について学んでおります。

さらに、吉岡町では、先生一人一人の取組のほかに、スクールカウンセラーの配置日数を充実させるなど、児童生徒本人や保護者の悩みに寄り添う対応も行っております。

その他、以前から、町立学校には通級教室を配置し、通常の学級での生活に困り感を持つ児童生徒のフォローも行っており、今年度も明治小学校に3名の教員を配置し、駒小児童も含むコミュニケーションや発達に困り感を持つ子供たちのケアも行っております。

今後は、不登校に至るプロセスをできるだけ見える化し、不登校に至る前の場面場面で効果的なアプローチの方法をまとめたものを作成中でございます。それと、今までの学校での対応を組み合わせ一層の取組を実施できるよう、各校を支援していく予定です。

また、現在、今、前橋を中心に不登校対応、不登校支援を行っておりますODS、オープンドアサポート事業というような事業があるんですが、そちらのほうを吉岡町でも導入できないかどうか検討を始めたところでございます。

ODSの特徴としましては、主に登校していない児童生徒の支援について、家庭訪問を中心に行っていく事業となります。まずは保護者と会うことから始まり、次第に本人と会って話ができるようになり、少しずつ学校に今気持ちが向くようになったという成果も聞

いております。支援員の職業経験は様々で、学校教職員とは違った切り口で児童生徒に接することができるというのが特徴の1つようです。こういった事業についても導入ができないか検討を始めているところでございます。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 先ほど、別教室のところで担当教師がいるという話が出たんですけども、研修も受けているという話を聞いているんですけども、私、別のところで、先生が指導行き過ぎちゃって生徒がパニックに陥っちゃって余計学校来なくなっちゃったという事案が、随分の昔ですけども、発生しているので気になっているところです。そういう形で研修進めていくとは思うんですけども、もう少し念入りに話を進めていただければなと思うところであります。

それと、初期的に登校渋りが始まったときの対応ももちろん重要ですけども、不登校が複数年になっている児童生徒もいます。担任の先生とも接点がなくなっちゃって、時々電話がかかってくるぐらいで具体的なサポートがなかなか入らない子供たちも多くいるようです。今、うんと事務局長から説明ありましたが、複数年、不登校になっているところのお父さん、お母さんが実際どう思っているのかといたら、なかなか支援の手が届いてこないというのが正直なところじゃないでしょうか。彼ら該当する児童生徒の支援をもっと充実していただきたいと思うんですけども、こちらについてはどのようにお考えですか。

議長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 今、議員さんがおっしゃったような事態が起こっている、具体的に言えば、保護者の方は学校からの何らかのアプローチを待っているだけですけども、なかなか来てくれないというもし状況があるとすれば、それは大きな問題だと思います。学校から連絡をいろいろ、休んでいるお子さんの家庭と連絡を取っていくというのも不登校対応の基本中の基本でありまして、待っているのに行かない、学校から何のアプローチもない、これは本当に大きな問題です。絶対にそのようなことがないように、改めてもう一度確認をしたいと思います。

信頼関係というのがやはり大事だと思いますので、不登校に陥ってしまったときに、やはり家庭と学校の信頼関係をいかに保っていくかというところが本当に大事なところだと思います。それなしには、やはり子供たちの学校への復帰というのはなかなか難しいだろうなと思いますので、そこをどういうふうに切り開いていくか、そのアプローチの1つとして、いきなり学校の教員じゃなくて、今、事務局長が申し上げたような相談員の家庭訪



間という切り口も1つの手かなと思っているところでございます。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 連絡がないというわけじゃなくて、保護者の側から見ると少ないんじゃないかなという部分で、ちょっと私の言い方がまずかったかもしれません。そういう形で。

次、そういう形で、いろいろなサポートを長期の児童生徒にさせていただきたいという形で、次の質問なんですけれども、発達障害とかグレーゾーンと不登校の関係というのもちよっとあって聞いたかったんですけれども、ちょっとここでスクールカウンセラーの質問をさせていただきます。

スクールカウンセラーによるカウンセリングの今実施状況、先ほどちょっと説明ありましたけれども、1か月当たりどのくらいされているんでしょう。というのは、現時点で2か月待ちという話なんです。さっきの不登校になりそうなとき、初動が必要だけれども、スクールカウンセラーを申し込んでも、子供に対して悩みが出てきているのに2か月も待たなきゃいけないというのは一体どういうことなんですか。これは巡回数の増加とかももっと必要じゃないかと。今回、令和4年度で90万円の増額するんですけれども、本当にこれで足りるんですかと。もうちょっと頑張ってもらう必要があるんじゃないかと。あと県のほうにもっとたくさん派遣してくれとか要望等もしっかり行っていただきたいと思うんですけれども、その辺、併せて教育委員会としての見解を伺いたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） スクールカウンセラーは、児童生徒や教師の心のケアを行う職業となります。町に勤務いただいているスクールカウンセラーは、県費での任用でありまして、町には年間84日の派遣が割り当てられております。

近年、スクールカウンセラー等の相談を希望する家庭が多くなっていることに加え、コロナ禍において、今まで以上に心のケアを必要とする児童生徒が増えている状況であります。町教育委員会では、この状況も踏まえ、スクールカウンセラーの配置日数につきましても、町費を使うことにより、各校週1日の配置を年度末まで実現できる体制を整えております。

町の現状につきましては、折に触れ、中部教育事務所を通して要望を上げておりますが、スクールカウンセラーの配置日数については学校規模により県が割り当てるものとなっております。その日数内で活用をすることになっております。来年度についてもこの状況に大きな変化はないと考えられるため、当初予算においても、今年度と同様の対応ができるような要望を上げているところでございます。

議員おっしゃるとおり、さらなる日数増ができればよいということなのですが、スクールカウンセラーは誰でもよいというわけではなく、カウンセリングの技術や心理面、発達障害等の深い知識等の専門的な資格を有する方を派遣してもらっていますので、そういう予算面はもとより、人的な確保がなかなか難しい状況となっております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 最後ですけれども、随分前にこれ質問しているんですけども、改めてお答えいただきたいと思います。

不登校になったり学校行くのがちょっと嫌だなという子供が、学校のある日、授業のある日に図書館に来た場合の対応というのを教育委員会としてはどう考えているのか、これ最後にお聞かせいただきたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 町の図書館に来館した児童生徒の様子が明らかに不自然で、保護をしたほうがよいと思われる場合などには何らかの対応を行うことが考えられますが、そのような場合以外、町の図書館では利用者の秘密を守るという観点から、利用者本人から何らかの自発行動がない限り、基本的にはそっと見守るということになると思います。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 以上で終わりにします。

議長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、5番富岡大志議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を10時50分といたします。

午前10時31分休憩

---

午前10時50分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

---

議長（岩崎信幸君） 4番廣嶋 隆議員を指名します。廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君登壇〕

4番（廣嶋 隆君） 4番廣嶋 隆、議長への通告に基づき一般質問をいたします。

1、渋川地区広域市町村圏振興整備組合の最終処分場候補地選定について。

最終処分場スケジュール（案）によりますと、2029年1月に供用開始とあります。

残すところ7年となりました。

(1) 最終処分場候補地選定委員会について。

昨年12月22日に開催された第3回候補地選定委員会の内容について伺います。

議長(岩崎信幸君) 柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町長(柴崎徳一郎君) 廣嶋議員のほうから第3回の最終処分場候補地選定委員会について質問をいただきました。この選定委員会につきましては、令和3年12月22日に開催させていただきました。

内容につきましては、候補地の地元説明会等でもご指摘を受けたこともありましたので、改めて委員の方に最終処分場施設の形態や埋立てする灰などについて説明させていただき、進捗状況として広域組合に提出した要望内容、回答について報告し、候補地選定において河川の範囲や送電線の鉄塔などについて再度見直しをさせていただき、候補地の面積等に変更があったため報告をさせていただいたほか、地元説明会で意見をいただきました絶滅危惧種の植物対応につきまして協議していただき、広域組合よりは、環境影響調査については調査する考えであるとの意見をいただいたところでもあります。なお、必要に応じた対応をお願いしたいと考えております。また、その場で、広域組合より処分場の現段階でのスケジュールなどについて説明させていただいたところがございます。以上です。

議長(岩崎信幸君) 廣嶋議員。

[4番 廣嶋 隆君発言]

4番(廣嶋 隆君) 原点に戻って話をいたしたいと思えます。

最終処分場候補地選定を行う際には、最終処分場の建設にふさわしい各種立地条件を明らかにして、それらの条件に適合した場所を選定する必要があると考えます。また、選定に当たっては、透明性、公平性を確保しながら進めていくことが重要であり、このことから、最終処分場候補地選定に当たっては、基本方針を立案し選定を進めるべきと考えます。

第1回から第3回までの選定委員会議事録を見ますと、面積にこだわっており、基本方針について触れられておりません。候補地最終処分場選定について、町の方針について伺います。

議長(岩崎信幸君) 中島住民課長。

[住民課長 中島 繁君発言]

住民課長(中島 繁君) 候補地選定につきましては、選定委員会で、群馬県の最終処分場の民間施設の基準にもなりますけれども、事前協議基準に基づいて、そちらの基準に基づいて設置するというので委員会のほうで決めていただきまして、生活環境に配慮するですとか、そういったようなものを含めたところで候補地のほうを選定させていただいているところになります。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 基本方針ですから、町が出すべきもので委員会が決めるべきものではないと思います。いかがですか。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） こちらの町の基本方針ということはこちらのほうで出してはおりませんが、県のほうの基準のほうにありますとおり、これが生活環境ですとかあと災害ですとかそういったときにも対応するような形で、そういったものに配慮をする基準になっておりますので、町としてもこういった基準を参考にするというので、委員会のほうで承認をいただいたという形になります。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 県を参考にして、何で町で基本方針が出せないんですか。選定委員会をつくる上で、こういう方針で選定委員会を設置しました、そうあるべきです。なぜ県のことだけ言って町自体の基本方針が出せないのか、もう一度伺います。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） こちらの基本方針ということですが、まず、選定委員会を設置した目的が、吉岡町で最終処分場を選定する報告をするために設置をしたということで、そういった中で、こちら周辺地域の生活環境の保全ですとか周辺の施設について適当な配慮を図ることを目的として、こちらのほうは県の基準ができておりますので、そちらのほうを参考にということで、こちら町といたしましてもこちらの基準を参考にさせていただいているという形になります。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 先ほど、基本方針については出していないとお答えいただきました。本来、基本方針がないのに最終処分場選定を設定する必要はなくなってしまいます。例えば、簡単に言えば、基本方針の1つとして安全性の確保、環境への配慮、透明性の確保、これぐらゐの基本目標を設けて選定委員会を設置して、それで候補地選定をするというのが流れではないですか。そもそも基本方針がないというのはどういうことですか。お答えください。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 基本方針として、その基本方針というものを設けていないということで、方針としていないということで、先ほど議員もおっしゃられました、そういった生活環境への配慮ですとか周辺施設等に対して適正な距離を図るですとかそういったことは、当然、町として、最終処分場を選定するに当たって考えたことでございます。そういったところで、県のほうのそういった立地基準のものもそういったところを参考にさせていただいたということで、町といたしましても、生活環境への保全ですとかそういったところは十分注意して、また進めていくという考えではおります。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 全く答えになっていない。何で初めに基本方針がつかれなかったのか。そこからスタートです。だから、この問題はなかなか先に進まない。それに、9月22日に広域に要望書を出して10月19日に回答を得たんですよね。ならば、11月中に候補地選定委員会が開催できたわけです。それが何で年末に開催したのか伺います。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 渋川地区広域市町村圏振興整備組合の次期一般廃棄物最終処分場の施設整備に関する要望書につきましては、令和3年9月22日付で渋川地区広域市町村圏振興整備組合に要望書を提出させていただきました。

回答につきましては、令和3年10月19日付で回答をいただきまして、その後の取組ですが、候補地の地元自治会の説明会での意見も踏まえ、広域組合と連携、協議しまして、計画の概要スケジュールの検討や選定委員会開催、また地元説明会の準備、候補地の状況調査などについて再確認や候補地の比較、評価等の準備などを行ってまいりました。そういったことで、また日程調整等といったことで12月の開催になってしまったということです。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 10月19日の回答から、11月中に開催するのに1か月以上あるわけです。1か月以上あるのに何で開催できなかったのか、その理由について伺っているんです。お答えください。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 地元の説明会等で要望等がありました、そういったことの内容になります

けれども、また広域のほうで最終処分場についての説明をしていただく、そういったものを作っていたりですか、あとは候補地につきまして、再度、確認作業ということ送電線の鉄塔ですとかそういったところの確認ですとかをさせていただいたということになります。また、地元の説明会等で要望もありました、ある程度のスケジュールというのが広域のほうで示していただけないのかというようなお話もありましたので、そういったところについて広域と連携、協議をいたしまして、開催のほうが12月になったという形になります。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 地元説明会の内容等を検討と言っていますけれども、地元説明会したのいつなんですか、随分前ですよ。それを今頃になって、こんなことを理由に11月に開催できませんでしたなんて、そんな理由にならないです。

第3回の委員会の委員の出席者は何人か伺います。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 12名中6名でありました。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 12名中6人、これ欠席者が多かった理由はどのような理由ですか。伺います。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） ある程度、日程調整等を行いましてこの日に開催をさせていただいたわけですけれども、急遽、この日に出席できなくなった方が結構おられまして、そういったところで人数のほうで6名という形になります。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 日程調整したにもかかわらず、半分以上が欠席ですね。これ年末に開催したからいろいろ皆さん忙しかったんじゃないんですか、12月22日なんて。これ欠席者には第3回の会議の内容等は報告しましたか。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 欠席された委員さん方には資料等、議事録等を送付させていただいており

ます。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） ホームページで、第3回の議事録、資料等いろいろ見ますと、非常に中身の濃い委員会であったと私は思います。ですから、これが半分しか出席しなかったというのは非常に残念でなりません。

最終処分場問題は町全体の問題なんです。選定委員会の公平性を担保するため、広報紙やホームページ及び住民説明会を通じて適切に情報公開をすることで透明性を確保できるわけです。第3回候補地選定委員会報告を町の広報紙2月号に掲載してありませんでした。なぜ、10月22日に開催された内容を一部でもいいから広報紙2月号に掲載しなかったのか、理由について伺います。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 広報紙等ではしておりませんが、ホームページ等でそういった内容につきまして公表させていただいているところになります。

また、今後につきましても、住民の方の周知につきましていろいろ検討させていただきたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） なぜ、広報紙に載せなかったのかという理由を聞いているんです。説明してください。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 広報紙に掲載につきましては、またもう事実といたしまして掲載しなかったという形になりますけれども、ホームページ等で掲載させていただいたということで、今後、広報等の掲載につきましては考えさせていただきたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 昨年の12月議会で、課長答弁は、今後は要望書も含めて情報開示を随時行う、ホームページについては住民の方に分かりやすいよう掲載を考えると答弁しているんです。こう言うおきながら何で2月号にできなかったのか、理由について求めます。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 広報等の掲載について、今後、検討させていただきたいと思います。

また、ホームページ等につきましては、今までより見やすくするために少し配慮をさせていただいたり、そういったことはさせていただいております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 見やすくする、配慮をするというのは、具体的にどういうことですか。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 今までですと、ホームページのほうで暮らしの情報、そしてごみ、リサイクルといったところで、それから最終処分場のところが載ってくるというような形になっておりましたけれども、暮らし情報のところを開いていただきますと、最終処分場のページが出てくるように、そういった少しでも早い見出しが出るような形で改修のほうをさせていただきました。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 暮らし情報を開いてから選定委員会のほうへ飛ぶわけですね。だったら、町のホームページのトップページに注目情報というコーナーがあるわけです。そこへ選定委員会のメニューを載せれば、一発でそこへたどり着くわけです。もっと町民目線になって、分かりやすい情報公開をしてもらいたいんです。何かやる気がないですよ、これ見ていると。今ですら、第3回委員会はホームページに1月27日付で掲載されたわけです。初めはここへ簡単にはたどり着かなかった。もっとたどり着きやすいように、注目情報へ載せていただきたいと思います。それは可能ですか。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） そちら、今議員のおっしゃるところなんですけれども、新しい記事が出てきますと、どうしてもどんどん下がって行って見えなくなってしまうというようなこともございますので、分かりやすいようにまた検討させていただきたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 分かりやすいように検討ではなく、こうしますと言ってください。トップページにそのものを載せると。そうすれば、そこからいつでも入れるわけです。いかがですか。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。



〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 先ほど申し上げましたとおり、項目が多くなってしまいますと下のほうに下がって見えなくなってしまうといったところもございますので、その都度というようなことに、開いたときに見られるという形になりますと、そのときに毎日更新というようなことにもなってきますので、その辺も含めて検討させていただきたいということでありませう。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 12月議会で、情報開示を随時行う、ホームページは分かりやすくすると約束しているんです。このことは議事録にも残っているんです。トップページに1つぼんと載せればいいだけの話で、そこをクリックすれば、今まで1回から3回までの情報が開示できると。そういうふうにしてもらいたいんです。簡単にできると思います、経費もかからず。

次に、第3回委員会の内容についてですが、過去の経緯や最終処分場に関する知識などを事務局がきちんと説明するに当たり、資料も作らず口頭で説明していましたよね。この内容は、広域の成り立ちや今回吉岡町に最終処分場が候補地になったのかなど、重要な資料が含まれています。なぜ、これ資料を作らないで口頭で説明したんですか。伺います。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 資料の関係ですけれども、そちらの資料がないということでありませうけれども、例えば、実際に焼却灰を持ってきていただいて委員の方に見ていただいたりですとか、そういったことはございました。

また、今後も選定委員会等ありますので、そういったところでまた資料等を作成して出せるようであれば、また私たちのほうもそういった形でしていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 焼却灰等を持ち込んだのは広域の方です。私は、町の姿勢について聞いているんです。これだけの重要な中身ですよ。例えば、昭和47年7月1日から広域が開始されて、8市町村があつて、昭和58年10月からこういうことがあつて、渋川の合併により平成20年からこうなつて現在に至るといふ、これは事務局が説明しているんです。このことを何で資料化できないのか。それを聞いているんです。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 配慮の足りなかった部分があるかもしれません。こちらのほうでも今後また検討させていただいて、資料等、作成できるものについては分かりやすいように資料の作成等をしたと思います。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 広域組合からは最終処分場のスケジュール（案）が大幅に改修されたものが、第3回の中で説明されています。この新しいスケジュール（案）はどうしてないんですか。1回目には、こういう横軸に年月日が入って縦軸に項目があると。これが改修されたわけだから、なぜこれが新しい第3回のために提出されていないのか。なぜか伺います。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 選定委員会のスケジュール等につきましては、いろいろ遅れ等もありまして、ちょっと未知数というようなところがございまして、もう少し詰めてからというような形で進めていただきました。広域のスケジュールということで、新たにエコ小野上処分場の概要といった中で、吉岡町地内のものにつきまして事業のスケジュール、概要でありますけれども、示させていただいているという形になります。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 私は、選定委員会のスケジュールを出せと言っているんじゃないんです。広域が出した最終処分場スケジュール（案）が大幅に改定されたわけですか。大幅に改定されたスケジュール（案）はどうしてないんですかと、それを伺っているんです。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 選定委員会の中では、広域組合が作りました最終処分場の概略構想ということで、この中で事業スケジュールの予定ということで載せさせていただいたということで、概略のほうを報告させていただいたという形になります。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） ですから、そこにもとがあるわけでしょう、広域が出した。それを改めて前回と同じような表に何でできないのかと聞いているんです。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 今回につきましては、広域のほうがこういった形でスケジュールのほうを

示させていただきました。また、そういったことに広域のスケジュールになりますので、今後につきましても、広域のほうに協議、連携いたしまして分かりやすいスケジュールですとか、こちらのほうの報告等を行いませんとなかなかスケジュールも立たないという部分はありますけれども、そういった中で広域のほうと協議していきたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 何を他人事のように言っているんですか。広域がやっているから町は知らないじゃないですよ。スケジュール表がなければ、町から広域に要求すればいいだけの話でしょう。何でそれができないんですか。ですから、私はこのスケジュール表がどうしてないのかと聞いているんですよ。町は要求していないから出していない、それが本音じゃないんですか。もうちょっと町民目線に立ってこの事業を進めてください。

次に、昨年10月19日付で要望書に対する回答書を受け取ってから、町の具体的な取組について伺います。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） こちらにつきましては、地元の説明会という意見を踏まえまして、広域組合との連携、協力して、計画の概要のスケジュールの検討ですとか選定委員会の開催ですとか地元説明会の準備、候補地状況の調査などについて再確認をするとともに、比較、検討の準備などを行ってきたところであります。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 地元説明会については1回流れていますよね。議会、いつ開催予定ですか。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 開催につきましては、できれば3月中の開催をということで今検討させていただいて、できれば、あした、また回覧等で周知をしたいと考えております。ただ、コロナの関係がありまして、今、県のほうもまん延防止の関係で延長というようなお話も出ていますので、そういったところで若干スケジュール的にちょっと厳しいところはあるのかなとは思っているんですけども、できれば3月中に開催したいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 当然、コロナの問題があります。地元説明会をするときは、口頭だけの説明ではなく十分な資料を用意していただいて、それを基に地元町民に説明会を開いてほし

いと望みます。

次に、エコ小野上処分場の寿命を延ばす対策は検討しているのか伺います。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） エコ小野上処分場の寿命を延ばす対策の検討につきましては、施設の改修などによる埋立量の増加をする計画などはありません。

現時点では、おおむね予定どおりの埋立てで推移しておりまして、15年間で埋立てが終了する見込みとなっております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） では、寿命を延ばす対策というのは特にしていないということによろしいわけですね。

本来、全てのごみをリサイクルして再資源化する技術を実現するのは大変困難なわけですね。これからも私たちは最終処分場と付き合い、できるだけ最終処分場の寿命を延ばせるよう意識していかなければならないと考えます。

次に、（2）最終処分場候補地に向けた町の具体的な取組について伺います。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 最終処分場候補地の選定作業につきましては、当初の予定より遅れが生じているため、予定しておりました今年度中での広域組合への報告は行えない状況にあります。

今後の予定につきましては、地元説明会の開催や候補地ごとの評価を進めていきたいと考えております。

また、要望等がありましたら、地元自治会や各種団体等での最終処分場の施設の視察なども行いたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 最終処分場建設による環境への影響、有害物質による健康への影響や農作物への被害、河川の汚染や生態系への影響など、いかに最終処分場のシステムが向上してきたとはいえ、簡単には解決できる問題だとは言えません。今後も、広域組合と十分な協議をして、地元住民に納得できる方向性を見いだしていただきたいと考えます。

2番、林道栗籠井堤線の延伸、町道建設について。

（1）令和3年度渋川土木事務所等関係機関との進捗状況について伺います。

議長（岩崎信幸君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 令和3年度の渋川土木事務所等関係機関との進捗状況ということでございます。

林道栗籠井堤線の延伸に関して、渋川土木事務所等関係機関との進捗状況は、渋川土木事務所との意見交換等について例年5月頃実施しておりますが、また今年の1月にも実施しており、私も参加させていただきました。県事業における吉岡町に関連する主要事業の概要説明を受けながら、様々な意見交換及び情報共有を図っております。

そのほか、関係機関との状況につきましては、産業観光課長より答弁をさせます。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 私からは、渋川森林事務所との状況についてお答えをさせていただきます。

昨年の8月に、林地開発事業の進捗状況について確認をした経緯がございます。そのときの話では、土砂の搬入につきましてはほぼ終了したということで回答のほうをいただいているという状況でございます。

また、先月の2月、再度、同じ林地開発事業の進捗状況をお伺いしたところでございます。そのときのお話では、開発行為の期間が今年5月23日までとなっております、今現在、まだ完了とはなっていないとお話ございました。

なお、事業完了の際には、群馬県より完了した旨の通知をいただける、お話がいただけるという回答をいただいている状況でございます。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 町道建設に向けた取組状況について伺います。

現地の山林について、今お話があったように土砂の搬入は終えておりますが、令和4年5月23日まで工事がかかるという話ですね。現地の山林について、残土処理を目的とした林地開発事業の地権者との協議は行ったのか伺います。

議長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 林地開発事業の地権者と協議を行ったかのご質問でございますが、地権者の代理人とは、林地開発事業や盛土造成事業などについて情報共有、また意見交換を行っております。

なお、町道建設に関しましては、具体的な計画が進んでいないため、今年度は地権者の

代理人との協議は行っておりません。以上です。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 令和3年3月議会では、町長の答弁は、建設は諦めていない、例えば、町道ではなく作業道としての整備をするなど関連機関を含めた、また地権者とも相談しながら今後も検討していきたいという答えがあるわけです。これ1年経過したわけですよね。この1年間、町はどのような取組をしてきたのか伺います。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） この1年間の取組とのご質問でございますけれども、先ほど申し上げましたけれども、林地開発事業の進捗状況にして確認をしていたところでございますけれども、開発の事業の完了が早まるというような状況もございませんでした。そのようなことから、現地の状況を確認することができないというような状況もありまして、今後のことについて関係機関との具体的な協議ができなかったという状況でございます。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 滝の沢川の渡河方式について、解決策があるのか。この問題が解決していないのに作業道として整備が可能なのか伺います。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 滝の沢川の渡河方式につきましては、洗い越しによる方式は河川占用許可の見込みがないということでございます。そうなりますと、ほかの方法を考えなければならぬということになります。ただし、解決策があるのかというご質問でございますけれども、解決策とはやはり実現の見込みがあるものと捉えて具体的な方法であるといえますと、今の段階でお答えできる具体的な方法、解決策というものがない状況でございます。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） では、改めて伺います。林道栗籠井堤線の終点はどこの場所になるか伺います。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 林道栗籠井堤線につきましては、平成30年から3年間をかけまして

総延長673メートルを開設しております。その終点につきましては、上野田1148番地1付近、滝の沢川右岸側の車回し、車両の方向転換ができる場所をもって終点となっております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 以前のお答えは、たしか滝の沢川を渡ったところと聞いているんですが、それで間違いないんですか。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 当初の計画では、滝の沢川を渡河した滝の沢川の左岸側ですか、こちらを終点という計画であったことは間違いないと思っております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 当初の計画は滝の沢を渡ったところだと、これいつ変更になったんですか。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 先ほど申しあげましたとおり、渡河方法につきまして、当初の計画では洗い越しというもの計画されていたわけなんですけれども、その洗い越しの見込み、占用許可の見込みがないということになりますと、その渡河した先が終点であるということは、現段階ではちょっと言えない状況なのではないかと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 現段階で言えないというのはちょっと理解できないんですけれども、もともとは渡ったところまで設計上線引きされていたと思うんです。それが林道栗籠井堤線の終点で、渡河した先から県道前橋伊香保線までが町道という設計だと思います。

だから、私が疑問でならないのは、滝の沢川を渡ったところが林道の終点だと私はずっと思っていました。ところが、今の説明だと、ちょっとはっきりしない説明です。もうちょっと分かりやすく説明していただけますか。いつ、どのようなことで渡河の手前で林道が終わったのか、またはいまだに渡河したところが終点なのか、その辺をはっきりさせてもらいたいです。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 洗い越しという前提の下に滝の沢川左岸側が林道の終点であるという

ことは、これはもう計画上はそのとおりであるとは考えておりますけれども、現在、工事をした林道の終点については、あくまでその工事の手が入ったところが終点であるということでお話をさせていただいたところでございます。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 今の説明だと、工事が終わったところが終点だというような解釈でよろしいんですか。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 先ほどありましたとおり、渡河の方法が決まらないところで渡河した先が終点であるというお話は、やはり今現在はできないと考えます。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） ちょっと納得いかないけれども、次に進めます。

町道建設、もしくは作業道建設、この要は何と云って滝の沢川の渡河ですよ。この先、町はここをどのように考えているのか伺います。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 今後の取組といたしましては、まずは、林地開発事業がやはり完了となりました場合に、現地の立入りについて先ほどの地権者様のお許しをいただいて、周辺の状況を確認する予定でございます。

その後についてですけれども、林地開発事業完了の状況を確認した後ですが、その場合には渋川土木事務所や渋川森林事務所等との協議を行いながら、先ほどお答えさせていただいた実現可能な具体的な解決策を検討していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 具体的な解決策を見いだしてもらいたいわけですが、ここで少し疑問を感じるのは、町道の担当が建設課、林道担当が産業観光課です。お互い、町民は一本化の道を望んでいる中で、産業観光課と建設課と分かれているわけですよ。この1年間、両方の課の情報交換は何回行ったんですか。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 何回という回数についてちょっとお答えできる状況ではございません



けれども、ご存じかと思えますけれども、課も隣同士ということになっております。その辺は、これからも、またこの先も連携を十分にしていきたいとは考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 言ってみれば、この1年間、具体的な取組はしてこなかったというわけでよろしいですか。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 先ほどのとおり、具体的な実現可能なものについて検討はできなかったということでございます。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 町長に伺います。

この1年間、具体的な取組をしてきませんでした。その要因は、期日目標がないからだと思うんです。検討を進める上で、期日目標を設定しなければならないと考えますが、町長、いかがですか。

議長（岩崎信幸君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 先ほど所管の産業観光課長から話がありましたように、周辺の状況等を確認ができないと次に進めませんので、その事業の完了をもって渋川土木事務所あるいは林業事務所等との協議を進めていきたいと思っております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 私は、期日目標を設定してくださいというお話をしているんです。期日目標の設定はできないのか、できるのか、お答えください。

議長（岩崎信幸君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） ですから、現在進んでいる開発事業の終了目標等も日にちはありますけれども、それが確認できないうちは進めませんので、その確認をとということでご理解いただきたいと思えます。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） この林道には何度も言うように既に8,000万円の税金が投入されてい

るんです。投入した税金が無駄にならないよう、今後も関係各所と継続協議を望むわけ  
です。そして、地元町民を早く安心させてください。

次、3番、災害時応援協定について。

大規模災害発生に備え、迅速かつ広域的な災害対策を実施できる体制を構築するため、  
他の地方団体や民間団体などと災害時応援協定や覚書を締結する必要があります。

吉岡町では、企業との連携協定を4社と締結していますが、災害時における連携事項が  
含まれているのは、日本郵便株式会社と群馬ヤクルト販売の2社だけです。このことは町  
のホームページに掲載されています。

(1) 災害時応援協定を締結している市町村について伺います。

議 長(岩崎信幸君) 柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町 長(柴崎徳一郎君) 災害時応援協定についてご質問いただきました。

吉岡町では現在、市町村間における災害時応援協定は、平成9年3月28日に前橋市と  
災害時における相互応援に関する協定書を締結いたしております。

吉岡町における市町村間の消防に関する協定は、消防団相互の応援協定を隣接する前橋  
市、渋川市、榛東村と締結しております。

議 長(岩崎信幸君) 廣嶋議員。

[4番 廣嶋 隆君発言]

4 番(廣嶋 隆君) 自然災害で災害地の自治体に応援職員を派遣した実績はあるのか伺います。

議 長(岩崎信幸君) 高田総務課長。

[総務課長 高田栄二君発言]

総務課長(高田栄二君) 被災地への応援職員の派遣実績につきましては、2011年3月11日に  
発生いたしました東日本大震災の際に、群馬県の派遣計画に基づきまして、県及び市長会、  
町村会の共同で実施した人的派遣に当町職員も参加した実績がございます。

概要といたしましては、2011年4月から8月にかけて8日また9日間の任期で1名  
ずつ、合計3名の職員を宮城県女川町に派遣いたしました。

議 長(岩崎信幸君) 廣嶋議員。

[4番 廣嶋 隆君発言]

4 番(廣嶋 隆君) 被災地に応援物資などを届けた実績はあるのか伺います。

議 長(岩崎信幸君) 高田総務課長。

[総務課長 高田栄二君発言]

総務課長(高田栄二君) 被災地への応援物資の記録にある事例についてご説明いたします。

まず、東日本大震災時ですが、友好都市協定締結に向けて協議をしていた北海道の大樹

町からの要請を受けまして、3月16日に大樹町の交流先である福島県の相馬市に食料を緊急搬送いたしました。

また、自治会連合会を通じて被災者支援依頼物資を募り、段ボール箱で400箱以上集まったものを仕分けして送付したとのことです。

次に、平成28年8月31日の台風10号の発生時ですが、この台風が北海道の大樹町を直撃いたしまして、町内の8割の世帯に水を供給している送水管が損壊いたしまして、給水袋を送付いたしました。

そして、最近では、令和元年台風19号のときは大樹町からの要請を受けまして、相馬市に10月12日に保存していた飲料水を届けました。

物資支援については以上です。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 今後、町や自治体と災害時の応援協定を結ぶ考えがあるのか伺います。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） ほかの自治体との災害時応援協定の締結につきましては、今後もほかの自治体との幅広い交流の一環として、新たな締結先を模索していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 次に、2番、物資供給や輸送、応援復旧等に関わる企業との協定締結先について伺います。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 民間企業や団体との協定につきましては、まず物資の供給に関しましては、株式会社カインズほか10の事業者、団体と締結しております。

また、緊急時の施設利用に関しましては、吉岡町社会福祉法人吉岡会ほか3つの事業者と締結をしております。

さらに、令和4年1月14日には、町内に本社や事業所を置く21の事業者と災害復旧や一般廃棄物の収集運搬、し尿処理運搬等に関する締結を協定したところでございます。

このほかにも、幾つか事業者と提携を締結しております。

現在、町のホームページに包括連携協定を締結する事業者についても掲載しているところでございますが、今後につきましては、災害協定の締結先についても別途掲載を進めていきたいと考えております。

また、あわせて新たな民間企業、団体との災害協定の締結についても積極的に進めたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 最後、押印廃止の取組について。

令和3年度の具体的な押印廃止の取組について伺います。

議長（岩崎信幸君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 一連の押印見直し作業は、新型コロナウイルス感染症への対応が求められる中、国や地方公共団体において、住民等の負担軽減、利便性の向上を図り、行政手続のオンライン化を促進するために進められており、本町におきましても、昨年度より全庁を挙げて取り組んできているところでございます。

具体的な取組内容につきましては、企画財政課長に説明をさせます。

議長（岩崎信幸君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） 押印見直しの調査となります。昨年度から、押印見直しに係る実態調査を行っております。

それで、今年度末までなんですけれども、押印して申請書などを提出する様式につきまして、およそ1,100あることが分かりました。そのうちの予定数も含めて約830件、率にして75%程度を年度末までに押印見直しの手続を進めたいと考えております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） このような一つ一つのサービスが暮らしやすいまち、住み続けたいまちにつながると思います。

以上をもって、廣嶋の一般質問を終了いたします。

議長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、4番廣嶋 隆議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を午後1時といたします。

午前11時51分休憩

---

午後 1時00分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

---

議長（岩崎信幸君） 2番富岡栄一議員を指名します。富岡議員。

〔2番 富岡栄一君登壇〕

2番（富岡栄一君） それでは、議長への通告に基づき、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、高齢者ニーズ調査についてお伺いします。

昨年令和3年度、コロナ禍における高齢者ニーズ調査を郵送にて発送し、各地域の民生委員児童委員を通して回収したとあります。調査対象者は65歳以上の独り暮らし高齢者世帯及び75歳以上の高齢者世帯でありました。

近年の調査対象の件数の推移を見ますと、平成30年度は65歳以上の独り暮らし世帯は772件で、令和3年度は799件、プラス27件です。75歳以上の高齢者世帯数は平成30年度で272件、令和3年度では268件でマイナス4件でした。

国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口によると、本町の将来人口は2040年をピークに増加傾向で推移し、人口割を見ますと、2040年には65歳以上が30%を超えると予想されております。推計数字で見ますと、約2万3,800人の人口で65歳以上の高齢者が約7,200人と予想されております。

今後も少子高齢化が進んでいくと予想されるとあります。今回の調査件数総数は1,067件になります。民生委員児童委員が34名で計算しますと、1人当たりが31件強になるということになります。民生委員児童委員が担当する件数が多いところ、少ないところ、差があるかとは思いますが、町内地域でも、高齢化が進む地域には民生委員児童委員の負担が多くなるので、負担軽減のため民生委員児童委員の人数を増やさなくても大丈夫なのかお伺いいたします。

議長（岩崎信幸君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 富岡議員から令和3年10月に実施したコロナ禍における高齢者ニーズ調査に関連してのご質問をいただきました。

このアンケートは、民生委員児童委員協議会の協力により、長引くコロナの自粛生活によって高齢者の生活や体調に起こった変化、または不安や心配事についての実態を調査し、日常生活においてどのような支援が必要か、高齢者の現状を把握するために実施したものであります。

このアンケート結果から、高齢者の多くが長引くコロナ禍の生活によって健康面の不安を抱えており、このまま体が不自由になったとき、自分自身の身の回りのこと、例えば、家事全般や日常的な外出、あるいは急な病気や災害時などの対処に不安を感じていることが分かりました。これは介護保険サービスや既存の福祉サービスだけでは解消できない問題と認識しております。

以上のことから、本町では、高齢者への直接的な支援だけでなく、高齢者を取り巻く生活環境全体に視点を広げ、全ての高齢者が何らかの支援が必要となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができる環境を町全体でつくり上げていくことが必要と考えました。

コロナ禍になってから初めての生活調査でしたが、今後、町の高齢者施策を考えていく上で非常に貴重な意見を伺うことができたと思います。

今回の調査のように、地域や住民のニーズを酌み取り行政への橋渡しを行う民生委員児童委員の活動は、この取組において非常に重要な役割を占めております。

コロナの感染拡大によって、思うように民生委員としての活動ができていない状況ではありますが、コロナが収束した後の活動の再開に対する支援と委員の負担軽減はセットで考えなければならないと思います。

ご質問いただきました高齢者の世帯数に応じた民生委員児童委員の増員については、介護福祉課長に答弁をさせます。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 民生委員の訪問調査において、高齢者の場合は、主として65歳以上の独り暮らし高齢者及び75歳以上の高齢者のみの世帯を対象としております。

また、見守りが必要な高齢者に対しては、定期的な訪問や目視による生活状況の確認、さらにコロナ禍においては電話での安否確認を行っていただいているところであります。

民生委員児童委員の定数については、こういった調査及び相談活動の件数等を考慮して、3年に1度の一斉改選の際に逐次見直しの検討を行っております。

検討した結果、増員には至らないケースもありますが、定数を増やす以外にも、同じ地区で担当の組替えを行って委員同士で件数を分け合い、助け合ったりするなどの対応を行っております。

また、協議会の中で会長職や主任児童委員の役職に就くことによって、本来の訪問以外の業務が多忙になることが見込まれる方についても同様の配慮を行っております。

今後も訪問数や相談件数を注視しながら、民生委員児童委員が過重な負担なく活動を行っていただけるよう、町として支援を行っていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） 次に、昨年からは民生委員児童委員のコマーシャルがテレビや新聞などで紹介され、相談件数も多く寄せられているのではないかと思います。どのくらい増えたのかお伺いいたします。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 民生委員に対する相談件数についてですが、こちらは県に報告する様式があります。こちらの様式上、相談と支援の件数を合わせて集計した数字となっておりますので、あらかじめご承知おきください。

その報告書によりますと、令和元年度は279件、令和2年度は321件、令和3年度は、12月末時点までの集計になりますが、302件となっております。コマーシャルの効果が出ているかどうかはちょっと不明なんですけど、相談件数については年々増加傾向となっております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） 民生委員児童委員の関連で、先月15日に群馬県による調査で、ひきこもりの当事者や家族の支援に向け初めて行った実態調査を民生委員児童委員の協力の下に結果を公表したとあります。吉岡町はどのような結果だったのかお伺いします。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） この調査につきましては、ひきこもり支援に関する全国の実態を調査するために、令和3年4月に厚生労働省から調査依頼に基づいて県が実施したものであります。民生委員宛てに県の調査票を配付しまして、その担当地区で把握しているひきこもりの実態についての調査という形で行われました。

今回、民生委員からの回答を集計した結果、吉岡町のひきこもりの人数は6人でした。性別は男性が5名、女性が1名です。年代別では、20代が3名、40代が1名、50代が1名、年齢不明が1名です。

ほかに、自分の担当地域にひきこもりの方がいるかどうか分からないと回答した方も21名いらっしゃいました。

ですので、この数字はあくまでも民生委員の方々が現在自分の担当地域で把握している人数ということをご理解いただきたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） 多分、民生委員さんも引き籠もっている方が近所というか自分の地域にどのくらいいるといっても、いきなり言われても確認は全部が全部取れなかったんだとは思っています。

次に、調査結果のほうをお伺いします。

調査結果で、配付枚数1,067件で、未回収、回収できなかったというのがひとり暮らしと高齢者世帯275件ありました。回収できない理由としまして同居、入院、転居、不在、拒否までは分かるんですけども、その他が17件ありました。その他の17件というのは何か教えていただきたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） ご質問の高齢者ニーズ調査における調査件数1,067件のうち、回収できなかったもの、未回収の275件につきまして、理由が調査報告書には書いてあるんですが、その中にその他というものが17件ございました。

その他の理由についてなんですけれども、個々に理由を申し上げますと、住所地に居住実態がなかった方、また施設等に入所されていて会えなかった方、あるいはアンケート自体を紛失してしまった方、また現状は特に変わりが無い、あるいは自分はこの調査には該当しないということで民生委員に特に回答することはありませんということで直接返答された方などが含まれています。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） 次の設問に入ります。

設問の1の2でコロナワクチンの接種状況で、1回だけが2件、未接種の方が53件中、接種会場まで行けないのが3件、予約の取り方が分からない4件とありました。この人たちの対応はどうなっているのかをお伺いします。

議長（岩崎信幸君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 介護福祉課のほうからデータ7名分をいただきまして、うちのほうもその7名、一応アクションというか動きまして、そのうち1件に関しては接種につながりました。1件に関しては接種の意思なしで、残りの5人なんですけど、こちらは電話連絡等が取れなかったものですから通知を発出したのと、あと包括支援センターのほうで訪問予定があるということでありましたので、訪問時にその旨伝えてくださいということでお願いしました。結果的には、受けたのは7名のうち1名ということになります。以上です。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） 次は、設問2で自粛生活を続ける上で不安に感じることに對し、相談相手や頼れる人がいないというのが25件ありました。対応はできているのかお伺いします。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。



[介護福祉課長 永井勇一郎君発言]

**介護福祉課長（永井勇一郎君）** 高齢者アンケートの結果によりまして、長期化する自粛生活の影響によって高齢者の間で不安、心配事等が増加しまして、様々な行政サービスについての関心が高まっているということがよく分かりました。

町では、このアンケートに先駆けまして、昨年10月にこのアンケートと一緒に高齢者支援ファイルというものを作成したものをお配りしております。

こちらの高齢者支援ファイルなんですけれども、こちら65歳以上の独り暮らしの高齢者と75歳以上の高齢者のみの世帯に対して、アンケートと一緒に郵送で配付させていただきました。

この支援ファイルは、高齢者に対する様々な支援事業以外にも困り事の相談先、地域ごとの交流の場、年金・医療制度などについても詳しくまとめた冊子となっております。こちらは町のホームページからもダウンロードできるほか、役場と社会福祉協議会の窓口でも随時配布しております。

今後は、困ったときにはこのファイルを活用していただくとともに、地域での見守りや相談相手となる民生委員さんの訪問なども感染状況を見ながら徐々に再開していきたいと考えております。

**議長（岩崎信幸君）** 富岡議員。

[2番 富岡栄一君発言]

**2番（富岡栄一君）** 次は、設問4で、自粛生活実施中の拡大や継続を希望する支援・サービスに対し、配食サービスが81件、外出や通院などの送迎が100件、タクシー運賃等の助成が98件、見守りや声かけなど安否確認が86件ありました。この人たちの対応はどうなっているのかお伺いします。

**議長（岩崎信幸君）** 永井介護福祉課長。

[介護福祉課長 永井勇一郎君発言]

**介護福祉課長（永井勇一郎君）** 配食サービスというのは、栄養のバランスを考えた食事を高齢者に配達するサービスとなっております。移送サービスは、外出や通院などの送迎を行うサービスで、どちらも日常生活でご家族などの協力が得られない独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯にとってなくてはならないサービスとなっております。

今回のアンケート結果とオミクロン株による全国の感染拡大を受けまして、令和2年度から実施しています配食サービス、移送サービスの利用者負担を町が全額助成する事業を令和4年度も継続すべく、新年度予算のほうに計上させていただきました。

見守りや声かけなどの安否確認についても、配食サービスは配達時の安否確認も兼ねておりますので、異変があればすぐにご家族に連絡することができます。また、独り暮らし

で持病や障害等により常時見守りが必要な方につきましては、緊急通報システムの設置も  
行っておりますので、今後も事業の利用の周知に努めたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） 今、配食サービスと送迎サービスが令和4年度も、移送サービスも無料に  
するというので、ありがたいと思います。

そこで、今、高齢者の関係で、皆さんが多分年金生活をされている方の主な所得は年金  
かと思えます。ちょっと年金のほうを調べさせていただきました。令和4年度の年金は、  
名目手取り賃金変動率が0.4%下がるということで、年金が0.4%下がります。老齢  
基礎年金だけの方の金額を見ますと、令和3年度は78万9,000円。令和4年度にな  
りますと77万7,800円で3,100円、年間で減額になります。

なおかつ、昭和16年4月1日、現在80歳を超える方がもし60歳になったときに年  
金を早くくださいと繰上げ請求した場合の金額を見ますと42%減で年間で45万1,1  
24円、月だと3万7,593円。この3万7,593円でもし独り生活していますと、  
配食サービスの300円、移送サービスの300円を少しは何とかならないかと質問しよ  
うと思いましたが、令和4年度もしてくれるということです。

16年4月2日以降の方が60歳から早く年金をもらった方、計算しますと年間で54  
万4,460円、月にすると4万5,000円。どうしても生活するのに早くお金が欲しい  
、長生きしないから早く年金欲しいと繰り上げてしまった場合は一生この金額がついて  
きます。

なおかつ、今現在、この3月の公共料金や原油高によりまして生活が非常に苦しいとい  
う中で、少しでも高齢者世帯に、一応臨時給付しましたけれども、住民税非課税世帯、高  
齢者にも支援してもらえるようお願いします。

次の質問に行きます。

設問5で、もしあなたの日常生活が不自由になったとき、近所や地域の方に何をしてほ  
しいですかという設問がありました。見守りや声かけなど安否確認が177件、話し相手  
52件あります。この対応はどのようにするのかお伺いします。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 先ほどの答弁と重複しますが、見守りや声かけなどの安否確認につ  
きましては、配食サービスによる安否確認と緊急通報システムの設置事業がございます。

また、特に見守りが必要な認知症高齢者の方に対しましては、GPS機器の貸出しや顔  
写真、身体的特徴、静脈情報を事前に登録しておくことによって、徘徊したときの捜索や

保護されたときの身元特定に役立てることを目的とした事前登録制度を実施しております。

しかしながら、これらの事業は全て行政主導の取組となっておりますので、今後はボランティアや地域が主体となった生活支援体制の整備も併せて進めていきたいと考えております。

福祉ネットワークによる友愛訪問やサロン活動などを見守りや声かけにも活用したり、傾聴ボランティアによる高齢者訪問なども今後実施に向けて関係各所と協議していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） 同じく設問5での質問で、不自由になっているごみ出しが138件、身の回りの手伝い、買物や家事など、役場や病院などの付添い、外出や通院などの送迎は先ほど聞きました。役場や病院などの付添いが55件あります。この対応はどのようにするのかお伺いします。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 仮に介護状態にならなかったとしても、何らかの手助けが必要になってしまった高齢者にとって、住み慣れた地域で安心して暮らすためにはご家族や地域の協力に行政のサービス、町のサービスをうまく組み合わせることが必要だと思います。

現在、まだ実現していない町のサービスの中で、今回のアンケートで最も要望が多かったごみ出しに関する支援については、令和4年度に新規事業として実施する予定です。

事業の内容としまして、ごみの集積場までごみ袋を持ち出すことが困難な高齢者や障害者の方を対象に、町が委託した業者が自宅を訪問してごみを回収するというものです。また、サービスの利用者で決められた収集日にごみが玄関先に出ていなかった場合には、声をかける安否確認も併せて行いたいと思います。

ほかには、買物や家事などの身の回りの手伝いという要望も多かったのですが、今回に関しては事業化を見送っております。その理由としまして、買物や家事といった自分でできることについてはなるべく自分で行ったほうが、高齢者のフレイルや認知症の予防につながるということが実態としてあるからです。

このように介護サービスの対象にはならない高齢者の方に対して家事援助等を実施するためには、日常生活において、その方の身体機能がどの程度発揮できるのかの見極めがとても重要になります。

よって、今後も行政サービスと高齢者の身体機能の向上とが両立できるような事業を引き続き検討していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） 同じく設問5で、災害時の手助けが206件もありました。町では、災害時の避難行動に不安を抱える方々を対象とした災害時避難行動要支援者名簿登録制度を行っているのとあります。名簿を関係機関と共有することにより避難行動支援に努めますとありますが、関係機関とは何か、行動支援の対応はどのようにするのかお伺いします。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 町では、災害時の避難に人的な援助が必要な方に対して、迅速かつ的確な情報伝達や避難支援体制の整備を図るべく、災害時避難行動要支援者名簿登録制度を実施しております。

登録の際には、必要な情報を関係機関と共有することについて本人からの同意を得た上で、毎年、自治会や民生委員児童委員の協力を得て名簿の更新作業を行っているところであります。

必要な情報を共有する関係機関とはどこを指すかというご質問ですが、具体的には、警察や消防などの防犯・防災を行う機関のほか、要支援者の避難を支援する自治会などの自主防災組織あるいは民生委員等を指しています。

また、避難行動支援の対応につきましては、吉岡町地域防災計画を踏まえ、平成28年11月に吉岡町災害時避難行動要支援者避難支援プランを策定しております。

これは要支援者の避難支援に関する事項を具体化したもので、主な内容としまして、避難支援の実施体制や要支援者への情報伝達、避難誘導の手段や経路、避難場所における対応等について必要な支援を行うというものを定めたものになります。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） 支援するのは分かりましたけれども、これは何か訓練とかそういうのはしないのでしょうか。お伺いします。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） こちらにつきましては、現在、行動支援につきまして、もっと個別な一人一人に合った個別計画の策定というのを予定しております。行動計画に基づいて避難行動、そういったものの避難訓練等はもちろん実施していく必要があると思うんですが、やはり行動計画というのは全体の内容について大きくまとめたものでありますので、今後は、高齢者あるいは障害者の方でそれぞれ一人一人に合った個別の支援プランというのを

防災担当課のほうと協議して進めていきたいと考えていますので、具体的な避難行動訓練といったものにつきましても、この個別行動計画と併せて防災課のほうと協議しながら進めていければいいかなと考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） 次の質問に入ります。

所有者不明の土地についてお伺いします。

所有者不明の土地の状況はということで、日本国内では九州の広さの土地が所有者不明になっていると民間研究所が2017年に発表し、公共事業が土地所有者探しで何か月も遅延し国土管理に支障を来すということにより、政府が2018年、所有者不明土地の活用促進や所有者の探索の迅速化などの対策を進めるため、所有者不明の土地問題解消に向けた民法や不動産登記法改正法が2021年4月に成立しました。

町でも、過去の開発で相続登記が遅れ、多くの相続人がいて開発が遅れた事業があったのではないかとはいえます。

町内では、所有者不明の土地があると令和3年第1回定例会で私の質問に対して回答ありました。件数及び一つ一つの地域及び面積、不動産の状況はどのようになっているのか、公共事業や民間開発に対して支障はないのか、また、ポケットパークとして利用できる土地はないのかお伺いします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 所有者不明の土地は、相続が生じてても登記がされないことなどを原因として発生し、管理の放置による環境悪化を招くほか、災害の復旧・復興事業の実施や民間の土地取引の際に所有者の探索に多大な時間と費用を要するなど、国民経済にも著しい損失を生じさせており、人口減少・超高齢社会、相続多発時代を迎えようとする中、社会全体の生産性を向上させるためにも、所有者不明土地等の問題の解決は喫緊の課題となっております。

なお、この件に関しましては、建設課長、また税務会計課長より答弁をさせます。

議長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 所有者不明土地の件数に関しましては、昨年、前橋地方法務局から情報提供がございました。不動産登記簿の表題部所有者欄の氏名または名称及び住所の全部または一部が正常に登記されていない表題部所有者不明土地について、町全体で土地の筆数が316筆ございました。内訳としまして、明治地区で123筆、駒寄地区で193筆でござ

ございます。なお、地番、面積や地目等についての情報提供はございませんでした。

議員ご質問の公共事業における所有者不明土地に関わる支障は近年ではございません。しかし、課題としまして、地籍調査事業に関わる土地の境界立会いにおける立会人の選任方法や、過去に道路整備事業を優先した結果、発生してしまった未登記道路の問題などがございます。

なお、民間開発における支障については町では把握しておりませんが、相続人調査に相当な時間を要し所有権移転ができないこともあるため、開発計画が頓挫することが推察されます。

続いて、所有者不明土地のポケット公園への利用に関しましては、その土地の立地条件や地元自治会等の意見を総合的に考慮して検討する必要があると認識しております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） 今聞いてたまげました。316筆あるということです。主にどのような状態の土地というか、分かっている範囲というか、ありましたらお願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 想定でございますが、今までの地籍調査事業や建設課の業務において、所有者不明土地が多いケースとしまして、墓地、いわゆるお墓と、あと河川の中または河川沿いに多く存在していることを確認しております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） 今の答弁ですと全部分からないですけれども、墓地や河川敷、とてもポケット公園になりそうな土地がちょっとまだ見つからないというか、何件分かっているのか分かりませんが、この316件をこのまま分からないままほっておくのかそれとも、一日も早く解決するようにできるのか、というかするのかお伺いします。

議長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 法務局では、所有者不明土地問題への対策の一環として、令和元年度より、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律に基づき、表題部所有者となる者を探索し、職権で登記記録に記録する作業に着手したところでございます。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） また、相続人は分かっているが、人数が多く納税義務者が決まっていない、

要するに、もう相続で誰かがまだ確定していない固定資産税の納付が遅れている不動産と  
いうのがあるのか、また件数及び金額面積はどのようになっているのかお伺いします。

議 長（岩崎信幸君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） 相続人が分かっているが、人数が多く納税義務者が決まっていなくて  
固定資産税の納付が遅れている不動産があるか、件数及び金額、面積はどのようになっ  
ているかのご質問についてでございますが、そのような不動産についてはございません。相  
続人が分かっている場合で、納付される方が決まっていない場合においては、全ての相続  
人が連帯納税義務者となりますので、対象者全員に納付書が届くこととなりますので、納  
付が遅れているといったことはございません。以上です。

議 長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2 番（富岡栄一君） それでは、所有者不明の土地について特措法改正案はということで質問し  
ます。

本年2月4日に、土地の対策を強化する特別措置法改正案が閣議決定されたとありまし  
た。どのように改正になったのかお伺いします。

議 長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 所有者不明土地の円滑化に関する特別措置法の一部を改正する法律案の概  
要につきまして、3点ご説明いたします。

1点目は、利用の円滑化の促進で、地域福利増進事業の対象事業の拡充でございます。

現行制度の公園や公民館に加えて、備蓄倉庫等の災害関連施設や再生可能エネルギー発  
電施設の整備に関する事業が追加されたことや、土地の使用権の上限が現行の10年から  
20年に延長されたことなどでございます。

2点目は、災害等の発生防止に向けた管理の適正化でございます。

引き続き、管理が実施されないと見込まれる所有者不明土地について、災害等の発生を  
防止するため、市町村長による勧告・命令・代執行制度が創設されます。また、所有者検  
索に必要な公的情報の利用を可能とする措置が導入されます。

3点目は、所有者不明土地対策の推進体制の強化でございます。

市町村は、所有者不明土地対策計画の作成や所有者不明土地対策協議会の設置が可能と  
なることなどでございます。以上です。

議 長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2 番（富岡栄一君） 次の質問に入ります。

公園についてでございます。

最初に、公園整備についてお伺いします。

令和4年度に、上野田ふれあい公園の遊具設置工事が予定され、ワークショップが開催されます。長く住民の皆様にも愛される遊具が設置され、素晴らしい公園になることと思います。

そこで、今、東京オリンピックや北京オリンピックなどでスケートボードやスノーボード競技で日本選手が活躍いたしました。ボードがはやる中、競技場はともかく整地された場所が必要かと思えます。

城山みはらし公園では、下り坂でキックボードやブレーキやペダルのついていないキッズストライダーなどで遊んでいる子供たちがいます。下から散歩で上がっていると、上から子供がきやあきやあ言いながら下りてきます。下り坂なので非常に危険だと思います。また、平らの箇所が砂地なので周辺道路や駐車場でボードや自転車の練習をしている子供たちがいます。交通事故が起きないように、安全に遊べるよう砂地をコンクリート舗装にされた広場にできないのかお伺いします。

議長（岩崎信幸君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 公園整備に関連して、議員ご指摘の城山みはらし公園の砂地の広場について、東側と西側にある自由広場を舗装できないかのご質問をいただきました。

この広場の仕様は、石灰岩ダスト舗装と呼ばれる材料で施工されております。

現在の仕様になった経緯やコンクリート製の舗装にすることに伴う課題について、建設課長から答弁をさせます。

議長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 公園整備計画の設計業務において、この自由広場の方針に関しては、レクリエーション広場として、また軽スポーツの利用が可能な広場としており、芝生ではなく土系の舗装と整理されております。

土系の舗装も3案の比較検討をされており、排水性と特に経済性に優れている石灰岩ダスト舗装に決定しており、小さな子供が遊ぶ広場に多く利用がされております。

コンクリート製の舗装にできないかのご質問でございますが、課題としまして、コンクリート製の舗装ですと騒音の問題が生じる可能性が高いと考えられます。また、自由広場でございますので、スケートボードと他の利用者との安全性の確保が難しいのではないかと考えられます。現段階では、石灰岩ダスト舗装が最も適しているものと認識をしてお



ります。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） 次に、南下古墳公園について質問させていただきます。

南下古墳公園は、町内数多くある文化財管理下の中にある1つの公園です。あまり人が訪れていないような気がします。古墳公園周辺の雑木林で、昨年度、倒木により車両4台を傷つける事故も起きました。町では、緑地運動公園「八幡山公園」多目的野外運動場の拡張には、周辺一帯を含む公園と位置づけ、検討する必要がありますとのこと。

そこで、昨年倒木した雑木林、木は切られていましたけれども、雑木林を整備する傍ら、遊具として傾斜地を利用した滑り台、ちなみに、この辺ですと三ツ寺公園と観音山ファミリーパークに行くと傾斜地に滑り台があります、滑り台とブランコを設置できないか。

また、駐車場が舗装されております。先ほどの城山みはらし公園は舗装ができないということで、あまり利用されていない駐車場の一部を駐車場として、また残りをボードや自転車の遊び場として使えないかお伺いします。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 町では、現在、八幡山グラウンドの基本計画で見直しを予定しておりますが、ここでは八幡山グラウンドだけではなくて公園としての検討も併せて行うことになるかと考えております。

その際には、既に町有地となっております、議員おっしゃる八幡山グラウンドの南側にある駐車場の東側の雑木林になっている土地の活用等についても、総合的に検討していくことになるかと考えています。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） その開発と、もう一つ、今、駐車場は利用できないかとの質問をお願いします。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 駐車場を遊び場としてということの質問なんですが、吉岡町の南下古墳公園の使用状況としましては、そちらのほうを駐車場として付近の公園を、古墳を見ていただくというような位置づけで考えておりますので、そちらのほうについては、現在は考えるつもりはありません。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2 番(富岡栄一君) 次に、柴崎町長にお伺いします。

柴崎町長は、町の議会議員当時、野球専用グラウンドを造れないかと定例議会で一般質問をしていました。柴崎町長就任により、野球専用グラウンドがすぐにでもできるのではないかと考えていたのですが、いまだ何の話も出ておりません。

町内野球人口は、私が柴崎町長に言うことでもないんですけれども、スポーツ少年団、野球団の9歳ぐらいの子供たちから、吉岡IQ古希、80歳ぐらいまでの人たちが野球をしております。幅広い年齢層で大勢の方が町内スポーツとして野球をしています。

ちなみに、吉岡クラブ還暦が、本年9月、兵庫県で行われる第22回全日本選抜還暦軟式野球大会に推薦されるとのことです。昨年度の実績で推薦されるということです。町長も熟年のときには、岡山県倉敷で行われているシニアの甲子園、全日本シニア軟式野球選手権大会に出場していたと思います。

そこで、野球専用グラウンドの建設予定はどのようになっているのかお伺いします。

議長(岩崎信幸君) 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長(小林康弘君) 現在、吉岡町では、町民グラウンド、そして、八幡山公園の多目的グラウンド、河川敷グラウンドの3か所が野球競技が可能なグラウンドとなっております。町民グラウンドは主に野球、八幡山グラウンドはご存じのとおりサッカーや野球などの競技もできる多目的グラウンドであり、河川敷グラウンドは野球とサッカーができる施設として運用されております。

野球専用グラウンドといいますと、渋川市の有馬野球場とか大野グラウンドのような野球場をイメージされる方もいらっしゃると思いますが、吉岡町としては、野球競技が可能な町民グラウンドなどの施設の維持管理を図りながら、利用される方々の利便性の向上等を図っていければと考えております。

なお、町では現在、先ほどちょっと話をさせていただきましたが、異なる競技の同時利用ができない多目的スポーツ施設として計画されておりました八幡山グラウンドの見直しに向けた取組を進めているところでありまして、野球専用グラウンドに関する話題も、そのような場でも出てくるのではないかと考えております。

議長(岩崎信幸君) 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2 番(富岡栄一君) それでは、最後の質問に入ります。

防犯カメラについて。

設置に対して補助金をということでございます。

先月、まだ幾日もたっておりません。町内の神社でさい銭泥棒が起きました。この神社では時々起きていたとのこと。その周辺の神社でも同じ足跡があったと警察のほうの方が言って、たまたまほかの神社ではさい銭は取られなかったというか、さい銭箱がよかったというんじゃないですけれども、取られなかったということだそうです。

町も防犯カメラを通学路優先で年間4台設置していますが、予算の関係で数多く設置することには時間がかかります。

そこで、公共の場、みはらし公園もそうですけれども、公園とかはついておりますけれども、神社仏閣、うちの地区も昔、公会堂は、木戸集落センターなんですけれども、泥棒にガラスを割られて入られて被害に遭ったということもあります。人が集まるところ、できれば町が全額出してくれればいいんですけれども、各自治会の要望で、せめて半額とか出していただいて、防犯カメラの普及に対し補助金を出してもらえないかと。

先ほど、本日最初の富岡大志議員の話だと、ごみ箱の設置、県から借りるというのもあります。ごみの集積場、ごみ問題、もう非常に今問題になっております、町の安全・安心の見守りと犯罪防止、抑止のため、防犯カメラを1台分でも多く設置できないかお伺いします。

議長（岩崎信幸君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 防犯カメラ設置に対する補助金について質問いただきました。

昨年の第4回定例会では、小林議員から、自治会への防犯カメラ補助等についてご質問をいただき、その設置に対する補助制度を設けていない旨、答弁させていただきました。

今回、ご質問の議員のおっしゃる公共の人々が集まる場所を優先でとのことですが、犯罪の抑止に有効な防犯カメラの設置が進む一方で、自分の姿が知らないうちに撮影され、目的外に利用されることへの不安を感じる方がいらっしゃることも事実であります。

そして、群馬県においても、防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインを定め、その基本的な考え方で「犯罪の予防への防犯カメラの有用性と県民等のプライバシーの保護との調和を旨に運用するものとする」としております。

さらに、国の個人情報保護委員会が策定しております個人情報の保護に関するガイドライン等では、防犯カメラの設置者に対して、個人情報保護法の規定が及ぶこと等が述べられていることから、その設置に対する援助を行うには、幅広く意見を募集するなど多くの人々の合意形成に基づくと考えられます。

町では、平成27年に吉岡町防犯カメラ設置及び利用に関する要綱を制定し、町民らを見守ることを主眼に、その設置及び運用と得られたデータの管理について規定しているところでございます。

犯罪の抑止効果と個人のプライバシー及び得られたデータの適正管理を十分担保できることを、比較考量の上、様々な方策を探っていくことが肝要であると考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） まだ時間残っていますけれども、以上で2番富岡の質問を終わります。

議長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、2番富岡栄一議員の一般質問が終わりました。

これをもちまして、本日の会議に予定されていた一般質問は終了しました。

明日は、通告のあった5人のうち、残り2人の通告者の一般質問を行います。

---

散 会

議長（岩崎信幸君） 本日はこれをもって散会といたします。お疲れさまでした。

午後1時51分散会

# 令和4年第1回吉岡町議会定例会会議録第4号

---

令和4年3月4日（金曜日）

---

## 議事日程 第4号

令和4年3月4日（金曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙質問表による No.4～No.5）

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（13人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
8番	村越 哲 夫 君	9番	坂田 一 広 君
10番	飯島 衛 君	11番	平形 薫 君
12番	山畑 祐 男 君	13番	小池 春 雄 君
14番	岩崎 信 幸 君		

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総 務 課 長	高田 栄 二 君
企画財政課長	高橋 淳 巳 君	住 民 課 長	中島 繁 君
健康子育て課長	米沢 弘 幸 君	介護福祉課長	永井 勇一郎 君
産業観光課長	岸 一 憲 君	建 設 課 長	大澤 正 弘 君
税務会計課長	中澤 礼 子 君	上下水道課長	笹沢 邦 男 君
教育委員会事務局長	小林 康 弘 君		

---

## 事務局職員出席者

事 務 局 長 福 島 良 一 主 事 岸 美 穂

## 開 議

午前9時30分開議

議長（岩崎信幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日は、昨日に引き続き一般質問を行います。

本日は通告のあった5人のうち、2人の通告者の一般質問を行います。

これよりお手元に配付してあります議事日程（第4号）により会議を進めます。

---

### 日程第1 一般質問

議長（岩崎信幸君） 日程第1、一般質問を行います。

13番小池春雄議員を指名します。小池議員。

〔13番 小池春雄君登壇〕

13番（小池春雄君） それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、第1点目でありますけれども、自治体SDGsの取組についてお伺いをするものであります。各地で進められておりますけれども、我が町の今後の取組ということで出しておきました。

日本各地で自治体SDGsの取組が行われております。その目標は、持続的に成長していける力を確保しつつ、人々が安心して生活できるようまちづくりをしていくことであります。持続可能なまちづくり、地域活性化に取り組む取組の推進など、様々な提案と支援が必要となっております。

平成30年6月には、地方公共団体によるSDGsの達成に向けての優れた取組を提案した29都市をSDGs未来都市として選定をしております。さらに、その中で特に優れている取組事業を自治体SDGsのモデル事業として選定し、この事業の展開を進めているというような報道もあります。いわゆる自治体SDGsと、今回の町の総合計画の中でも大変、6次総合計画の中でもうたわれておりますけれども、今後の町の将来を見据えたときには、10年後、20年後、30年後を見据えたときには、このSDGs、自治体SDGsというのは欠かせない取組だと思います。

そういう中で、これからの吉岡町として、この自治体SDGsについてどのような関わりを持ち、どのように対応、SDGsを取り組んでいくかということをもっとお尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） おはようございます。

一般質問2日目、小池議員より、自治体SDGsの取組ということで質問いただきました。お答えさせていただきます。

自治体によるSDGsへの取組は、地方における少子高齢化、地域の人口減少、また、それらによる地域経済の縮小などの課題に対し、自治体が持続的に成長していける力を確保しつつ、住民が安心して生活できるようなまちづくりを行うこととさせていただきます。

その持続可能なまちづくりは、住みやすい環境の推進、住民生活の質の向上、結果としてその土地に住む住民の満足度が高くなり、人口流出を防ぐことにもつながります。

また、自治体のみでは進められないものもあり、民間事業者や地域住民と手を取り合うなど、自治体を中心に様々な関係者を巻き込んでいくことで、課題解決に取り組むケースもさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、今、日本各地で自治体SDGsの概念が自治体の策定する各種分野別の計画に取り入れられるなど、その目標達成に向けた取組が行われております。国も、先ほどご紹介されたように、この取組を後押しすることで積極的に推進しているところでございます。

本町として策定を進めている吉岡町第6次総合計画において、17のゴールを施策にひもつけることでSDGsとの関係性を明確にしております。普遍的な目標であるSDGsへのゴールは自治体の目標と重なる部分も多く、課題解決への道筋を明確に把握でき、解決のための有効な手段を見つけることもできます。

今後は、吉岡町第6次総合計画にのっとり、施策の企画、立案、実行の各プロセスにおいて、SDGsの理念に十分配慮した施策運営に努めていくことこそが、町としての重要な取組であると考えております。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 今、答弁があったように、そういう方向で取り組んでいくんでしょうけれども、私は、今、国もその号令をかけて、恐らくその学校でもこのSDGsというのは今までなかったでしょうけれども、その教育も盛んにしていると思うし、また、将来、未来の話ですから、未来というのは今がしっかりとしないと未来には続きませんから、そういう中で恐らく学校でも教えていて、このことに一番敏感なのは、もしかしたら子供たちかもしれないですね。子供たちというのは将来のことを考えていますから。その将来に希望がなくなってくるだんだん途中の人と、それからその将来に向かって「これから私たちの時代だ」と言っている人ほど敏感なんだと思うんですね。けれども、その土壌をつくっていくというのは、やはり今、生活している私たちがその土壌をつくっていかなければなら



い。

そういう中で、それぞれの考えはありますけれども、先ほど私が言いましたように、その自治体SDGsという観点に立つと、先ほど言いました吉岡町の第6次総合計画の中でも、SDGsといたしますのはこれまでなく、また、そういう視点からの計画もつくってきたと思うんですね。そういう中で、吉岡町としても、私は特に、恐らくこれからは先ほど紹介したように国から選定をされてやっているところもあるし、様々なものが出てきています。そういう中で私は、全てやらなくちゃならないんですけれども、吉岡町として、日本の注目されるような、あそこの自治体はこういう部分はすごく進んでいるよというような、日本中の中で皆さんが羨望の目で見ると、大したものですねと言われるような取組を何か一つ考えてみればいいのかと思うんですね。

恐らくだから、先ほど言われたその二十幾つかの、30ぐらいの市町村というのが選定されていることというのは、その中でそのターゲットを絞ってこのことに力を入れますというのでやっているんですね。その中で別に応募したわけでもなし、漏れていたわけでもないんですけれども、そういう中で、町でもそういう考えを持っていいんじゃないですかね。このことだけはどこにも負けない、我が町はこのことを中心に据えてやっていくというものが一つ見えると、それぞれそのことがまた子供たちにも届いて、意識が強くなるというか、そういうために、今、何があるからこれをしろと言うんじゃないくて、17のゴール、123ターゲットがある中で、その中で一つでも二つでも、このことを中心にやっていきたいと、それともやるんですけれども、特にこのことには力を入れたいというのが何かあってもいいと思うんですけれども、その辺についての考えはいかがでしょう。

議長（岩崎信幸君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） 今、小池議員がおっしゃるとおり、ターゲットを絞ってというところも大変重要だと思われま。その中で、今回10年の計画、基本計画では5年の計画になりますけれども、第6次総合計画、紡ぐ1から紡ぐ6ということを施策の大綱、それで紡ぐ1に、これ順番が別にそれがうちの優先順位、吉岡町の優先順位ではないですけれども、まず、1としては、当然、すべての住民に優しい健康・福祉、子育ても含めたもの、また、紡ぐ2では、「学びのまち・吉岡」の推進ということで掲げさせていただいております。

そういったところも含めまして、今後またいろいろ未来都市構想、議員がおっしゃるとおりそういったものが、先進事例としてもいい目標として、吉岡町にとってもいい目標としてございますので、そういうところも参考にさせていただきながら、町としての、また、本当のこの魅力ある方向性を今後確認していつて検討してまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番(小池春雄君) 前に、この「キラリよしおか一人と自然輝く 丘の手タウン 吉岡町一」なんていうのがありましたよね。だから何か一つ、やはりその、今、自治体が二千数百でしたか、三千数百だったか、三千五、六百だったか、合併して減ったんですけども、二千数百あったと思うんですけども、そういう中で一つ光るものがね、このことはあの町から始まったというようなものがぜひ欲しいと思うんですよ。そのことだったらあそこの町に行って聞けば分かるというような、あそこの町はこのことが進んでいるよというようなものをぜひ考えていただきたいということを、お願いをしておきます。

それから、このSDGsという中で、私は2番目に水源でのスラグの撤去ということで出しておきました。

これは、17のターゲットの中の12、13、14、15に入る部分だと思うんですけども、陸の豊かさを守ろうとか、気候変動に具体的な対策をととか、つくる責任とか使う責任、このターゲットの中に入ると思うんですけども、そういう中におきまして、私はこれまで、何度も榛東村との話し合いをしまして、撤去に向けての施策を求めてきましたけれども、その後の話の進展は聞いておりません。これまで榛東村と何回、どのような話を行いましたか。そして、その結果はどうなっていますか。私はこれまで言って質問する、それで町もやりますよというふうに答えているんですけども、その結果として、今言ったように何度ぐらい話してどういう結果に導いてこられたか、相手の反応はどうであったかという部分について、まずはお尋ねいたしますけれども。

議長(岩崎信幸君) 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長(中島 繁君) 榛東村内のメガソーラー設置場所のスラグ問題については、吉岡町の水源に影響を及ぼす可能性が危惧されることから、大同特殊鋼株式会社に対し、榛東村内に使用された鉄鋼スラグについて、吉岡町の水源に影響を及ぼさないように適切な対応を求めています。大同特殊鋼株式会社としては、榛東村と協議を行うとの旨を確認しております。榛東村とは状況に応じ、年に数回連絡を取っている状況になります。

議長(岩崎信幸君) 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番(小池春雄君) ですから、これまで私、何回もこの榛東のメガソーラーについては取り上げているんですよ。そしてぜひ榛東村と協議をして、そして今後のその撤去に向けて話し合ってくれという質問しているんですよ。そうすると「分かりました」と、「榛東村と協議します」というふうに答えているんですよ。

ですから、これまで何回、榛東村と協議をして、どういうことで協議をしたかと。その

得られた結論はどうだったかと。それで、これが撤去に向けて少し前に進んでいるんですかということを確認しているんですよ。いかがでしょうか。

議 長（岩崎信幸君） 中島課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 回数等につきましては、申し訳ありません。記録等取っておかなかった部分もありますので答えられませんけれども、年に数回連絡を取っている状況になります。

また、内容につきましては、そちらのほうの工事、事業者等との状況等について、榛東村から情報を聞いているような状況にあります。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 課長、あまり無理しないでくださいよ。これね、町長が私の質問に対して、榛東村とも協議しますよという話で、だからそういう答えが、協議しますという答えがあったから、そうすると、では何回ぐらい協議をして、そしてその協議の内容はどうだったか、どのように進展したのか、その中身を聞きたいと言っているんですよ。

今のその課長の話だと、話はしたような、しないような、けれども本人がしたと言うんだから何かしたのか知らないけれども、ではどういう話をしたかといったら、中身もまだ分からないような。もし、その責任ある人同士がやはり、町村長がやはり話し合って、このことをやはり問題にして、そして共有していくということが大事なので、私はぜひ町村長で話をしてくれという話をしたんですよ、町長へね。ですから、課長が答えることじゃないけれども、町長が、そのことについてこれからも話合いを持ちますという回答を得ているんですから、その実際の結果、経過はどうだったのかについて、町長、教えてください。

議 長（岩崎信幸君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 先ほど住民課長のお話のとおり、担当課同士ではいろいろと、こちらのほうから要望的な話をしたり、また、向こうからの情報共有を受けたりということで、年間かけて情報共有はされているということで、自分も認識しているところであります。

また、首長同士というような今、お話なんですけれども、協議の場を設けているということではございません。ただ、広域組合の会議等が年に数回開かれておりますので、そういった中で榛東の村長さんとの話をいただきながら、また、こちらからも要望を出しながら、協議、情報共有をさせていただいているというような状況でございます。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

1 3 番 (小池春雄君) では町長、その正式な協議というのはしていないということですね。正式というか、もう公式な協議はしていないということですよ。していないということですよ。また、その担当課はその協議をしているんだということですけども、先ほど質問したら、どういう協議をして、そしてどういう結論が導き出されましたかというふうに聞いても、その回答はありませんよね。だから、本当にどういう協議をしたのか、そしてどういう結論が導き出されたのか。

というのは、私は、この問題というのはもう、8年ぐらいからこの議会で質問しているんですよ。それは、町長が替わりました。恐らくその担当も替わったと思うんですよ。だから、あそこの水源にある問題については、町の上下水道課の課長が答えたり、また、違うところに入っている部分というのが、前は何課と言ったんだ。やっぱり土木に関係する課が答えているんですよ。

それで、多少の話はあったんですけども、最後になってくると、全てここで話をしちゃうと、町に17か所入っているという回答がありましたから、それで、全部下水道工事で撤去されたというのは1か所あっただけで、あとは恐らく存置というままで、あそこの八幡山公園でも、ある中の、ちょうど深さがある中の3分の1ぐらいを取って、それで3分の2はそのままなんですよ。変えたのかと思ったら存置というままで、3分の1ぐらいは入替えて、3分の2は、また次の何かの工事があったときに、建物を建てたりするときは誰か皆その撤去しますよという、そういうそのごまかしたようなことで結論、決着をつけているんですよ。

ですから、これだと全く結論が出ていないので、そこまでまた話をしちゃうと話がでかくなっちゃうので、私はまずこの吉岡町の、この間、昨日ですか、昨日も予算の中で、あっちの浄水場を、あちらの整備をするということで、議案も予算で出ていましたけれども、もとなるその水が汚染されたりすると大きな問題になるから、だからこれは早く私は結論を出してくれと、そしてできるものなら撤去してくれと。撤去するためには、あその場所というのは榛東村ですから、榛東村とよく協議をして、そしてそういう結論を見いだしてくださいという話をしたんですよ。撤去のための。

それならば、住民課がご答弁で答えるのが適当なのか、それとも上下水道課が適当なのか。両方でそのつけっこはしてもらっても困るし、どちらかでその責任、共有するのならその両方で責任は共有をしてもらいなりして、どうすれば撤去するのか。だから、いつも話はしていますよと言うけれども、では中身はどうですかと言ったら、まだちょっと答えられないわけでしょう。まだ答えられない程度の話でしょう。そうですね。もし何かまたそういうのが、類推があったもので、ではもう一回確認します。何かありましたか。どちらでもいいですけども。

議長（岩崎信幸君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 議員から度々ご指摘をいただいております榛東村のメガソーラー施設で使用されました鉄鋼スラグ碎石につきましては、水源に影響を及ぼす危惧がされておるところでございます。

まず、榛東村の問題ということでございますけれども、撤去していただくというのは、何よりも必要かということは認識はしております。しかしながら、榛東村とこの問題につきましては造成工事をした請負事業者との関係も、問題もございます。そんなことから、水道事業としては、まずは水源の監視ということで、これまで以上に水質検査の状況監視を強化しておるといのが実態でございます。

今後につきましても、現状ではこの監視を引き続き強化してまいりたいということで考えております。以上でございます。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） ただ、私、この問題については、これまで、市町村長、その広域で出ているものですから、広域もその大同のスラグが捨てられているものですから、その処理はどうするかという中で、広域のスラグの撤去で、榛東村はメガソーラーにあそここのところに大量に入っているものですから、副管理者として、村長に知恵を借りたいというので、これは去年の10月に、ちょっと私が読むんです。そこは私がこういう質問をしたらこういう答えをしたということをちょっと皆さんに確認していただきたいのでちょっと言いますけれども、これは昨年10月の広域組合の議事録なんですけれども、私が「ちょっと質問が適当であるかどうか分かりませんが、同じ管理者」、これは榛東村長さんですね。「同じ管理者として、先ほど例に出しましたけれども、榛東村の副管理者がいますけれども」、これは榛東村長ですね。「榛東村もメガソーラーのところを撤去要請を佐藤建設工業にしているというふうにお尋ねをしましたけれども、差し支えなかったら、直接、大同特殊鋼株式会社ではなく、なぜ佐藤建設工業なのか、そして佐藤建設工業のほうが請求するにはなぜいいのか、その辺のことをお知恵をお借りできればと思いますけれども、話していただけたらお伺いしたいのですけれども、いかがですか」というふうに私が真塩村長に聞いているんです。

そうすると、真塩村長がこういうふうにご答えているんですよ。「よく聞いてくださいました」と。「我々のほうも腹が煮えくり返るくらい、これに対しては一生懸命やらなければならないし、同時に先ほど話を聞いていて、あれはどうなのか、我々のほうは、はっきり言うと契約を結んでいる者については佐藤建設工業です。それを造った者は大同特殊鋼

業株式会社かもしれないけれども、私としては、契約をしている者が佐藤建設工業なのです。まず佐藤建設工業に対し、相当強い、これを入れ替えなさいということを私はやっています。これから管理者のほうからいろいろ出るかもしれませんが、私はこれがなかったとき、また、瑕疵責任の問題とかそういうのがありますから、法的措置も私はやるべきだというふうに考えております」と。「そうでなければ、10年、20年後に、我々はいつ死ぬか分からないけれども、逆に子供とか孫にどういふ我々は説明ができるのか。あのときのじいちゃん、ばあちゃんはろくな者ではないと言われますよ」と。

と言いますのは、言っているのは、将来的に大きな問題になりますよと。もうそのときだったら要するに為政者、それは為政者だけとは言いませぬけれども、そういう責任ある立場の人、いた人は、将来ろくなものじゃありませんよというふうに言われますよと。それだけ責任のある問題ですよというふうに真塩さんは言っているんですよ。

真塩村長、私にこう言っております。「小池君ね、このスラグは、俺んちの問題よりも、吉岡の問題だんべ。一番被害を受けるのは吉岡だよ。あの水はうちのほうには流れできないんだから」と。「吉岡に流れるんだから」と。「だから、吉岡は自分の水源のことなんだから一生懸命になってやらなきゃみんなが困るんじゃないかい」というふうに言いましたよ。私はまさにそのとおりだと思うんですよ。ですから、私は声を大にしてこのことは言わなきゃならない。これは吉岡町の水源ですから。

また、今年度予算を通して、また水源の新たな整備を、再整備ですよ、するわけですから。だけれども、もとの水が汚染されていたら、大変なことなんですよ。だから、今その毒が出ていないからいいじゃなくて、それはそうですよね。時間がたってからだんだん、だんだんしみ出してくるわけですから。

ですから、本当に自分たちのものとして私は真剣に考えていただきたいということを言っているんですよ。このことという思いを話せば、榛東は今、もう裁判も辞さない、何としても撤去するんだという固い決意でいますから、それは榛東が単独でやるよりもやはり吉岡町と一緒に、そして特に吉岡町は自分のところの水源であるということを考えれば、一緒になってやはりその撤去に向けて進めていかなきゃならないという場面だと思うんですよ。

ですから、本当に人ごとに思わないで、もうまさにその自分たちの将来にかかった大変な問題なんですよ。ですから、町長、担当課にもその話をさせてもらうのも、それも大事です。しかし、やはりトップが中心になって、こういうふうに言っているんですから。もう榛東村でいつも待っていますよ。ぜひとも話し合いをして、この問題の解決に向けて話し合いを進めていっていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議 長（岩崎信幸君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 今の小池委員の広域議会での朗読については、自分もそこにいましたので内容等は承知しております。そういう中で、榛東村長さんとも広域の会議の中で、休憩時間等いろいろお話をお伺いさせていただいている中で、榛東村の状況等を把握させていただいていることは事実でございます。そういった中で、今後の対応策を榛東さんの状況等、先ほど訴訟もいとわないというような話も聞いております。そういった中で、吉岡町がどこまで応援できるかという形もあるんですけども、この事業そのものが佐藤建設工業さんと榛東村さんとのいわゆる内政でございますので、吉岡町がそこをどこまで踏み入れることができるかというその辺も検討していかなければなりませんので、今後の状況等を注視していければというふうに考えております。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 町長、そういうように言うと、他人事に私は聞こえるんですけども、じゃなくてやはりもう少し積極的に、だってその水を使うのは私なんですよ。先ほど言ったように、このままでは一番困るのは吉岡でしょうというふうに榛東の村長言っているんですから。これはだって吉岡町の水源ですから。水源の頭に、それは、土地は榛東村の土地ですけども、そこから発生しているわけですから。その流れてきた水は、途中は向こうの所有権ですけども、出てくる水は流れてくれば町のもんですから、その町の水が影響を受けるということですから、要するに町長のスタンスの問題だと思うんですよね。

ですから、まずは話し合って、正式な話合いの場を持って、そしてできる協力はしていく、またできるお願い、協力をする。また、できるお願いもしていくというのはなぜかと。それは吉岡町の水源ですから。これがやはり水がなければ人間というのはひとりも生きていけませんから、命をつなぐ水ですから、そういった観点に立って、未来永劫、この私たちの吉岡町の人たちが飲料水として不自由なく使えるその水を確保していくということは、行政の責任だと思うんですよね。

ですから、そういう立場に立って、どう議論は進むか分かりませんが、ぜひともまずは榛東村長と公式な話を持っていただきたい。そこで行き合ったからちょこちょこつとその雑談をしたじゃなくて、やはり会議録を残して、お互いに会って、それでどういう会議をしました、どういう結論になりましたということが大事だと思うんですよ。ですから、雑談をしてくれという話ではなくて、ちゃんと公式な話をして、トップ同士で公式なお話をすれば、今度はまたその下に下ろして課長同士がそれで話し合う、時にはまた話合いをする。どちらかというと、担当課でのその話合いのほうが多くなるんでしょうけれども、管理者間同士でのやはり公式な話合い、土台というものをつくっていただきたいと思

うんですよ。いかがでしょうか。

議 長（岩崎信幸君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 吉岡町の水源に悪影響を及ぼす可能性が危惧されることはもちろんのことです。できる協力は当然していきたいと思っております。そういうことで今後の成り行き等を注視することは当然と考えております。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 町長、正式な榛東村との協議の場を持っていただきたいというふうに言っているんですよ。私は、正式なその協議の場を持つということは、この問題だけに限らず、やはり隣にいますから、いつでもそういうものをお互いに話し合える場をつくってれば、年間の中に渋川としてもそういう協議の場をつくっているんですけども、そうすれば年間の中に2回とか3回協議をする場を持って、その中にこの問題も入れるというふうにして、隣同士ですから、道路の問題もあれば橋の問題もあれば、いろいろな問題があると思うんですよ。隣同士ですから、また同じ、もう北群馬郡はその2町村しかありませんから、そういう部分でのその正式な協議をする場というものを設けて、その中に私はこの問題も入るといふような、そういう隣同士のやっぱり協議会のようなものを絶えず持ってほしいと思うんですよ。いかがでしょうかね。

議 長（岩崎信幸君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 町として、連携できることの模索など、情報共有はさせていただきたいと思えます。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） ですから、だからそういう絶えずその常設でもその窓口みたいなものがあって、隣同士ですから、絶えずそういう協議をする場があって、正式なその場がないと。場があればもう、いつでももう、3か月に一遍なら3か月でもいい、4か月に一遍なら4か月に一遍だから、もうその協議はしなきゃならないときだなというと、そのときにそれぞれの懸案をもって両方の町村で寄って話し合って、そうすればいつもそのいろいろな懸案の解決なんかにもつながってくるんだと思うんですよ。

ですから、近いからこそいつでも話ができるような感じで、常設のそういうものがない。けれども、決めてもそういうものがあってもいいんじゃないですか。そういうものを向こうに話しかけて、向こうが嫌だよと言えば、それはやむを得ないですよ。けれども、目の



前にこういう大きな問題が横たわっているときですから、ぜひともそういう常設の機会を持っていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうかね。

議長（岩崎信幸君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） でき得る協力はしていきたいと思っております。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 今、スラグの問題も言いましたけれども、次に3番目の問題に入りますけれども、3R、リサイクル・リデュース・リユースのこれで3つで3Rという言い方をしますけれども、先日吉岡町議会でも視察に行った、これはもう過日ですね。徳島県の上勝町の取組が最近報道されていました。私、テレビで見ました。

これもSDGsの取組の一つですけども、これは11、13、15のターゲットに入っています。リサイクル・リデュース・リユースの取組に真剣に実施すべき問題だと、取り組むべきだと思いますけれども、これが実施をされることによりまして広域組合の対応と持続可能なまちづくりができるのですけれども、町の総合計画でもSDGsを中心に据えて計画されていると思います。老若男女を問わずに、先進地に学び、実行していくことが大切だというふうに思います。

そして、これが、一度に言っちゃいますけれども、ことがまた吉岡町の8年後にその最終処分場が来ますけれども、本当に今広域組合が計画している、今と同じやり方をまたその8年後にやろうとしているわけですよ。全くこのやり方でいいのかどうかということにも私は疑問を持っているんですよ。

昨日も質問がありましたけれども、今までの焼却残渣処理場ですと、またこういうふうになるんですよ。けれども、この3R、これがもう徹底的に行われていくと、そのごみの量というのは、今の10分の1ぐらいになると思うんですよ。10分の1とか、その10分の1ぐらいになると思うんですよ。そのことにそれが実施できれば、だから今予定されて、昨日騒ぎになったようなそのあの施設は本当に小さい施設で済むんですよ。私もそういう施設が、最初からその焼却施設が、何でその山の上へ持っていくのか分からないですよ。安全なものだと下でもいいわけですよ。けれども、上に持っていくということは、後にはそここのところに雨が降って流れ出れば、みんな人間の飲料水になるんですよ。自分たちの飲料水になるところにごみを持っていくという考えも果たしてどうなのかなどというものがあるので、だったらやはりそのごみを出さない。リサイクル・リユース・リデュースをすると、徹底的にやっていくというものが今、待ち望まれているのではないかとこのように思うんですよ。

ですから、そのためには今後どのような取組をしていくかということが今問われているんだと思いますけれども、これについての回答を求めるものであります。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 町の3Rの取組ですが、現在、自治会、老人会、育成会、保護者会など各種団体でリサイクルごみの分別収集を行っていただいているほか、宅配便を利用した小型家電の回収やインクカートリッジなどの回収を導入するなど取組を行っているところです。

ごみの分別収集の細分化については、広域圏で連携し実施できないか、渋川地区広域市町村圏振興整備組合と分別品目、収集方法、保管施設、再資源化などの処理ルートの検討等、協議を行っているところでございます。

今後、町でも、広域組合や構成市町村と連携し、ごみの分別の細分化、リサイクル率の向上等に取り組んでいきたいと考えております。

生ごみの減量化のため、生ごみ処理機等の補助金について、新年度予算に計上をさせていただきました。町ホームページ等で啓発を継続するとともに、関係団体等と連携して、フードバンク活動への協力や、フードドライブの取組を実施していきたいと考えております。また、イベント等で実施しているフリーマーケット等の拡充等も検討していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 学校での取組、学校での3Rに関連する取組を紹介させていただきます。

小学校では、生活科や社会科の学習で、買物について学びます。実際にスーパーに買物体験に出かける際は、エコバックを持参し、レジ袋は使わず無駄なごみを出さない、リフューズの大切さについて考えたり、スーパーの入り口にある容器等の店頭回収ボックスについて学習し、リサイクル活動についての意識も高めております。

また、小学校の家庭科や中学校の総合的な学習では環境学習に取り組み、そこでも3R等について学んでおります。児童会活動や生徒会活動でも、小中学校で協力しながらエコキャップ回収に取り組んでいるほか、家庭で出たプリンター空インク容器を回収している学校もあります。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） まず、こっちの課長のほうに質問しますけれども、この間、広域議会があって、そしてその広域議会が、今35の市町村ですか、群馬県にあるんだね。その中で、

このリサイクル率というのは、この渋川北群馬というのは一番けつのほうなんですよ、順位が。全く進んでいないところなんです。進んでいないです、本当に。げっぴのほうなんです。私も聞いて驚いたんですけれども、中くらいまではいかないけれどももう少し上かと思ったら、一番下のほうなんです。それだけ遅れているんですよ。

だからといって、広域に任せておかなければ、任せておいたのではなかなか進まない。私はまた広域の議員として広域でも言っていますけれども、もうやはり町は町としての独自でやらなければならない。その独自にやることによって、それがごみの減量化であったり、収集分別が進めば、広域で持っていく量が減るわけですから、そうすると当然負担金が減るんですよ。ばかげた話ですけれども、エコ小野上処分場に造ったあの処分場は、あれが32億近いんですよ。15年でいっぱいになっちゃうんですよ。

昨日もその質問で、もっと長もちさせられないかと言っても、長もちはできるかもしれませんが、もう期間がもうそれ15年でおしまいと、それ以上はもう使えません、向こうも使わせませんという協定をしているものですから、そこには長くもたせることはできないんですよ。それと同じものが今度は吉岡町に来るわけなんですけれども、順番としてやむを得ない部分はしょうがないと思うんですよ。けれども、ここでどれだけ努力してその焼却残渣を減らすかというところ、この3Rしかないんですよ。そのためにどうこれから努力していくかと。

ですから、広域に任せておいたんじゃ駄目なんですよね。だから、町でそこをどれだけできるかと。それはもう収集と分別しかないと思うんですよ。ですから、今までの取組じゃなくて、広域予算が負担金が減るんですから、減った分は、そこでかかる経費のためにお金かけていいと思うんですよ。そのことをぜひやっていただきたい。

そして、先ほど教育委員会事務局長のほうから回答を得ましたけれども、冒頭で言いましたけれども、この問題というのは私たち大人よりも子供のほうがすごく敏感ですよ。恐らくそれは学校でも取り組んでいて、スーパーなんかへ持っていくトレイの分別とか、親がいいかげんでも子供のほうがその辺のところはしっかりしていて、ちゃんとしなきゃならないという。正直ですから、子供ってずるじゃないですから、本当にそういうことは一生懸命やっているし、そのことがまた、その子供たちが、これから生きる自分たちの環境を守っていくわけですから、当然そうであっていただきたいんですよ。ですから、この教育というのはやはり特別、これから恐らくもっと授業の中でも多く取り入れられていく時代になってくると思います。間違いなくね。

ですから、学校ではそのことをやっていただきますけれども、まずやはりその範を示すのが、町ですよ。ちょうど町、今度吉岡町にその広域処分場が来るというときですから、なおさら真剣にならなきゃならないと思うんですよ。ですから、最初から私は懸念があ

るんですけども、見えないところの、それは山へ持って行って、そこへそれを捨てましようという考えではどうなるかという、そのことももう一度それは考えていただきたい。

上に捨てれば、そこで捨てたところから水は湧いて、こちらへ来て自分たちの飲み水になるだけですから、天に唾するような話になるんだと思いますよ。それだけ安全なものだったら、もっと下のほうだって別に問題ないわけですよ。けれども、何となく安全じゃなくて変なごみなんだろうと、嫌なものなんだろうというから、だから自分たちが目に見えない遠くのところへとその処分場を持っていくということなので、もうそういう時代も終わるんじゃないかなと。もう少しそれを安全なものにして、いつも自分たちがその安全を確認できるものにしなければいけないと思うんですよ。

そういう意味ではだから、先ほど言ったその3R、上勝町へ吉岡町の議会で行ったことがあるんですよ。そうするとリユースがもうできているんです。もうしっかりしたちゃんと場所ができていて、そこへ行けば、だからもう要らなくなった、中学生なら中学生の体操着でも何でもみんな置いてあるんです。自由に持ってこられるんですよ。要らなくなった机もテーブルでも何でもあるんです。みんな置いてあるんです。希望者は自由に持ってこられる。そこには人がいるんですけども、だから自分のうちで要らなくなった物をそこへ持っていく。利用したい人がそれを持ってこられる。

そういうようにすれば、学校の、その小学生、中学生、中学生が卒業すればもう中学校で使っていた体操着も要らなくなりますよね。そうすると、ほとんどがもう今、捨てるんだと思うんですよ。中学生は交換なんかもしていますよという話は聞きますけれども、特別親しい人がいればもらったとか、あげますよというのはできますけれども、そうじゃなくても、それがもう町を挙げて、中学校も小学校も着ている物は同じですから、そうするともう要らなくなったらそこへ置けば誰かが着てくれるということが、これがリユースですよ。

再利用、それがだからもう少しちゃんとしたリサイクル商品というのは、どこかにちゃんときれいにストックしておくところがあって、管理する人がいて、そうすればそれは可能なんです。私たちはそれを上勝町へ行って見てきたんですよ。やはり皆で見て、「あ、これいいね」と、ぜひ町でも取り入れたいねと。そのところに今、ごみの分別するところが、分別種類はもう40種類とか50品目に分けられるんですよ。そこへみんな持って行って、ごみを持って行って、もう使えるごみはみんな消費者が一般の生活をしているから、もうトレーでも何でもみんな場所を変えて置いていくんですよ。そういう本当にきれいにやっているんですよ。だから不思議で、その町にはパッカー車が回っていないんですよ。ないんです、ごみ収集車が。そんなことが可能なかどうか、それは可能なんです。そんなものですから、日本中から視察に行っているんですよ。ごみゼロ・ウェイストというの

で、本当に日本中から視察に行っていますよね。もう有名です。それで、私はそのところをテレビで見たものですから、ああ、やはり相変わらず先進地でやっているんだなと思って。

ですから、そういうところを見習って、そのことが今の時代に合っているんですよね。今、子ども食堂ができたり、子供の貧困があったりして、子供のそういうジャージとか運動着とか、買うのも大変な人がいると思うんですよね。けれども、そこへ行けばただでもらってこられる。今、みんなそれを捨てているんですよね。だから、その要らなくなった物を生かす手段をどういうふうにして構築するかという部分についても、ぜひとも担当の課長のほうとも教育委員会、教育長のどちらでもいいんですけども、やる方法というのはあると思うんですよね。ですから、そういうところへぜひとも力を入れていただきたいというふうに再度確認しますけれども、いかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 中島課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） ごみの分別、また、リサイクル率の向上に努めていきたいと思えます。

議長（岩崎信幸君） 小林事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 学校につきましても、先ほど述べましたとおり、学校の取組というのは授業の中で行われております。そういったものがだんだん、だんだん充実していくものと考えております。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 町長、町に2か所か4か所ぐらいできればいい、当座は1か所でいいと思うんですよ。その西と東に1か所ぐらいずつ、要するにそのリサイクルであったり、リユースであったり、再利用できるような、要らなくなったものを、ごみを持っていけというんじゃないくて、まだ使えるけれども捨てるにはもったいないというようなものを置けるそのストックヤードみたいなところをぜひつくるべきだと思うんですよ。そうすると、まだ着られる洋服であるとか、まだ着られる靴であるとかも、机であろうが、何でも、子供たちの運動着でも何でも、そこに行けばもらえると。要らなくなれば捨てればいいんですから。今これ、全国的にこれは広がっているんですよ。そういうところをこれからぜひ考えていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうかね。

議長（岩崎信幸君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 第6次総合計画の中でも、SDGsにのっとりということを進めるつも

りでおりますので、しっかりと学びながら研究をしていけたらと思っております。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） それでは、項目の2点目でありますけれども、就学援助制度の啓蒙ということで、最近では子供の就学援助に対する報道が多くされております。これまで、事あるごとに保護者に対して制度のPRを行って、成果も上げてきたように伺っておりますけれども、このコロナ禍においては本当に厳しい状況があると思います。思い浮かべられますけれども、ある制度を周知徹底して、保護者、生徒、子供たちが安心をして教育を受けられるよう、環境整備に最善を尽くすべきだというふうに思いますけれども、対応をお尋ねをするものであります。

議長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君） 就学支援制度の啓蒙ということについてでありますけれども、町教育委員会では、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者の皆様に対して、経済的負担を軽減するため、学校生活に必要な費用の一部を援助する就学援助制度を実施しております。

令和元年度末には、令和2年度に新入学で入る児童生徒の学用品の前倒し事業を開始させていただきました。また、同年度、令和2年度には、就学支援の対象経費として、それまでなかったもの、新たに通学費、部活動の後援会費、児童生徒会費、PTA会費を追加し、支給額の拡大にも取り組んでおります。

なお、この取組の中で、これまで児童生徒1人1枚出していたいただいた申請を、世帯単位での申請に改めました。また、提出先をこれまで学校だけだったのを、教育委員会窓口も可能にしたり、添付書類の簡略を進めるなど、保護者の皆様の負担、精神的負担も含めて低くするような改善を行ってまいりました。

就学援助受給申請についても、申請書についても教育委員会窓口のラックに常備しており、休日等でも自由にお持ち帰りができるようにしているほか、教育委員会のホームページからもダウンロードできるようにしております。また、毎年必ず全ての児童生徒に対して、この申請の案内を配らせていただいております。また、ホームページのほうの周知についても、教育委員会のトップページから制度のページに容易にたどり着けるようにしております。

このように、町教育委員会では、就学援助制度全般にわたり、申請方法や周知方法、ホームページの構成等についても見直しを行っており、以前よりも申請しやすく分かりやすい制度に変わってきているというふうに考えております。

また、保護者、生徒、子供たちが安心して教育を受けられるよう環境整備を進めるべきではというご質問ですが、町教育委員会では新型コロナウイルス感染症に伴う事業として、令和2年度から、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯への就学援助のほか、家庭学習のためのモバイルルーターの貸出し及び通信費の支援事業も実施しているところです。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 教育長、今話を聞いて大まかなところは伺えたんですけども、実際にこのことによりまして、最近ですね、最近というかこのコロナ禍の中で、テレビなんか見ても、最近この就学援助制度というのが脚光を浴びているんですよ、こういう制度があるというのも報道しているんですよ。そのことによって、吉岡町でもこれを利用する人が、件数的にはその割合ですね、どうなっているか。増えているか、どのくらい増えたかという数についてお知らせください。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 吉岡町におけるその就学援助受給対象の割合をちょっと、変化をお話しさせていただきます。

例えば5年前ということではちょっと見させていただきますと、5年前は、平成29年度には、この要保護・準要保護の児童生徒数、受給者の割合は2.83%でございました。それが、翌年度、平成30年には3.35%、そして、令和元年には4.01%、令和2年度には5.02%、そして、令和3年度には5.50%、これ暫定の数値ですが、そのように上昇してきております。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） このコロナ禍で、この数というのはもっとどんどん増えてね、当然だと思います。これまでも言いましたけれども、これは学校教育法第19条の中では、義務教育ではね、第19条の中では必要な援助、就学が困難な子には必要な援助をしなければならないという法律の規定ですから、このことをしっかりと、そこを高くするんじゃなくてね、ああ、そうなんだと、だったら私たちが申請できるんだねというふうにして、その子供たちが安心して教育を受けられる。そのための努力は、ぜひともこれからも続けていただきたいというふうに思います。

それから、最後になりますけれども、時間的にちょっと余裕がなくなったので。

借地の実態と確認ということで、借地の場所、面積、使用目的、箇所数、値段、これ年

間使用ですね。それと問題なのは、借りているけれども、その中の使用頻度、これらの検証をちゃんと行っているのか。その検証はどのようにまず実施しているか。

これは、その場所の面積、目的、計画との実態、時代も変わってきました。場所によると、借りているけれども、その使用頻度が低いということはあまり使用しないということですから、もう一度、バブルの頃は終わりました随分変わってきましたから、その辺の見直しを行っているかどうか、実態についてお伺いします。時間がないから。

議 長（岩崎信幸君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 吉岡町の借地の現状ですが、役場や文化センター、道の駅など、各施設の駐車場、また八幡山公園、緑地運動公園、河川敷グラウンド、ケイマンゴルフ場など公園やグラウンドの用地、その他給食センター敷地や消防団詰所敷地など、多岐にわたっております。そして全ての借地が、目的ごとに現在の吉岡町にとって必要な土地となっております。

借地料の見直しにつきましては、今のところ考えておりませんが、現在の財政状況などを考慮すると、限りある財源を必要不可欠な事業や住民サービスに充てるため、極力経常経費の抑制を図っていきたいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、13番小池春雄議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を10時50分といたします。

午前10時31分休憩

---

午前10時50分再開

議 長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

---

議 長（岩崎信幸君） 10番飯島 衛議員を指名します。飯島議員。

〔10番 飯島 衛君登壇〕

10番（飯島 衛君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、最初に、消防団員の確保についての質問をさせていただきます。

過日、消防団のOBの方から、消防団の確保が大変だというようなお声をお聞きいたしまして、一般質問をさせていただきます。

今、消防団員の減少というのは、加速しているということでありまして、2月7日の読売新聞の記事では、過去最少の80万人との記載がありました。地域防災を支える消防団員減少に拍車がかかっているそうでございます。総務省消防庁の調査によると、2021年7月時点の団員数は、全国で計80万4,877人と過去最少を更新したとのことです。



新型コロナ感染拡大で勧誘活動が進まなかったことも影響し、前年から1万3,601人減り、平成以降で最大の減少幅となったとありました。1954年に202万人超だった全国の団員は、少子化や過疎化で20代、30歳代の男性や自営業者が減り、90年に100万人、2007年に90万人を割り込んだそうです。

ちなみに、吉岡町では、私の資料でありますけれども、私が議員になった平成23年には、本部のところでは3名、第1分団で25名、第2が25、第3が19、第4が22、第5が24、計118、定数は128人のところでした。そして、令和2年におきましては、本部が3、1が21、2が17、3が11、4が16、5が20ということで計88名、128名の定員に対してマイナス40人の減という実態でございます。そういった中で、町長の町の現状の認識と対策について伺います。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 飯島議員から、防災関連について質問いただきました。

まず、町としての消防団員の確保に関する現状認識ですが、本町でも、団員数は令和3年4月1日時点で94名と条例定数の128名を下回っており、報道にありましたように、本町でも全国的な団員減少の流れと同様の状況であると認識しております。

町の団員確保の対策といたしましては、自治会を通じた団員募集のお願い、広報や回覧による団員募集、成人式における消防団リーフレットの配布、現役団員の知人の勧誘等を行い、団員確保に努めているところであります。

いずれの方法におきましても、団員数の劇的な改善にはつながっておりませんが、現在、消防団内部でも活動内容の見直し等、団員の負担軽減を検討するなど、少しでも消防団活動が参加しやすいものとなるように改善を進めておりますので、今後も引き続き、広報、勧誘活動とともに、団員の負担軽減、処遇改善の検討を進めていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 国のほうでは、一般団員の報酬というのを年間3万6,500円と算定して地方交付税に盛り込んでおるということでございまして、そして出動手当というのは1回当たり7,000円と算定しているそうでございます。この吉岡町において、この出動手当というのがあるのでしょうか。その辺の、また、あれば金額をお伺いいたします。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 出動手当につきましては、出動手当という形で消防団員個人に対する支給は、吉岡町では行っておりません。各分団に出動委託料という形で支給をさせていただい

ておるところでございます。金額につきましては、火災による出動や、各地区の防災訓練の出動ですと、団当たり1万5,000円を支給させていただいております。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 分団のほうに支給ということでございます。

次に、報酬についてなんですけど、今年の予算もそうですけれども、今、団長が29万5,000円、副団長が、以前18万7,000円だったんですね、副団長ね。それが今、22万1,000円。分団長14万7,000円、副分団長9万4,000円、部長8万2,000円、班長6万2,000円。それで機関員というのが、以前4万7,000円だったのが5万円に上がったことがありました。そして、団員が、以前は3万9,000円だったのが4万3,000円、ラップ長が14万7,000円、副ラップ長が8万3,000円、ラップ手が4万5,000円というので、これ年間の費用なんですよ。

金額が上がるから、報酬上がるから、人がすぐ確保できるというふうには一概には言えないかと思いますが、この辺の分団員ですか。団員の4万3,000円というので、団員も結構出動回数、月に何回かこう出ている、1年間通してこの辺の金額が1年間で4万3,000円とか、ラップ手が4万5,000円というのは、副ラップ長もね。副ラップ長はあれか。機関員が5万円か。1年間ですから、本当に広域の消防なんかは公務員という形で、何もなくても、火災がなくても待機しているだけでもお金もらえるんですけども、この消防団員というのは、役場の職員だとか、地元の自営業の人だとか、そういう人が万が一のときに駆けつけるわけですけども、この辺の金額的なものは町長、どのように考えておるか、ちょっとお伺いいたします。

議長（岩崎信幸君） 高田課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 本町分団員の報酬の金額につきましては、先ほど議員のほうからご紹介ありましたとおりですが、一番低い団員でも年額4万3,000円となっております。これは、先ほども議員のほうからおっしゃられた非常勤消防団員の報酬の基準の3万6,500円と照らしても高い金額となっております。また、県内の平均といたしましても3万9,509円ということで今のところ計算されているところでございますので、今後の報酬の引上げ等については、現時点では考えておらないところでございます。

ただし、先ほどお話のありました出勤手当は、今後、出勤報酬という形で支給するよう国からの通知もありますので、本町といたしましても出勤報酬の支給に向けて、消防団との協議等は必要であるという認識に立っております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番(飯島 衛君) 出動手当が少し上がるということで、少しは前進だと思います。

また、次に行きますが、減少に歯止めをかけるため、国では22年度の予算案に、子育て中の女性も参加できる環境づくり、大学や企業と連携した勧誘に取り組む事業費を盛り込んだということなんですね。既に女性や大学生などに参加を呼びかけている自治体もあるようでございます。

これは、上毛新聞の1月の11日の新聞に、渋川市が消防団のOBに対して、消防職員や消防団員のOBを対象にして、機能別団員制度というのを導入したということであります。要するにOBを、70歳以下の方に限定しまして、消防団員として5年以上の経験がある70歳以下の市民を対象にして、後方支援という形で特化した機能別団員導入をするということで記事にありました。報酬というのは年間2万円ほどなんですが、時間もですね、活動時間も午前8時から午後5時ということで、夜はなるべく行かないという形なんですけれども、こういう事例もありますので、吉岡町も何か考えていかなければならないのではないかと思います。

また、この企業との連携などというのも、私の近くに鹿島エレクトロニクス株式会社というのがあるんですよ。そうすると、男の人も女の人もみんな20代ぐらいの若い人が何百人もいるような状態で、そういう、自営業の人も今少なくなってきたという話も聞いておりますので、その企業の連携ですね。あと、吉岡町に学生がいれば、専門学校生でもいいし、そういう人たちもこれからしていったうまく連携をして、消防団員の確保というのを目指していくべきではないかと思うんですね。

先ほど町長が、自治会に任せるとか、おっしゃいました。うちの自治会も、なかなか自治会長が回っても、若い人がいないわけじゃないんだけど、なかなか色よい返事をしてくれないのが現実でありまして、ここは本当に子育て中の女性という形でありますけれども、子供さんが保育園か幼稚園に行っている間、自宅にいられるお母さんがいたら、女の人がいたら駆けつけるような体制とか、そういった新たな本当に方策を考えていかなければならないのではないかと思います。

消防庁は、社会変化に合わせ、消防団の在り方を考える必要があると言っております。町でも、本当町長、ちょっと自治会任せ、広報紙で募集、そのぐらいではなかなかこの確保というか、難しいんじゃないかと思います。その辺の町長の見解をお伺いいたします。

議長(岩崎信幸君) 高田課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長(高田栄二君) 現在のこの消防団員の確保に関しましては、今までのように、その地域を回って行って、近所の人に隣からやめる人が声かけて、そのまま補充というような状況で

はなくなってきたということは、十分承知しておるところでございます。また、先ほどお話にありましたとおり、大学生をはじめとする学生につきましては、これまでも広報、回覧、団員募集等リーフレットで新規入団を募ってきたところでございます。また、消防団員になられた方のメリット等については、県のほうのホームページ等でもPRされているんですけども、そういったところとの町の募集の在り方の連携がうまくできていないかもしれませんので、また、いただいた意見を参考に、団員勧誘に努めてまいりたいと考えておるんですけども、また、女性につきましては、現在の制度上でも入団は可能で、実際には入団に至っておりません。また、受け入れる消防団側の意見も聞きながら、またそういう可能性を探っていくという必要があるのかなというふうに思っております。

また、確かに消防団の組織概要に関する調査等は毎年、総務省のほうで、消防庁で実施されておりまして、女性団員の推移と機能別団員数の推移については、非常に上昇カーブを描いていくということも、先ほどご紹介いただきましたので認識しながら、また、体制整備について、努めてまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） ぜひ、本当に早急な取組をお願いしたいと思います。

次に移ります。避難所のエアコン設置状況についてお伺いいたします。

これ、確認、以前にも何度か聞いているんですけども、再度ちょっとお伺いしたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

議長（岩崎信幸君） 高田課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 避難所へのエアコンの導入についてなんですけれども、近時、報道される機会が増えてきたということは認識しておるところでございます。また、体育館については、各種補助事業等で造られた体育館が多いものですから、そちらとの兼ね合い等も含めながら、あるいはこの造って何年間は加工ができないとかいろいろな制約があったりでありますとか、あるいはそういう加工をしなくてもそういう設備が整えられる可能性があるとか、いろいろな条件があります。そちらを踏まえて、検討してまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 2019年の台風19号のときに、社会体育館に避難したというのは事実なんですけれども、社体にはエアコンがありましたでしょうか。ちょっと確認をしたいんですけれども。

議長（岩崎信幸君） 高田課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 社体にはエアコンの装備のほうはございません。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 今、この日本全国、本当に災害が多くなっておりまして、停電になっても使えるエアコンということで、LPガスを使ったガスエアコンというのがはやっているとか、それを導入している自治体がちょっと散見されております。これは、電気と違ってガスで発電もできて、冷暖房ができて、それでインフラがもし壊れても、ガスボンベでガスを貯蔵しているから、実に便利とか。それで、後づけでできるんですね。要するに、こういうところだったら、天井なり、下に置くやつであれ、いろいろなタイプがあって、実に何か新しい画期的なLPガスエアコンというのがはやっているということなので、せめて、2019年のときは役場に近いかということで社会体育館を使ったんだと思いますよね。

本来なら、そういう体育館とかああいうところが避難所になるわけなんですけれども、人数もそんなになかったせいもあるのかな。あと役場に近いということで社体で避難した方が何人かいたと思いますけれども、災害が暑かったり寒かったり、いろいろな環境、災害はいつ、季節は選びませんので、そういった場合、この後づけのできるLPガスエアコンなんていうのがはやっておりますので、ぜひ調査研究して、社体ぐらいには取り付けてもいいんじゃないかと思います。

経費的にも、本当に基本料金みたいのがかかるわけじゃないし、ガスがなくなれば補充するだけだし、使わなければ別にそのまま、あれ初期投資がちょっとかかりますけれども、物すごく利便性があるというふう聞いておりますので、ぜひ1か所ぐらい、社体の1か所ぐらいは一応導入してはいかがかと思いますけれども、町長、見解をお伺いいたします。

議長（岩崎信幸君） 高田課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） LPガスエアコンの導入についてですけれども、令和3年の第1回の定例会、金谷議員のほうからございました。災害対応でLPガスバルクに関してもお答えしたところでございますけれども、町としても、災害時にLPガスというのは有効なエネルギーの一つであるということはその場で了解させていただいたところでございますが、LPガスのエアコンのコスト面を考えると、電気と比べると、コスト、ランニングコストは確かに低く抑えられるんですけれども、先ほど議員さんのお話もありましたとおり、導入

時のコストが高くなることと、また、平均的な使用時間が短くなる。そういったところを考えると、普通のボンベというの、やはりバルクのほうに行ってしまうのと、備えとしてはということになるとやはり高くなるのかなという考えは持っております。

また、実際の設置候補になるのは、先ほども申し上げましたが、主に大規模災害時に長期の避難所生活を送ることとなる体育館や、小中学校の体育館や社会体育館などの体育館が想定されるところでございますが、繰り返しにもなってしまうんですけれども、各種補助事業で建設されたものでありますので、そちらの影響がないのかどうなのかということを検討した上で、設置の可能性について探ってまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） LPガスエアコンでなくても、せめて社体に普通の電気のエアコンでもいいですから、社体くらいはエアコンが設置できたらいいなと思うんですけれども、町長、いかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 高田課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） エアコンの導入につきましては、近隣の状況等を踏まえながら、さらに検討させていただきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） ぜひ検討してみてください。

次に、災害時に大いに役立つということで画期的なモバイル型仮設住宅というか、それとあと改良されたトイレということでちょっと質問させていただきますが、2月に私、災害研修というので、ちょっと研修を受けてみまして、今モバイル型仮設住宅というのが物すごく注目の的ということで、モバイルということだから移動可能ということで、トレーラーハウスと、あとこの皆さんに今お配りしたこのムービングハウスということでコンテナ式になっておりまして、トレーラーハウスは以前からあるんですけれども、このムービングハウスというのが、よく海上輸送なんかで使うコンテナというのがありますね。トレーラーの上に乗っかっている長い、あれのサイズの大きさみたいなんですけど、要するになぜ今これがはやっているかという、仮設住宅を造ったときに、まずそれを造る場所を確保して、そしてならしてプレハブのあれを造って、建物を造って、それで入れるわけなんですけれども、物すごく時間がかかると。

ところが、このムービングハウスというのは、トレーラーハウスもそうですけど、特にこのムービングハウスというのは、ふだんは要するに、各自治体が何十個も用意するので

はなくて、各自治体、吉岡なら吉岡が2つぐらい、道の駅なら道の駅の辺りに簡易的に設置しておいて、水と電気と排水、下水のあれがつなぎ込みのようですけれども、置いておいて使用して、災害があったときに、その被災地へトレーラーで運べるという利点があるんですね。それで、中にはもうベッドとか机とか、一式もうできていますので、移動して、行った先で電気・水道設備を接続して、排水は下水がなければ合併浄化槽みたいなのをつけるとかという形で、実に、今までのプレハブは造るのに時間がかかるし、そして壊すのにお金がかかってごみが出るんですね。それを、この画期的なムービングハウスというのは耐用年数が100年だそうです。

それで、要するに災害のときだけじゃなくてふだんも使えるということで、フェーズフリーというそういう言い方でしているんですね。2つの局面で使えるという。こういうのは、町長も施政方針で道の駅の周辺の整備などというようにおっしゃっておりますけれども、町で2つぐらい、道の駅の駐車場の脇にでも置いておいて、そしてあそこも温泉がありますので、中にはあそこでちょっと、コロナが収まったら、酒を伴う会合とか何かがあったときに泊まれるような施設みたいな形で置いておいても、そういう利用価値もできるんですね。それで、いざ何かあったら、では吉岡のこれを使ってくれということで、各自治体が1つ、2つずつ持っていたやつを被災地にばっとトレーラーで送って設置すれば、もう、すぐ仮設住宅になるという、実際にこれは本当に熊本豪雨とかありましたけれども、随分利用されたりしているそうです。

こういう新しいものがどんどん出てきておるということで、調査研究して、本当に毎年、豪雨災害、台風災害が起きている現実でございます。こういうのも調査研究していただきたいなと思います。

また、このトイレなんですが、やはりその研修で聞いて、もう本当にトイレの状況が説明はできないぐらいの悲惨な状況ということでお話を聞きました。本当にもう病気になるぐらい悲惨な現状みたいです。それが、このトイレというのは、すごい画期的な、ビニールで、熱圧着というので電気でビニールをこうラップするんですね。それで、その臭いはアンモニアの液を浸したやつを中に入れて、もう直接鼻にくっつけても全然臭いが通らない。当然、細菌も通らないという画期的なトイレで、これも全国の被災地でもういっぱい使われて実績があるということでございます。

本当にどんどん、どんどんね、日本は災害が多い国でありますので、こういった新商品も使っていただけたらなと思いますので、町としてもいろいろ調査研究して利活用もできますので、町長がおっしゃった道の駅の整備に、簡易的な宿泊設備でもいいし、事務員の、事務員というか職員の、道の駅の職員たちの休憩の場所で使ったりなんかするのも、利用できるかと思います。

たしかこれ、1棟1,000万円と言っていましたね。みんな私の質問はお金がかかることばかりで実にあれなんですけれども、ぜひ検討をしていただきたいと思います。これは、町長、その辺、町長の見解をお伺いしたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

議長（岩崎信幸君） 高田課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） モバイル型の仮設住宅ですが、こちらは災害発生時に被災地への居住スペースとして移動可能なトレーラーハウスやコンテナハウスと呼ばれているものですが、これにつきましては、報道でも大変多く、数多く見かける機会もございました。既に導入を進めている近隣市町村もございますので、本町としても調査研究し、導入を検討していきたいと考えております。

また、トイレについてですが、こちらご紹介いただいたこのトイレについてなんですけれども、この手動でなく電動式の物を昨年10台ほど、町として購入済みでございます。まだ使っておりませんので、電動ではなく手動のほうがいいのかどうなのかというのもありますけれども、一応10台ほどは用意した状態でございます。ただ、また、トイレについても、群馬県がトレーラートイレということで、移動式のトイレの導入を検討していることを承知しております。こちらにつきましてもやはり、議員さんおっしゃられるとおり、災害時に一番トイレの問題というのが、環境のその悪化とさらなるあれですね、防疫体制とかそういったものを考えると、必要であるということは認識しておりますので、町としても調査研究を進めたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） それでは、次に移ります。

カーボンニュートラルについてですが、国では、2050年までに二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量をゼロにするということで、その実現に向けての町の取組をお聞かせ願いたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） カーボンニュートラルについては、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味し、温室効果ガスの排出量の削減、並びに吸収作用の保全及び強化を行う必要があります。そのためには、何といたっても昨日来から話が出ております3R、リデュース・リユース・リサイクルの推進が必要であると考えております。これらについては、町民の皆様はもちろん、自治会や各種団体、関係機関、また広域圏等も含めた様々な



枠組みで取り組んでいく必要があると考えております。可能な限り積極的に取り組んでいきたいと考えております。

詳細につきましては、住民課長より説明をさせます。

議 長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 町では現在、住宅用太陽光発電システムの設置時、設置整備事業補助金を実施しているほか、ごみの減量化に取り組むことで温室効果ガスの削減にもつながりますので、また、先ほど小池議員の答弁もお答えさせていただきましたけれども、リサイクル率の向上のための宅配便を利用した小型家電の回収やインクカートリッジの回収などの取組を行っているほか、自治会など各種団体で資源ごみ回収を行っていただいております。ごみの分別収集の細分化につきましては、広域組合や構成市町村と連携をし、取組を進めていきたいと考えているところです。

また、生ごみ処理機の補助金等につきましても、来年度の予算に計上のほうをさせていただきました。また、食品ロスを減らすための継続した啓発と、各種団体等と連携・協力し、フードバンクの活動への協力やフードドライブの取組などについて進めていきたいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） ありがとうございます。

それから、このカーボンニュートラルの対策について今、ガソリンとか軽油の車がだんだん、いずれですか、そんな遠くない時代にもう製造しなくなるなんていうことで、そこで、公用車の電気自動車化、EV化ですかね。それを徐々に始めていけばよろしいんじゃないかと思うんですけども、一遍に替えないで少しずつEVへの転換ですか。それと、役場に充電設備なども設置して、なるべくEV車の普及の後押しじゃないけれども、町民が利用するときの利便性を考えたり、そういったことも考えたらいかがかと思いますが、町長、見解をお伺いいたします。

議 長（岩崎信幸君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） 公用車の段階的な転換という面で、現在の電気自動車における状況を考えますと、吉岡町で最も台数が多く使用頻度が高い軽自動車につきましては、今、その軽自動車規格での国産電気の自動車のラインナップが非常に乏しい状況でございます。また、将来的にはそのメリットがデメリットを上回るときが来るとは考えますが、現時点におきましては、導入していくには現実的な問題が多いと考えております。ガソリン自動車

と比較して高価であること、また、充電時間と走行距離などのデメリットもあり、維持管理やコスト面などを考慮しますと、今すぐ役場の公用車として更新をしていくということは考えておりません。また、購入後20年近く経過する車両も多数ありまして、現在の厳しい財政状況の中で、現状は年に1台程度入替えを行っているという状況でございます。

現在、軽自動車規格での電気自動車のラインナップが極めて少ない状況が、また、いまだかなり高額であること、今後そのような状況が改善されていく中で、電気自動車の普及の状況を見ながら、車両の入替えの際にハイブリッド車や電気自動車での更新を検討してまいります。また、将来的には電気自動車のメリットがデメリットを上回ると判断できる時が来ると考えられますので、そのようなタイミングで計画的に、そして段階的に電気自動車への転換を検討してまいりたいと考えております。

また、充電設備の設置についてでございますが、補助金を見込んでも高額な整備費用、そして、維持管理コストも必要になると考えられますので、財政状況を考慮し、また、今後の電気自動車の普及の状況も見ながら、その設置につきましても検討していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） それでは、次の質問に移ります。

通学路の合同点検についてということでございます。

昨日も質問があつて、何か所かということでお伺いしまして、明小の区間が12か所で駒寄管内、区間ですか、通学路が6か所、そして中学校は7か所、計25か所で、未定の3か所というようにありましたけれども、この未定の3か所というのと、この合同点検はどのような形で行ったのか、ちょっとお伺いしたいんですが。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 昨日の富岡大志議員への回答と重複する箇所もございますが、ご了承お願いいたします。

通学路の安全対策につきましては、通学路交通安全プログラムに基づいて、県渋川警察署や県渋川土木事務所、学校関係者など関係機関等と町関係部局による合同点検の結果を受け、必要な対策案を検討し、対策工事を講じているところでございます。

点検結果の概要につきまして、建設課長より答弁をさせます。

議長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 点検の方法につきましては、先ほど町長が述べたとおりでございます。

ご指摘のその対策が未定な箇所が3か所あると、それがどういうことかということでございますけれども、こちらにつきましては、全部で25か所危険箇所があるというふうになったわけでございますけれども、その対策の工事の方法がまだ未定というところで、例えば、カーブミラーの場所が、例えば民地の関係で、設置できる場所がちょっとない場所だったりとか、もう一つは、こちらもやはりその民地の関係で、吉岡中学校の西側の丁字路なんですけれども、そのところもやはり民地の壁がこうありまして、そこは死角でちょっと危ないという指摘があったんですけれども、そこもやはりそういった地権者、民地の関係でちょっと対策の方法がまだ決まっていないと。もう1点は、こちら吉岡バイパス沿いの宮東の信号の交差点なんですけれども、こちら電柱がその歩道にございまして、その電柱がちょっと支障になっていると。やはりその電柱に関しましては関係機関との、いわゆる東電との協議が必要ということなんですけれども、こちらはまだその対策の方法が決まっていない。以上が、その3点の対策の工事が未定な箇所でございます。以上です。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） ぜひ、安全対策をよろしくお願いいたします。

次に移ります。

教育関連についてですが、新たな試みを要望したいということで、これは以前にも質問をさせていただいたんですが、子供たち、GIGAスクール構想ということで、子供たちが皆タブレットを持てるようになったわけですね。それで、オンラインの英会話というのをやっているところがあるんですね、教育長。そういうのを吉岡町、結構人口増で若い人が多い、有名な町でございます。何かこう、吉岡なんか、先ほども小池議員が言っていましたけれども、何か特色あることを、これはよそでもやっているから特色はもう独自というわけにはいかないんですけれども、そういった何かしら、せつかくのいい機会ですので導入してはと思うんですけど、教育長、いかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君） ただいま飯島議員から、吉岡町の教育の特色をというお話をいただいて、大変うれしく思います。

このオンライン英会話につきましては、以前飯島議員が一般質問で取り上げていただいた、隣の榛東村のほうが進めていたということで、早速情報収集させていただきました。

榛東村の現状では、令和元年度まで3年間、大手の業者と連携して、中学校では生徒と外国人が1対1で、また、小学校では、児童と外国人が児童3対外国人1ということ、年に数回、端末を使ってコミュニケーション練習をする授業を実施していたということで

した。

吉岡町として、1人1台端末が入ってから、この英会話について、1人1台端末を利用して何かできないかということで、学校のほうで工夫をして、HiBALIプランで、議員の皆様の協力で導入させていただいた1人1台端末で、学校の離れた場所の外国人と会話することが可能だということが分かりまして、小学校で、隣の教室、またはその隣の教室、別の部屋にALTとか英語指導助手にいてもらって、子供がオンラインでその部屋にいるALTや外国語指導助手、あたかも外国にいるかのような立場で授業を実践したという例があります。

英語学習で、英会話で何が一番大事かといいますと、やはり必要感です。授業との関連の中で、授業を進める中で、この授業でこの英会話が必要だから、ではその内容で外国人と話をしよう。そういうことができるような授業であれば、非常にこのオンライン授業、大手の事業者が行っている授業は有効かなというふうに思います。

大手業者との本格的なオンライン化については予算も相当かかるということで、その辺の必要性との関連、授業の内容との関連を考えた上で、また検討していきたいというふうに思っております。

吉岡町の教育の特色は、あまり手を広げると特色でなくなってしまうので、しばらくはHiBALIプランでいきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） ALTに協力をいただいてやっているというようなことでありますけれども、平成30年に文教厚生常任委員会で、私、常に茨城県の境町というのが題材に上るんですけれども、この境町と私、年中言いますけれども、本当に吉岡と結構似ているんですよ。面積が吉岡の約倍、人口が2万4,000人。それで、町長は元役場の職員。それで、利根川沿い、それで線路が通ってないという。ただ違うのは、ここは物すごいふるさと納税が、30年のときは17億あったんですね、これが今37億だそうです。

それで、そのときのパンフレットで、スーパーグローバルスクール事業というので、境町の小中学校を卒業すると英語がしゃべれるようになりますなんていうあれでね、要するにフィリピンの人の英語というのは物すごく美しい何か発音らしいですね。それで、そのフィリピンのこれはマリキナ市というところと姉妹都市を結んで、それで教師を3人ほど最初呼んだんですね。そのうち20人ぐらいを連れてきて、直接こう英会話をやるんですよ。

そんなこの境町のこういうすごいスーパーグローバルスクール事業なんて、中学を卒業したらしゃべれるようになっちゃうなんていったら、もうみんな子供がそちらへ行っちゃ

うんじゃないかと思うから、あんまり宣伝するとみんな境町行っちゃうような感じであれなんですけれども、要するにこういうですね、町長、予算が、これから駒寄の東も産業団地ができたりして、道も、これからまた質問するんですけども、いろいろ固定資産税等町税が上がって財政が豊かになったら、ぜひこういう中学校卒業したらみんなが英語をしゃべれるような教育も目指していただきたいなと思います。

続きまして、昨年、高崎市の中居小学校で、県のモデル事業で、これは群馬県子どもがスポーツに親しむ環境の整備事業補助金というものなんですけれども、そういった事業で、校庭の芝生化を行ったというふうに記事がありました。

この芝生化は、本当に世の中、本当に立派ないろいろな先生がいて、同志社大学の、今は大和大学なんですけど、福田美紀さんと、同志社大学の鈴木直人さんという方が、校庭の芝生化が社会性の発達に及ぼす効果などというので、子供たちを対象にした調査というのをやっているんですね。そうした中で、この芝生化がどれだけいいかということで書いてあるんですよ。今の子供たちというのは、子供たちを取り巻く環境の変化に伴い、遊びの質的变化が生じていることが指摘されている。例えば、集団での外遊びが減少し、パーソナルな世界での実体験のない、1人または小集団化した室内遊びが増えており、遊びの喪失とも、遊びの貧困化とも言われているということでございます。

本来、子供は遊ぶことによって身体や運動能力の発達、情緒の発達、知能及び創造性の発達、社会性の発達、コミュニケーションの発達など、様々な能力を発達させることができるということで、そしてこの芝生化される前と芝生化された後の比較調査を行った結果、児童の精神的変化を検討した結果、芝生化前に比べ、芝生化後は外で遊ぶ子供の数が増加すること、けがを恐れることなく走れるために身体活動量が増加し、ストレス反応が減少することを見いだした。これらの効果というのは、短期ではなくて長期にわたって維持されているというような結論があったわけなんです。

それで、高崎の中居町のこの芝生化のやり方というのは、子供たちが苗を、校庭に穴を空けてもらって、そこに苗をこういうように植えて、それで足で踏み固めるということで、何か生育の早い西洋芝、ティフトンというのをを使って、それをポットで育てて苗木を移植する鳥取方式というのを採用しているらしいんですけども、順調に生育すれば約3か月で芝生が校庭一面に広がるということでございます。そういった何か簡単な、業者に頼んできれいに整地して砂を敷いて芝を張って、また砂をまいてとかそういうものではなくて、穴を大人が空けてあげて、そこに苗を植えておくと、3か月で芝生が一面に広がってしまうという、何かそういう方式があるらしいんですね。

ぜひ、なかなか全国的にも芝生化するところというのは、大都会だとあるかもしれませんが、なかなか地方ではまだまだ全然少ないんですけども、たまたまこういう形

でこの補助金事業でやったということで載っていましたが、ぜひ吉岡町も、全面とは言わずに、一部でも確かに芝生があると、素足で寝転がったり、今は子供がコロナとかいろいろ本当にかわいそうな、本当にストレスもたまっているような時代だと思うので、モデル的に校庭の3分の1ぐらいやってみるとか、そのぐらいはこういう補助事業に手を挙げて、うちもちょっとやらせてもらいたいというような形でぜひやっていただきたいと思いますが、教育長、いかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 芝生化の効果として、議員言われたとおり、その騒音の削減とか、暑い夏場に太陽光を吸収することとか、また、屋外での活動を安全で楽しく過ごせることができるなどが挙げられるようです。その一方で、芝生化する場合、コストの関係と芝生化する区域の検討というものも必要になってくると考えております。

まず、コスト面から言えば、芝生の材料代のほかに土壌調査が必要となります。もし芝生の成長に不適な土壌の場合には、さらに土壌を入れ替える必要も生じるほか、芝生を維持するための管理費用もかかってきます。また、芝生化する区域についてですが、現在の校庭の利用形態として、走ることを前提としているようなトラック周辺の芝生化は難しいと考えられますので、それ以外のスペースでどの程度の芝生化ができるのか考えなくてはなりません。

なお、本事業は、議員おっしゃるとおり群馬県の補助事業等も用意されておりますが、その満たさなければならない交付要件等も幾つかあるようですので、このことにつきましては、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） ぜひ検討してみてください。

次に移ります。

吉岡バイパスの延伸に関してでございます。

町長、この今月、3月議会の施政方針で、令和9年度までに着手するプランが示されているというふうにおっしゃったんですけれども、昨年と今年の施政方針では全然文言が消えてしまってちょっと心配しているんですけれども、ちょっと私も、施政方針が平成26年から始まっているんですね。

それで、そのときの吉岡バイパスの記述がどんな形で来ているかということちょっと調べてみましたら、平成26年、これは町長が言ったあれですよ、「何度もお願いしてきたが、なかなか事業化のめどが立ちません」。27年がなくて28年、「なかなか事業化

のめどが立ちません」。29年はあったんですつけ。あったけれども、30年、「知事からくどいと言われるほどお願いし、県議の力添えをいただきながら渋川市と連名で要望活動をしてきた。平成39年までに宮東の交差点から高渋バイパス間について着手するとの考えが示された」。31年、「39年度までに大久保から上野田までの間を事業区間として、39年までに着手する考えが県から示された」。そして、令和2年、町長が初めて施政方針やった年ですね。「令和9年度までに着手することが示されている」というふうにあります、そして、昨年と今年は記述がなくなってしまったんですけれども、ちょっと消えてしまうと、施政方針では確かに文言では、町長は、近隣の市町村と連携しながら基盤整備事業をやっていきたいというふうにおっしゃっていますけれども、何か消えてしまうと、ずっと続いていたのが消えてしまうと、何か少しウエートがちょっと薄れてきたとか、だんだんこう消えちゃうのかなというふうに心配しておりましたので、ちょっとその辺を町長に見解をお伺いいたします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 吉岡バイパスの延伸に関してご質問いただきました。

令和3年度の施政方針では、県道前橋伊香保線吉岡バイパスの延伸に関しましては、令和2年12月に改定されたぐんま・県土整備プラン2020の中で、着手に向けて検討する事業に位置づけられており、この後お話しいたします地域連携とも重複する部分がございますが、渋川市も都市計画の見直しを行い、前橋伊香保線バイパスの延伸先を新規構想路線と位置づけたということですので、渋川市と連携、協力していきたいと考えております。そのように説明させていただいております。

また、渋川市と地域連携協定を踏まえたJR八木原駅東口の整備や吉岡バイパスの延伸先に関する渋川市都市計画道路半田南線などの今後の政策については、渋川市と連携を図りながら整備を進めていきたいと考えております。

なお、令和4年度の施政方針では、第6次総合計画がスタートすることから、総合計画基本構想を踏まえた目標達成に向けて、各行政分野の一層の充実を図っていくための施策の方向性をベースに、施策方針を作成しております。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） ぜひ、本当に進めていただきたいと思います。

また、よく渋川市長なんかとこういう、知事と懇談会みたいなものがあるというふうな場合があるということをお聞きしていますけれども、柴崎町長はそういった要望活動みたいなものはなさったんでしょうか、お伺いします。

議 長（岩崎信幸君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 都市計画道路大久保上野田線吉岡バイパスの延伸につきましては、渋川市との連携が不可欠でございます。

令和元年8月に、2年ぶりに渋川市及び吉岡町地域連携に関する協議会を開催し、地域連携に関する事項の協議を行いました。

そして、令和元年12月には、渋川市長をはじめ、関係する県議会議員、そして渋川市長と連名で、群馬県知事と県土整備部長に、渋川市及び吉岡町の相互連携によるまちづくりにおける道路・交通分野に関する要望を直接行っております。その中で、都市計画道路大久保上野田線の早期整備について、改めて要望を実施したところでございます。

また、その後につきましても、両市長による連名での要望はありませんが、先日、懇談会を知事と行える機会がございまして、その中で吉岡バイパスの延伸事業の必要性を知事に直接訴えたところでもございます。今後も、渋川市とともに連携事業として進めていきたいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 先ほど施政方針のところでは言いましたけれども、平成30年に、知事からくどいと言われるほどお願いしたということで、このとき高渋バイパスまだ造っている最中でつながっていないんですね。そのときにこの延伸のことを話したら、「向こうのバイパスが仕上がってからだ」と何か言われたらしいんですね。高渋バイパスもできていないのにこちらの話をするんじゃないというような形で、何か知事と結構しつこく、しつこいと言われたというふうな話を聞いたことありますので、粘り強くよろしく願いいたします。

また、次ですけれども、駒寄スマートICの西側の産業団地なんですが、昨年の12月頃、池端地区で何か公会堂で話し合いが持たれたなんていうような情報を聞いておりますので、今後の取組について、町長、見解をお伺いいたします。

議 長（岩崎信幸君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 駒寄スマートインターチェンジ西側の産業団地について、今後の取組はとのご質問をいただきました。

既にご存じのことと思いますが、かねてより準備を進めておりました「駒寄スマートインターチェンジ周辺での産業振興に関する覚書」について、昨年の11月15日に前橋市の山本市長をはじめ、両議会の議長など関係者の同席の下、締結をさせていただきました。



この覚書につきましては、両市町の間で勉強会を設置し、それぞれの経験や知識、あるいは情報や意見を交換し合い、相互に連携、協力しながら、地域の産業振興を図るとの内容になっております。

今後の取組などについては、産業観光課長に答弁をさせます。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 駒寄スマートインターチェンジ西側の産業団地構想につきましては、今年の1月27日に群馬県企業局と産業政策課との打合せを行っております。

また、先月になりますが、2月14日には、先ほど町長がお答えいたしました、前橋市との覚書にあります勉強会を実施し、現在進められている産業団地について、前橋市の進捗状況などをお聞かせいただいたところでございます。

今後におきましても、先行する前橋市との勉強会の継続的な実施と同時に、群馬県企業局や産業政策課等のご助言をいただきながら、具体的な検討を行っていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 以上をもちまして、一般質問を終わります。

議長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、10番飯島 衛議員の一般質問が終わりました。

これをもちまして、本日の会議に予定されておりました一般質問は終了しました。

---

散 会

議長（岩崎信幸君） 本日はこれをもって散会といたします。

お疲れさまでした。

午前11時50分散会



# 令和4年第1回吉岡町議会定例会会議録第5号

令和4年3月16日（水曜日）

## 議事日程 第5号

令和4年3月16日（水曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 委員会議案審査報告  
(総務産業・文教厚生 各常任委員長及び予算決算特別委員長報告)〔第2～第22〕  
(委員長報告に対する質疑)
- 日程第 2 議案第 4号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 3 議案第 5号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 4 議案第 6号 吉岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 5 議案第 7号 群馬県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について  
(討論・表決)
- 日程第 6 議案第 8号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び同委員会規約の変更に関する協議について  
(討論・表決)
- 日程第 7 議案第 9号 行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例  
(討論・表決)
- 日程第 8 議案第10号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 9 議案第32号 吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第10 議案第11号 吉岡町障害者特別年金支給条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第11 議案第12号 渋川地域介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について  
(討論・表決)
- 日程第12 議案第13号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第13 議案第14号 吉岡町農産加工販売施設の設置及び管理に関する条例及び道の駅よしお

か温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第14 議案第15号 町道路線の認定・廃止について

(討論・表決)

日程第15 議案第16号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算(第11号)

(討論・表決)

日程第16 議案第17号 令和3年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第2号)

(討論・表決)

日程第17 議案第18号 令和3年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

(討論・表決)

日程第18 議案第19号 令和3年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)

(討論・表決)

日程第19 議案第20号 令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

(討論・表決)

日程第20 議案第21号 令和3年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)

(討論・表決)

日程第21 議案第22号 令和3年度吉岡町水道事業会計補正予算(第3号)

(討論・表決)

日程第22 議案第23号 令和3年度吉岡町下水道事業会計補正予算(第3号)

(討論・表決)

日程第23 委員会議案審査報告(予算決算特別委員長報告)〔第24〕

(委員長報告に対する質疑)

日程第24 議案第24号 令和4年度吉岡町一般会計予算

(討論・表決)

日程第25 委員会議案審査報告

(総務産業・文教厚生 各常任委員長報告)〔第26～第32〕

(委員長報告に対する質疑)

日程第26 議案第25号 令和4年度吉岡町学校給食事業特別会計予算

(討論・表決)

日程第27 議案第26号 令和4年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算

(討論・表決)

日程第28 議案第27号 令和4年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

(討論・表決)

- 日程第 2 9 議案第 2 8 号 令和 4 年度吉岡町介護保険事業特別会計予算  
(討論・表決)
- 日程第 3 0 議案第 2 9 号 令和 4 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算  
(討論・表決)
- 日程第 3 1 議案第 3 0 号 令和 4 年度吉岡町水道事業会計予算  
(討論・表決)
- 日程第 3 2 議案第 3 1 号 令和 4 年度吉岡町下水道事業会計予算  
(討論・表決)
- 日程第 3 3 請願の付託案件審査報告(文教厚生常任委員長報告)〔第 3 4〕  
(委員長報告に対する質疑)
- 日程第 3 4 請願第 1 号 「育児休業の保育要件」の緩和に関する請願  
(討論・表決)
- 日程第 3 5 発委第 1 号 ロシアによるウクライナ軍事侵攻に対する非難決議  
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 3 6 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 3 7 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 3 8 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 3 9 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 4 0 予算決算特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 4 1 議会議員の派遣について
- 

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（13人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
8番	村越 哲 夫 君	9番	坂田 一 広 君
10番	飯島 衛 君	11番	平形 薫 君
12番	山畑 祐 男 君	13番	小池 春 雄 君
14番	岩崎 信 幸 君		

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総 務 課 長	高田 栄 二 君
企画財政課長	高橋 淳 巳 君	住 民 課 長	中島 繁 君
健康子育て課長	米沢 弘 幸 君	介護福祉課長	永井 勇一郎 君
産業観光課長	岸 一 憲 君	建 設 課 長	大澤 正 弘 君
税務会計課長	中澤 礼 子 君	上下水道課長	笹沢 邦 男 君
教育委員会事務局長	小林 康 弘 君		

---

## 事務局職員出席者

事 務 局 長 福島 良 一 主 事 岸 美 穂

## 開 議

午前9時30分開議

議長（岩崎信幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

これよりお手元に配付してあります議事日程（第5号）により会議を進めます。

本日は、各委員会に付託した議案の委員長報告を、議事日程第1、第23、第25、第33で予定しております。

日程第1では主に条例関係と令和3年度の各会計の補正予算の報告、日程第23では令和4年度一般会計当初予算の報告、日程第25では令和4年度の一般会計以外の各会計の当初予算の報告、日程第33では請願の報告となりますので、各委員長におかれましてはよろしく申し上げます。

---

### 日程第1 委員会議案審査報告（総務産業・文教厚生 各常任委員長及び予算決算特別委員長報告）

議長（岩崎信幸君） 日程第1、委員会議案審査報告を議題といたします。

委員長報告を求めます。

議事日程第2から第22までの付託した議案について、総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会、予算決算特別委員会の各委員長から報告をしていただきます。

最初に、総務産業常任委員会富岡委員長、委員長報告をお願いします。富岡総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員会委員長 富岡大志君登壇〕

総務産業常任委員長（富岡大志君） 5番富岡です。

総務産業常任委員会の議案審査報告を行います。

3月1日に、本会議にて議長より当委員会に付託されました議案について、3月10日午前9時30分より役場2階大会議室において、委員全員、議長、及び執行から町長、副町長、教育長、課・局長、室長の出席の下、審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

議案第4号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、フレックスタイムがどのようなものなのか、県内で導入している自治体がどれくらいあるのかとの質疑に、導入の目的がワーク・ライフ・バランスの推進という意味合いがあり、保育園の送迎の都合とか、介護を理由とした場合や資格取得で勉強するため仕事を早く切り上げて帰るなど、自分の生活スタイルに合わせて使うことができる、業務に支障

が出ない範囲で申請を承認することとなる。また、原則4週間単位で申請し、それぞれ週ごとの時間を設定していく形となる。県内では実施しているところはまだなく、今回吉岡町で始めることになると、県内で初めてということになるとの答弁。また、コア時間と許可権限者はどうなっているのかとの質疑に、コアタイムは午前9時から午後4時、16時までの時間の中で連続した5時間となる。フレックスタイム承認については、任命権者ということになっているが、室員に関しては室長が承認し、室長については課長が承認する形を想定しているとの答弁がありました。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第5号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、第2条4号のアの改正内容を分かりやすく説明してほしいとの質疑に、育児、介護部分休業、介護時間の取得要件の緩和で、引き続き在職した期間が1年以上という規定があったものを廃止するものという答弁がありました。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第6号 吉岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例は、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第7号 群馬県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議については、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第8号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び同委員会規約の変更に関する協議については、吉岡町が共同設置した公平委員会に入っている理由はとの質疑に、公平委員会の案件自体が今までほとんどなかったこと、共同設置をすることで、運営上の事務負担等の軽減が図られることが主な理由であるという答弁がありました。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第9号 行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例については、押印見直しするものがどのくらいあるのかとの質疑に、今年度末に向けて現在見直しを行っているところで、町民に関係するものでは830件が今年度末までに見直される見込みであるとの答弁。また、押印見直しされるものの一覧について、ホームページへの掲載をする考えはあるのかとの質疑に、町民の方にとって分かりやすくお示しできる最善の方法を今後考えていきたいとの答弁等がありました。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第13号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例は、融資申込みが年にどれくらいあるのか、審査会がどれくらいのペースで行われるのかとの質疑に、融資申込みは令和元年度9件、令和2年度6件、令和3年度1件となっている。また、審査委員には融資の申込みが出てきたときに資料を配付し、それぞれで可否を審査してもらって



るとの答弁がありました。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第14号 吉岡町農産加工販売施設の設置及び管理に関する条例及び道の駅よしおか温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、第9条の「町長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる」について、その減額基準の設定はと確認する質疑に、現在規則については総務課の例規担当と最終的な詰めを行っており、精査をした上できちんと割合についても出していきたいとの答弁がありました。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第15号 町道路線の認定・廃止については、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第22号 令和3年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）は、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第23号 令和3年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第3号）は、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

以上をもって報告させていただきます。

議長（岩崎信幸君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

富岡委員長、自席にお戻りください。

続きまして、文教厚生常任委員会村越委員長、委員長報告をお願いいたします。村越委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 村越哲夫君登壇〕

文教厚生常任委員長（村越哲夫君） 令和4年第1回定例会文教厚生常任委員会の議案審査報告を行います。

文教厚生常任委員会では、3月1日、本会議において議長より付託された議案9件について、3月14日月曜日午前9時30分より役場2階の大会議室において、委員5名、議長、執行側から町長、副町長、教育長、局長、関係課長、室長の出席の下、審査をいたしましたので、結果を報告します。

議案第10号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。本議案は、未就学児の均等割保険税の5割軽減を実施するための改正です。審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決しました。

議案第32号 吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。本議案は、条例の字句の誤りを訂正するための改正です。審査の結果、原案適正と認め、

賛成多数で可決しました。

議案第11号 吉岡町障害者特別年金支給条例の一部を改正する条例。本議案は、年金支給の基準日の見直し、及び既定条例の整理を行うもので、年金支給対象となる人が、障害がありながら、重度でない障害者とか、障害基礎年金の対象にならない方に対して、補完的事業に対して対象になる人ということ。審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決しました。

議案第12号 渋川地域介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について。質疑としては、委員の定員増員の内容には対して、毎週出席している委員の負担を軽減するために、現在定員31人を50人以下に増員し、隔週出席方式として負担軽減を図るものとする。なお、委員会は過半数の出席で成立すると。審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決しました。

議案第17号 令和3年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第2号）。主な質疑としては、歳入の給食費納入金の減少理由は何かに対して、年度初の予算策定時における、本町学校への編入者の見込み数に対して、実編入者が下回ったため、給食費納入者も減少との説明がありました。2として、学校給食用廃油の量と売却単価の質疑には、量は1,160キログラム、単価はキログラム当たり20円で前年度と同額でした。以上、質疑のほか、内容の審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決しました。

議案第18号 令和3年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。質疑では、諸収入の雑入860万円の理由は対して、年度精算金の決定に伴って補正したものでした。審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決しました。

議案第19号 令和3年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）。原案適正と認め、賛成多数で可決しました。

議案第20号 令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）。主な質疑としては、介護予防住宅改修費が予算比、約240万円の減だが、利用しづらい理由などあるのかに対して、住宅の改修、本人への介護サービスについては、ケアマネジャーとの対話によって行っているので、利用者への周知不足などはないと考えているとの説明がありました。審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決しました。

議案第21号 令和3年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）。審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決しました。

以上、報告といたします。

議長（岩崎信幸君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

村越委員長、ご苦労さまでした。自席にお戻りください。

続きまして、予算決算特別委員会飯島委員長、委員長報告をお願いします。飯島委員長。

〔予算決算特別委員会委員長 飯島 衛君登壇〕

予算決算特別委員長（飯島 衛君） 10番飯島です。予算決算特別委員会委員長報告を行います。

去る3月1日、本会議におきまして、当委員会に付託されました議案第16号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第11号）について、3月7日午前9時30分より大会議室において、執行より町長、副町長、教育長、関係課長、局長、室長、議長、委員全員の出席の下、慎重に審査を行いましたので、報告いたします。

歳入歳出ともに、款、項、目の目ごとに審査いたしました。

歳入では、補正の適正化、町有財産賃貸料について質疑がありました。クラウドファンディングの件数などの質疑では41件とのことでした。

歳出では、郊外不動産の実績、ひとり暮らし高齢者保養事業の中止に関して、また児童遊具工事などについて質疑がありました。

審査の結果、原案を適正と認め、賛成多数で可決されました。

以上、委員長報告といたします。

議長（岩崎信幸君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

飯島委員長、自席にお戻りください。

---

## 日程第2 議案第4号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第2、議案第4号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第4号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第4号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第5号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第3、議案第5号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第5号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第4 議案第6号 吉岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第4、議案第6号 吉岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第6号 吉岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第5 議案第7号 群馬県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

議長（岩崎信幸君） 日程第5、議案第7号 群馬県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第7号 群馬県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてを委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第8号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び同委員会規約の変更に関する協議について

議長（岩崎信幸君） 日程第6、議案第8号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び同委員会規約の変更に関する協議についてを議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第8号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び同委員会規約の変更に関する協議についてを委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第9号 行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第7、議案第9号 行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第9号 行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第10号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第8、議案第10号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第10号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第32号 吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第9、議案第32号 吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第32号 吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第32号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第11号 吉岡町障害者特別年金支給条例の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第10、議案第11号 吉岡町障害者特別年金支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第11号 吉岡町障害者特別年金支給条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第11号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第12号 渋川地域介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議 について

議長（岩崎信幸君） 日程第11、議案第12号 渋川地域介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第12号 渋川地域介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についてを委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第12 議案第13号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第12、議案第13号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第13号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第13号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第14号 吉岡町農産加工販売施設の設置及び管理に関する条例及び道の駅よしおか温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第13、議案第14号 吉岡町農産加工販売施設の設置及び管理に関する条例及び道の駅よしおか温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第14号 吉岡町農産加工販売施設の設置及び管理に関する条例及び道の駅よしおか温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。



よって、議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 議案第15号 町道路線の認定・廃止について

議長（岩崎信幸君） 日程第14、議案第15号 町道路線の認定・廃止についてを議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第15号 町道路線の認定・廃止についてを委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第15 議案第16号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第11号）

議長（岩崎信幸君） 日程第15、議案第16号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第16号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第11号）を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第16 議案第17号 令和3年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第2号）

議長（岩崎信幸君） 日程第16、議案第17号 令和3年度吉岡町学校給食事業特別会計補正

予算（第2号）を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第17号 令和3年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第2号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第17 議案第18号 令和3年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議長（岩崎信幸君） 日程第17、議案第18号 令和3年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第18号 令和3年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第18 議案第19号 令和3年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

議長（岩崎信幸君） 日程第18、議案第19号 令和3年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第19号 令和3年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第19 議案第20号 令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議長（岩崎信幸君） 日程第19、議案第20号 令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第20号 令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第20 議案第21号 令和3年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

議長（岩崎信幸君） 日程第20、議案第21号 令和3年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第21号 令和3年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第21 議案第22号 令和3年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）

議長（岩崎信幸君） 日程第21、議案第22号 令和3年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第22号 令和3年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第22 議案第23号 令和3年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第3号）

議長（岩崎信幸君） 日程第22、議案第23号 令和3年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第23号 令和3年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第3号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第 2 3 委員会議案審査報告（予算決算特別委員長報告）

議長（岩崎信幸君） 日程第 2 3、委員会議案審査報告を議題とします。

委員長報告を求めます。

議事日程第 2 4 の付託した議案について報告をしていただきます。

それでは、予算決算特別委員会飯島委員長、委員長報告をお願いします。飯島予算決算特別委員長。

〔予算決算特別委員会委員長 飯島 衛君登壇〕

予算決算特別委員長（飯島 衛君） 10 番飯島です。予算決算特別委員会委員長報告を行います。

去る 3 月 1 日、本会議におきまして、当委員会に付託されました議案第 2 4 号 令和 4 年度吉岡町一般会計予算について、3 月 7 日 10 時 50 分から 9 日の 3 日間にわたり、大会議室において、執行より町長、副町長、教育長、関係課長、局長、室長、議長、委員全員の出席の下、慎重に審査を行いましたので、報告いたします。

7 日より歳入歳出の款、項、目の目ごとに審査いたしました。

町税では、滞納額や見込み人数、地方交付税増額の要因、住宅使用料の滞納、防災無線デジタル化事業などに質疑があり、浄化槽設置整備事業費交付金の質疑では、2 基を見込んでいるとのことでした。

歳出では、総務管理費で、自治会振興助成金や集会施設等整備事業補助金、公共施設樹木等管理業務委託料の入札、マイナポイント事業委託料、高校生等自転車ヘルメット補助金などに多くの質疑がありました。高校生のヘルメット補助金では 700 件分を見込んでいるとのことでした。社会福祉費では、温泉施設使用料の無料招待券について、自治会に入っていない世帯への対応についての質疑があり、自治会の加入に関係なく配布をお願いしているとのことでした。また、社会福祉協議会補助金や配食サービス・移送サービス助成費などに多くの質疑がありました。保健衛生費では、コロナ予防接種の委託料についての質疑がありました。清掃費では、一般ごみ収集委託料、渋川広域負担金、資源ごみ回収事業補助金などに質疑がありました。農業費では、道の駅関連に多くの質疑があり、RV パークの整備工事では 2 台分を予定しているとのことでした。また、湧水対策施設維持管理費については、基金残高について質疑がありました。商工費では、温泉施設の改修工事、都市計画費では漆原総社線第 1 工区調査設計業務委託料、上野田ふれあい公園の遊具設置工事などの質疑がありました。小学校費では、駒寄小学校の校庭用地買収費について、中学校費では自転車通学のヘルメット補助金についての質疑がありました。社会教育費では、大樹町子ども交流事業、図書館通帳の実績など質疑がありました。保健体育費では八幡山グラウンド周辺基本構想策定業務委託費について質疑があり、専門性のある整備へのこ

とでした。給食センター費では、調理業務委託料で町民の雇用について質疑がありました。最終日には総括質問を行い、審査の結果、賛成多数で可決されました。

なお、当委員会では審査の過程で課題となった事案に対して、要望書を提出することと決定いたしました。

予算執行に関する要望事項。1、予算書の説明資料のさらなる改善を図られたい。2、消防団員の確保と処遇改善を図られたい。3、ごみの減量化への取組強化を図られたい。4、全庁挙げて目標を設定し、ふるさと納税の強化充実を図られたい。5、地域福祉交流拠点施設の西部地区の設置と有効活用のための人員配置、施設で実施する事業の拡大を図られたい。

以上、委員長報告といたします。

議長（岩崎信幸君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

飯島委員長、自席にお戻りください。

---

#### 日程第24 議案第24号 令和4年度吉岡町一般会計予算

議長（岩崎信幸君） 日程第24、議案第24号 令和4年度吉岡町一般会計予算を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） ただいま上程されております議案第24号 令和4年度吉岡町一般会計予算について、反対の立場で討論を行います。

まず指摘しておきたいのは、昨年12月定例議会におきまして、文教厚生常任委員会より、全会一致をもって、新年度予算編成期において6項目の要望を行いました。これは12月定例会で委員長が読み上げたとおりで、12月10日付で議長より町長に提出されております。

中身におきましては、1としまして、コロナ対策としてワクチン接種の適切な対応、町独自の貸付けと給付等（コロナウイルスの影響を受けた町内の小中高校生の就学助成等の支援）制度の早急な実施を求める。また、生理用品を支給する方法については、アンケートを取るなどして、プライバシーに配慮した対応を求めるということでありました。これはナーバスな問題であり、特に要請したわけであります。

しかし、町の回答では、町独自の生活困窮者向けについては、現在のところは考えてい

ない。また、就学助成であるとか、今生理の貧困ということが言われておりますけれども、これらについても申請により支援金を支給する制度について、令和4年度に予算計上しましたという言い方で、全く委員会が求めたプライバシーに配慮する、このことが無視されているわけであります。

そして、2点目でありますけれども、学童保育の入所条件の緩和を求める、これも委員会で決定したわけであります。しかし、回答は、学童保育の入所要件は現行どおりとしますということで、一切このことに関しては認めませんという回答であります。

そして、要望事項、これは上野原が該当しますけれども、通学バスの無料化の方向で検討を求めるということに対しても、この使用料で対応を継続していきたいということであります。

そして4点目、給食費、幼児教育・保育費、あるいは医療費（18歳まで）の無料化を求めた件につきましては、当面の間は現行のとおり、そして入院については実施済み、こんなことは承知していますよ。通院についてをお願いしたわけであります。これについても、実施予定はありません。これが回答です。

そして、5項目め、奨学金制度の創設を求める。これについては、奨学金制度の考えはありません、これが回答です。

そして、子供の貧困の実態調査を求める。このことは、まさに今コロナ禍の中で、子供の貧困が特に厳しい状況になっている。そして、このことを調査をして、それにふさわしい手だて、対応をしてほしいということの要望であります。これにつきましては、回答が令和7年4月に子供の貧困に伴う設問を設ける予定。今、令和4年が始まるころですよ。それを、令和7年に子供の貧困に関する設問を設ける予定と。今困っている人に令和7年に検討しますという話ですから、これはひどい話だと思いますよ。全く委員会の意見は聞いていないというのが分かると思います。まさにゼロ回答であります。

また、今年度の予算の特徴的な部分におきましては、漆原総社線の計画が突如として組上に上がってきたことです。町の都市計画道路としては、最優先は県道前橋伊香保線と吉岡バイパスの延伸だったはずであります。町の優先事業としては、懸案の給食センターや八幡山運動公園など様々あるわけでありますけれども、なぜ突然漆原総社線なのか理解できません。金額も多額となりますので、どこまで実現が可能か分かりません。しっかりと先を見据え、計画してほしいものです。

以上を申し上げ、反対討論とするものであります。

議長（岩崎信幸君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第24号 令和4年度吉岡町一般会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第24号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第25 委員会議案審査報告（総務産業・文教厚生 各常任委員長報告）

議長（岩崎信幸君） 日程第25、委員会議案審査報告を議題とします。

委員長報告を求めます。

議事日程第26から第32までの付託した議案について、各委員長から報告をしていただきます。

最初に、総務産業常任委員会富岡委員長、委員長報告をお願いします。富岡総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員会委員長 富岡大志君登壇〕

総務産業常任委員長（富岡大志君） 5番富岡です。

総務産業常任委員会の議案審査報告を行います。

3月1日に、本会議にて議長より当委員会に付託されました議案について、3月10日午前9時30分より役場2階大会議室において、委員全員、議長、及び執行から町長、副町長、教育長、課・局長、室長の出席の下審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

議案第30号 令和4年度吉岡町水道事業会計については、世帯数と給水戸数に差があるのはなぜかとの質疑に、2軒で1つのメーターを使っているところもあり、それが給水戸数と世帯数の差になっている理由だと思われるとの答弁。また、様式関係が非常に分かりづらい、プラス、資料という形でもっと詳しくいただけると、もっと理解できるのではないかとの質疑に、課題ということで内部等々での検討をさせていただきたいとの答弁などがありました。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第31号 令和4年度吉岡町下水道事業会計予算については、大久保、道城辺玉地区の下水道工事が令和9年度の終了の予定だが、予定どおり進むのかとの質疑に、令和4年は当初の計画どおり施工する予定、また令和8年度までには全ての工事が完了見込みで、完成した翌年度には供用開始となる予定との答弁、また全体計画、事業計画等変更業務委託の内容の説明を求める質疑に、令和4年度に県が広域化・共同化計画策定に併せて、基



本フレーム計画と原単位汚水量の見直しがあり、それを基に各市町村がそれぞれの全体計画、事業計画を見直すこととなり、それに伴い認可計画の見直し業務委託となったとの答弁がありました。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

以上をもって報告とさせていただきます。

**議長（岩崎信幸君）** 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**議長（岩崎信幸君）** 質疑なしと認め、質疑を終結します。

富岡委員長、自席にお戻りください。

続きまして、文教厚生常任委員会村越委員長、委員長報告をお願いします。村越文教厚生常任委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 村越哲夫君登壇〕

**文教厚生常任委員長（村越哲夫君）** 文教厚生常任委員会の審査報告を行います。

議案5件について、3月14日月曜日午前9時30分より役場2階大会議室において、委員5名、議長、執行側から町長、副町長、教育長、局長、関係課長、室長の出席の下、審査をいたしましたので、結果を報告します。

議案第25号 令和4年度吉岡町学校給食事業特別会計予算。主な質疑としては、歳入の学校給食納入金の過年度分についてということで、今までの未納入金の内容内訳は、未納者の延べ人数は119人で未納額は254万円と答弁。古いものでは平成17年からのものもあるが、今年度からは納入要請の通知を、役場からではなく、顧問弁護士を通じて送付しており、未納入金回収の実績が上がっているとのこと。今後も続けていくとの説明がありました。2として、新規事業である第3子以降給食費無料化の対象条件はどのようなのかとの質疑に、第3子以降とは、町の小中学校に同時に通学している子供の第3子以降の給食費を無料化することとの説明があった。審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決いたしました。

議案第26号 令和4年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算。質疑としては、今年度からサービスを開始した電子決済の納入利用状況はの質疑に対して、コンビニ利用は、今年2月までに約7,000件の利用があり、全体利用の5%程度の実績があったとの説明がありました。審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決しました。

議案第27号 令和4年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算。1、貸付金の残高はの質疑に、令和4年2月現在で総額1億236万円、貸付け人数は22人が現状とのこと。2の、今後の回収に対する考え方はの質疑には、貸付け者22人のうち、13人が連絡先不明者と死亡されている方がおられるため、今後は行き先の調査、相続人等を調

査し、未収金の回収を考えていくとの説明がありました。3として、借入金未納者の土地・建物などの物件の取扱いはどうする考えかは、未納である借入金の返済は、一般的公平性の観点から、これからも返済を求めていく。現在は物件の差押えは実施していないが、今後は弁護士とも相談しながら対応を考えていくとの説明がありました。審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決しました。

議案第28号 令和4年度吉岡町介護保険事業特別会計予算。何件かの質問がありましたが、介護保険料のコンビニ納入は実施されているとのこと。また、成年後見制度へは、相談、問合せなどが12件ほどあったが、実際の制度利用の申立てはゼロ件であったなど。また、認知サポーターの養成は、地域包括センターが講師となって実施しており、サポーターになるためには年2回開催している養成講座を受講することが必要などの説明がありました。審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決しました。

議案第29号 令和4年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算は、審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決しました。

以上、報告といたします。

議長（岩崎信幸君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

村越委員長、ご苦労さまでした。自席にお戻りください。

---

## 日程第26 議案第25号 令和4年度吉岡町学校給食事業特別会計予算

議長（岩崎信幸君） 日程第26、議案第25号 令和4年度吉岡町学校給食事業特別会計予算を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第25号 令和4年度吉岡町学校給食事業特別会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第25号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第27 議案第26号 令和4年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算

議長（岩崎信幸君） 日程第27、議案第26号 令和4年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第26号 令和4年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第28 議案第27号 令和4年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

議長（岩崎信幸君） 日程第28、議案第27号 令和4年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第27号 令和4年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第27号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第29 議案第28号 令和4年度吉岡町介護保険事業特別会計予算

議長（岩崎信幸君） 日程第29、議案第28号 令和4年度吉岡町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第28号 令和4年度吉岡町介護保険事業特別会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第28号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第30 議案第29号 令和4年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算

議長（岩崎信幸君） 日程第30、議案第29号 令和4年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第29号 令和4年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第29号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第31 議案第30号 令和4年度吉岡町水道事業会計予算

議長（岩崎信幸君） 日程第31、議案第30号 令和4年度吉岡町水道事業会計予算を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第30号 令和4年度吉岡町水道事業会計予算を委員長の報告のとおり決定するこ

とに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第30号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第32 議案第31号 令和4年度吉岡町下水道事業会計予算

議長（岩崎信幸君） 日程第32、議案第31号 令和4年度吉岡町下水道事業会計予算を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第31号 令和4年度吉岡町下水道事業会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[「なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第31号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第33 請願の付託案件審査報告（文教厚生常任委員長報告）

議長（岩崎信幸君） 日程第33、請願の付託案件審査報告を議題とします。

委員長報告を求めます。

委員会に付託した請願について、委員長から報告をしていただきます。

それでは、文教厚生常任委員会村越委員長、委員長報告をお願いします。村越文教厚生常任委員長。

[文教厚生常任委員会委員長 村越哲夫君登壇]

文教厚生常任委員長（村越哲夫君） 文教厚生常任委員会の議案審査報告を行います。

請願1件について、3月14日月曜日午前9時30分より、役場2階の大会議室において、委員5名、議長、執行側から関係課長、室長の出席の下、審査をいたしましたので、結果報告をいたします。

請願第1号 「育児休業の保育要件」の緩和に関する請願。審査の結果、賛成多数で採択されました。

次に、文教厚生常任委員会からの要望書について報告いたします。

吉岡町議会

議長 岩崎 信幸 様

文教厚生常任委員会

委員長 村越 哲夫

当委員会として下記事項を取りまとめました。つきましては、吉岡町長に伝達していただきますとともに、書面にて回答をいただきたいとお願いいたします。

#### 記

#### 要望事項

- 1、コロナワクチン接種の適切な対応、町独自の貸付けと給付等及び小中高校生の就学助成金の支援を求める。
- 2、児童生徒が生理用品をプライバシーに配慮した方法で自由に使用できる支給を求める。
- 3、学童保育の入所条件について、各家庭の実情を考慮して条件緩和を求める。
- 4、育児休業の保育要件の緩和を求める。
- 5、通学バス無料化の方向で検討を求める。
- 6、給食費、幼児教育・保育費、医療費（18歳まで）の無料化を求める。
- 7、奨学金制度の創設を求める。
- 8、子供の貧困の実態調査を早急に求める。

以上の要望をお願いするものでございます。

以上、終わります。

議長（岩崎信幸君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対して、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

村越委員長、自席へお戻りください。

---

#### 日程第34 請願第1号 「育児休業の保育要件」の緩和に関する請願

議長（岩崎信幸君） 日程第34、請願第1号 「育児休業の保育要件」の緩和に関する請願を議題とします。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

請願第1号「育児休業の保育要件」の緩和に関する請願を採択することに賛成の議員は起立願います。

[賛成者起立]

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、請願第1号は採択することに決定しました。

---

### 日程第35 発委第1号 ロシアによるウクライナ軍事侵攻に対する非難決議

議長（岩崎信幸君） 日程第35、発委第1号 ロシアによるウクライナ軍事侵攻に対する非難決議を議題とします。

提出者の議会運営委員会山畑委員長より提案理由の説明を求めます。山畑委員長。

[議会運営委員会委員長 山畑祐男君登壇]

議会運営委員長（山畑祐男君） 12番山畑です。

発委第1号 ロシアによるウクライナ軍事侵攻に対する非難決議の提案理由は、同発議書の朗読をもって提案理由といたします。

#### ロシアによるウクライナ軍事侵攻に対する非難決議

去る2月24日、ロシアが隣国ウクライナへの軍事侵攻を開始したことは、明らかに国連憲章及び人類の平和理念に違反し、世界中の地域社会の平和で安全安心な人々の暮らしを脅かすものであり、断じて容認できない。

さらに、ロシアは国連常任理事国であるにもかかわらず、その元首が「核兵器の使用も辞さない」と他国を威嚇するなど言語道断であり、唯一の核兵器被爆国である日本国民としても、断じて許すことはできない。

たとえいかなる理由があろうとも、軍事力をもってこれを解決しようとすることは、民主的な言論を通じて多様な価値観の融和を図り、市民社会の健全な発展を目指す議会人として、決して看過できない。

よって、群馬県吉岡町議会は、ロシア軍による攻撃やウクライナの主権侵害に強く抗議するとともに、世界の恒久平和の実現に向け、ロシア軍が1日も早くウクライナから完全かつ無条件で撤退することを強く求めるものである。

併せて、我が国政府におかれては、邦人の安全確保はもとより、事態の早期解決に向け、国際社会における日本の地位にふさわしい積極的な対応をされるように求める。

以上、決議する。

令和4年3月16日

群馬県吉岡町議会

以上、提案理由といたします。

なお、議員皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

山畑議員、自席へお戻りください。

この件は委員会発議でありますので、吉岡町議会会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を行いません。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

発委第1号 ロシアによるウクライナ軍事侵攻に対する非難決議を原案のとおり決議することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、発委第1号は、決議することに決定しました。

---

日程第36 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第37 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第38 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第39 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第40 予算決算特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（岩崎信幸君） 日程第36から第40までの各委員会の閉会中の継続調査について、吉岡町議会会議規則第35条により一括議題として、採決はそれぞれ分離して行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。よって、一括議題として決定しました。

各委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各委員会委員長から、吉岡町議会会議規則第71条の規定によりお手元に配りました調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

これよりこの申出5件を分離して採決します。

まず、議会運営委員会委員長からの申出についてお諮りします。



委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、総務産業常任委員会委員長からの申出についてをお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、文教厚生常任委員会委員長からの申出についてをお諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、議会広報常任委員会委員長からの申出についてをお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、予算決算特別委員会委員長からの申出についてをお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

---

#### 日程第41 議会議員の派遣について

議長（岩崎信幸君） 日程第41、議会議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付してありますとおり、議員研修のため、議会議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、配付のとおり、議会議員を派遣することに決定しました。

---

## 町長挨拶

議長（岩崎信幸君） これで本日の会議を閉じます。

以上で令和4年第1回定例会の日程が全て終了しました。

閉会の前に、町長の発言の申入れを許可します。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 令和4年第1回定例会閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ウクライナにおいては、市井に暮らす一般の方々を含む多くの犠牲が出ていると報道されております。繰り返しになりますが、国際紛争解決の手段として、いかなる事情があろうとも、武力による解決はすべきではないと思っております。速やかな停戦及び紛争の解決がなされることを願って、やみません。

また、新型コロナウイルス感染症の状況ですが、国内の感染状況はやや減少してきているとの報道もありますが、既に6万人超え、国外では中国の深圳での大規模な感染が報じられており、全世界的にもまだまだ予断を許さない状況でございます。今後も追加施策の必要が生じたならば、速やかに情報収集に努め、対応してまいりたいと考えております。

さて、本定例会の中で審議していただきました議案につきまして、いずれも可決いただきまして、誠にありがとうございました。心より感謝申し上げます。

第6次総合計画基本構想及びそれに基づく令和4年度予算を可決いただきました。新しい年度に向かっての準備を進めたいと思います。そして、それぞれの事業が円滑に推進できますように、議員各位のご協力とご支援をよろしくお願い申し上げます。

また、本会議における各議案審議の過程及び一般質問の中で賜りましたご指摘、ご意見に対しましては、今後町政執行の中で留意してまいりたいと思っております。

大分春めいてまいりましたが、気候の変化が激しい傾向は続いております。議員皆様におかれましては、ますます健康に十分ご留意の上、ご活躍くださいますようご祈念申し上げます。閉会に当たっての挨拶に代えさせていただきます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

---

## 閉会

議長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、令和4年第1回吉岡町議会定例会を閉会します。

午前10時51分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 岩 崎 信 幸

吉岡町議会議員 飯 塚 憲 治

吉岡町議会議員 廣 嶋 隆